

みやま市地域防災計画

令和5年6月修正

みやま市防災会議

— 総目次 —

— 本編 —

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 風水害応急対策計画
- 第4章 震災応急対策計画
- 第5章 大規模事故等応急対策計画
- 第6章 災害復旧復興計画

— 資料編 —

別添

— 様式編 —

別添

みやま市地域防災計画

— 本 編 —

令和5年 月修正

みやま市防災会議

－ 本 編 目 次 －

第1章 総 則		
第1節 計画の策定方針	第1 計画の目的	12
	第2 計画の位置づけ	12
	第3 計画の構成	13
	第4 計画の修正	13
第2節 関係機関等の業務 大綱	第1 市	14
	第2 消防本部	15
	第3 消防団	15
	第4 自主防災組織	15
	第5 県	16
	第6 警察	17
	第7 指定地方行政機関	17
	第8 自衛隊	20
	第9 指定公共機関	21
	第10 指定地方公共機関	22
	第11 広域連合・一部事務組合	23
	第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者	24
	第13 市民・事業所	25
第3節 市の概況	第1 自然的条件	26
	第2 社会的条件	27
第4節 災害危険性	第1 災害履歴	28
	第2 想定する災害	29
第5節 防災ビジョン	第1 防災ビジョン	30
	第2 基本目標	31
第2章 災害予防計画		
第1節 災害に強い組織・ ひとづくり	第1 防災組織の整備	36
	第2 自主防災活動の推進	37
	第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備	39
	第4 防災知識の普及	40
	第5 防災訓練	42
	第6 調査・連携	43
第2節 災害に強いまちづ くり	第1 都市構造の防災化	44
	第2 建築物の安全化	45
	第3 文化財災害予防対策の推進	45
	第4 ライフライン施設等の整備	45
	第5 交通施設の整備	48

	第6 風水害予防対策の推進	48
	第7 土砂災害予防対策の推進	50
	第8 津波・高潮災害予防対策の推進	51
	第9 火災予防対策の推進	53
第3節 災害に備えた防災体制づくり	第1 防災施設・資機材等の充実	55
	第2 情報の収集伝達体制の整備	56
	第3 応援体制の整備	57
	第4 二次災害の防止体制の整備	58
	第5 救出救助体制の整備	59
	第6 医療救護体制の整備	59
	第7 輸送体制の整備	60
	第8 避難体制の整備	61
	第9 避難行動要支援者安全確保体制の整備	64
	第10 給水体制の整備	68
	第11 災害備蓄物資等供給体制の整備	68
	第12 防疫・清掃体制の整備	68
第3章 風水害応急対策計画		
第1節 応急活動体制	第1 職員の動員配備	71
	第2 警戒活動	73
	第3 災害警戒本部の設置	73
	第4 災害対策本部の設置	74
	第5 災害対策本部の運営	75
第2節 気象情報等の収集伝達	第1 通信体制の確保	83
	第2 気象情報、河川情報等の監視	85
	第3 気象情報の収集伝達	89
	第4 洪水予報の収集伝達	90
	第5 水防警報の収集伝達	92
	第6 異常現象発見時における措置	96
第3節 被害情報等の収集伝達	第1 警戒活動	97
	第2 初期情報の収集	99
	第3 被害調査	100
	第4 災害情報のとりまとめ	101
	第5 県、関係機関への報告、通知	102
	第6 国への報告	103
第4節 災害広報・広聴活動	第1 災害広報	105
	第2 報道機関への協力要請及び報道対応	106
	第3 広聴活動	106
第5節 応援要請	第1 自衛隊派遣要請依頼等	107

	第2 広域応援派遣要請	109
	第3 要員の確保	111
	第4 ボランティアの受入・支援	114
	第5 海外からの支援の受入れ	115
第6節 災害救助法の適用	第1 災害救助法の適用申請	116
	第2 災害救助費関係資料の作成及び報告	117
第7節 救助・救急・消防活動	第1 行方不明者の捜索	118
	第2 救助活動の実施	118
	第3 救急活動の実施	119
	第4 消防活動の実施	119
第8節 医療救護活動	第1 医療救護チームの編成	121
	第2 医療救護所の設置	122
	第3 医療救護活動	122
	第4 後方医療機関の確保と搬送	123
	第5 医薬品、医療資機材等の確保	123
	第6 被災者の健康と衛生状態の管理	124
	第7 心のケア対策	124
第9節 交通・輸送対策	第1 交通情報の収集、道路規制	125
	第2 道路及び海上交通の確保	126
	第3 車両等、燃料の確保、配車	127
	第4 緊急通行車両の確認申請	128
	第5 緊急輸送	128
	第6 物資集配拠点の設置	128
	第7 臨時ヘリポートの設置	128
第10節 避難対策	第1 避難指示等	129
	第2 警戒区域の設定	132
	第3 避難誘導	133
	第4 避難所の開設	134
	第5 避難所の運営	135
	第6 旅行者、滞在者の安全確保	137
第11節 避難行動要支援者対策	第1 安全確保、安否確認	138
	第2 避難所での応急支援	138
	第3 福祉避難所等の確保、移送	139
	第4 避難行動要支援者への各種支援	139
	第5 福祉仮設住宅の供給	139
	第6 福祉仮設住宅での支援	140
	第7 外国人への情報伝達等	140
第12節 生活救援活動	第1 飲料水の確保、供給	141

	第2 食糧の確保、供給	142
	第3 炊き出しの実施、支援	143
	第4 生活物資の確保、供給	144
	第5 救援物資の受入れ等	145
	第6 物資の受入れ、仕分け等	145
第13節 住宅対策	第1 応急仮設住宅の建設等	146
	第2 応急仮設住宅の入居者選定	146
	第3 空家住宅への対応	147
	第4 被災住宅の応急修理	147
第14節 防疫・清掃活動	第1 食品の衛生対策	149
	第2 防疫活動	149
	第3 有害物資の漏洩等防止	150
	第4 し尿の処理	150
	第5 清掃	151
	第6 障害物の除去	152
	第7 動物の保護、収容	153
第15節 遺体の処理・埋葬	第1 遺体の捜索	154
	第2 遺体の処理、検案	154
	第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	155
	第4 遺体の埋葬	155
第16節 文教対策	第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	156
	第2 応急教育	156
	第3 保育所児童の安全確保、安否確認	158
	第4 応急保育	158
	第5 文化財対策	158
第17節 公共施設等の応急対策	第1 上水道施設	159
	第2 下水道施設	160
	第3 電気施設	160
	第4 通信施設	160
	第5 道路施設	161
	第6 河川、水路	161
	第7 漁港・港湾・海岸	161
	第8 鉄道施設	161
	第9 その他の公共施設	162
第18節 災害警備	第1 防犯活動への協力	163
第4章 震災応急対策計画		
第1節 応急活動体制	第1 職員の動員配備	165
	第2 警戒活動	167

	第3 災害警戒本部の設置	167
	第4 災害対策本部の設置	168
	第5 災害対策本部の運営	169
第2節 気象情報等の収集 伝達	第1 通信体制の確保	170
	第2 地震情報の収集伝達	170
	第3 異常現象発見時における措置	172
第3節 被害情報等の収集 伝達	第1 警戒活動	172
	第2 初期情報の収集	172
	第3 被害調査	174
	第4 災害情報のとりまとめ	174
	第5 県、関係機関への報告、通知	174
	第6 国への報告	174
第4節 災害広報・広聴活 動	第1 災害広報	175
	第2 報道機関への協力要請及び報道対応	176
	第3 広聴活動	176
第5節 応援要請	第1 自衛隊派遣要請依頼等	177
	第2 広域応援派遣要請	177
	第3 要員の確保	177
	第4 ボランティアの受入・支援	177
	第5 海外からの支援の受入れ	177
第6節 災害救助法の適用	第1 災害救助法の適用申請	178
	第2 災害救助費関係資料の作成及び報告	178
第7節 救助・救急・消防活 動	第1 行方不明者の捜索	179
	第2 救助活動の実施	179
	第3 救急活動の実施	179
	第4 消防活動の実施	179
第8節 医療救護活動	第1 医療救護チームの編成	180
	第2 医療救護所の設置	180
	第3 医療救護活動	180
	第4 後方医療機関の確保と搬送	180
	第5 医薬品、医療資機材の確保	180
	第6 被災者の健康と衛生状態の管理	180
	第7 心のケア対策	180
第9節 交通・輸送対策	第1 交通情報の収集、道路規制	181
	第2 道路及び海上交通の確保	181
	第3 車両等、燃料の確保、配車	181
	第4 緊急通行車両の確認申請	181
	第5 緊急輸送	181

	第6 物資集配拠点の設置	181
	第7 臨時ヘリポートの設置	181
第10節 避難対策	第1 避難指示等	182
	第2 警戒区域の設定	182
	第3 避難誘導	182
	第4 避難所の開設	182
	第5 避難所の運営	182
	第6 旅行者、滞在者の安全確保	182
第11節 避難行動要支援者対策	第1 安全確保、安否確認	183
	第2 避難所での応急支援	183
	第3 福祉避難所等の確保、移送	183
	第4 避難行動要支援者への各種支援	183
	第5 福祉仮設住宅の供給	183
	第6 福祉仮設住宅での支援	183
	第7 外国人への情報伝達等	183
第12節 生活救援活動	第1 飲料水の確保、供給	184
	第2 食糧の確保、供給	184
	第3 炊き出しの実施、支援	184
	第4 生活物資の確保、供給	184
	第5 救援物資の受入れ等	184
	第6 物資の受入れ、仕分け等	184
第13節 住宅対策	第1 被災建築物の応急危険度判定	185
	第2 被災宅地の危険度判定	186
	第3 応急仮設住宅の建設等	187
	第4 応急仮設住宅の入居者選定	188
	第5 空屋住宅への対応	188
	第6 被災住宅の応急修理	188
第14節 防疫・清掃活動	第1 食品の衛生対策	189
	第2 防疫活動	189
	第3 有害物資の漏洩等防止	189
	第4 し尿の処理	189
	第5 清掃	189
	第6 障害物の除去	189
	第7 動物の保護、収容	189
第15節 遺体の処理・埋葬	第1 遺体の捜索	190
	第2 遺体の処理、検案	190
	第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	190
	第4 遺体の埋葬	190

第16節 文教対策	第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	191
	第2 応急教育	191
	第3 保育所児童の安全確保、安否確認	191
	第4 応急保育	191
	第5 文化財対策	191
第17節 公共施設等の応急対策	第1 上水道施設	192
	第2 下水道施設	192
	第3 電気施設	192
	第4 通信施設	192
	第5 道路施設	192
	第6 河川、水路	192
	第7 漁港・港湾・海岸	192
	第8 鉄道施設	192
	第9 その他の公共施設	192
第18節 災害警備	第1 防犯活動への協力	194
第5章 大規模事故等応急対策計画		
第1節 大規模事故対策	第1 大規模事故の応急対策	196
第2節 危険物等災害対策	第1 危険物等災害の応急対策	199
第3節 海上災害対策	第1 海上災害の応急対策	201
第4節 放射線災害対策	第1 放射線災害の応急対策	203
第6章 災害復旧復興計画		
第1節 災害復旧事業	第1 災害復旧事業の推進	207
	第2 激甚法による災害復旧事業	207
第2節 被災者等の生活再建等の支援	第1 生活相談	210
	第2 り災証明の発行	210
	第3 雇用機会の確保	210
	第4 義援金品の受入及び配分	211
	第5 災害弔慰金等の支給	211
	第6 生活資金の貸与	213
	第7 租税の減免等	215
	第8 住宅復興資金の融資	216
	第9 災害公営住宅の建設等	216
	第10 郵政事業の支援措置	216
第3節 地域復興の支援	第1 農林漁業者への支援	218
	第2 中小企業者への支援	218
第4節 災害復興計画	第1 復興計画作成の体制づくり	219
	第2 復興に対する合意形成	219
	第3 復興計画の推進	219

第1章 総則

第1節 計画の策定方針

第2節 関係機関等の業務大綱

第3節 市の概況

第4節 災害危険性

第5節 防災ビジョン

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に関係する各防災関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）などについて明らかにするものである。

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、みやま市長を会長とする「みやま市防災会議」によって決定され、策定するものである。

本計画は、市、県、関係機関、公共的団体及び市民が、その有する全機能を発揮し、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

なお、この実施に当たっては、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した市民運動の展開が必要である。

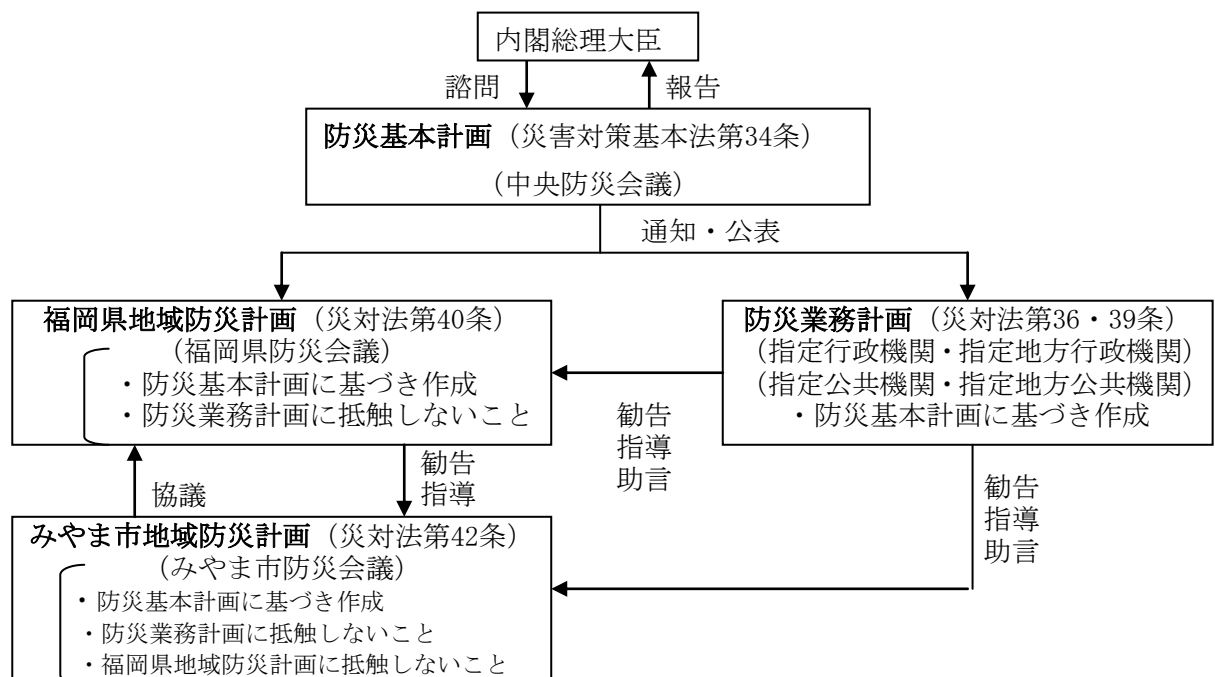
第2 計画の位置づけ

本計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心とし、関係機関等が処理分担すべき事務、業務又は任務を明確にした指針となるものである。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

『地域防災計画の役割』

- 地方公共団体が計画的に防災行政を進める上での指針としての役割
- 住民等の防災活動に際しての指針としての役割
- 国が各種の地域計画を策定し、事業を行うにあたって、尊重すべき指針としての役割



第3 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

■計画の構成

構 成		内 容
本編	第1章 総 則	市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の内容、想定される被害、防災の基本方針等について定めたもの。
	第2章 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定めたもの。
	第3章 風水害応急対策計画	風水害における災害警戒時の応急対策、災害発生後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。
	第4章 震災応急対策計画	地震発生直後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策等について定めたもの。
	第5章 大規模事故等応急対策計画	地震や風水害以外の災害発生後における応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。
	第6章 災害復旧復興計画	災害応急対策以降において、市民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み及び復興の基本方針等を定めたもの。
資料編		上記に係わる各種資料をとりまとめたもの。
様式集（別途）		上記に係わる各種様式等をとりまとめたもの。

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これをみやま市防災会議において修正する。

第2節 関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その業務が直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

みやま市を管轄する各防災関係機関等の管理者が処理すべき業務の大綱は、次のとおりである。

第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
みやま市	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防災会議に係る事務に関する事 ② 災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 ③ 防災施設の整備に関する事 ④ 防災に係る教育、訓練に関する事 ⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事 ⑧ 給水体制の整備に関する事 ⑨ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事 ⑩ 災害危険区域の把握に関する事 ⑪ 各種災害予防事業の推進に関する事 ⑫ 防災知識の普及・啓発に関する事 ⑬ 企業等の防災対策の促進に関する事 ⑭ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事 ⑮ 調査・研究に関する事 ⑯ 防災まちづくりに関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 水防・消防等の応急対策に関する事 ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 ③ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事 ④ 災害時における文教、保健衛生に関する事 ⑤ 災害広報に関する事 ⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 ⑦ 復旧資機材の確保に関する事 ⑧ 生活必需品、応急食料品等の確保に関する事 ⑨ 災害対策要員の確保・動員に関する事 ⑩ 災害時における交通、輸送の確保に関する事 ⑪ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事 ⑫ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事 ⑬ 災害ボランティアの活動支援に関する事 ⑭ 被災証明等に関する事 ⑮ 清掃に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事 ② ライフライン等の災害復旧に関する事 ③ 義援金の受け入れ、配分に関する事 ④ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関する事 ⑤ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事

第2 市(消防本部)

機関の名称	事務又は業務の大綱
みやま市消防本部	<p>(災害予防)</p> <p>① 風水害、火災等の予防に関する事 ② 消防力の維持向上に関する事 ③ 市町村と共同での地域防災力の向上に関する事 ④ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ⑤ 防災知識の普及に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害に関する情報収集、伝達に関する事 ② 風水害、火災等の警戒、防御に関する事 ③ 消防活動に関する事 ④ 救助・救急活動に関する事 ⑤ 避難活動に関する事 ⑥ 行方不明者の調査、捜索に関する事 ⑦ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関する事</p>

第3 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
みやま市消防団	<p>(災害予防)</p> <p>① 風水害、火災等の予防に関する事 ② 団員の能力の維持・向上に関する事 ③ 市及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 風水害、火災等の警戒、防御に関する事 ② 消防活動に関する事 ③ 救助・救急活動に関する事 ④ 避難活動に関する事 ⑤ 行方不明者の捜索に関する事 ⑥ 市及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事</p>

第4 自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織 (行政区等を単位とする自治組織)	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 地域内住民への災害に関する情報の収集伝達、広報広聴活動 ② 出火防止及び初期消火 ③ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力 ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運營業務等の協力 ⑤ その他応急対策全般</p>

第5 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>福岡県</p> <p>(大牟田県税事務所、南筑後保健福祉環境事務所、大牟田児童相談所、筑後労働福祉事務所、久留米商工事務所、筑後農林事務所、筑後家畜保健衛生所、南筑後県土整備事務所)</p>	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災会議に係る事務に関すること</p> <p>② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること</p> <p>③ 防災施設の整備に関すること</p> <p>④ 防災に係る教育、訓練に関すること</p> <p>⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>⑥ 他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること</p> <p>⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること</p> <p>⑧ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること</p> <p>⑨ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること</p> <p>⑩ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑪ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること</p> <p>⑫ 防災知識の普及に関すること</p> <p>⑬ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること</p> <p>⑭ 緊急消防援助隊調整本部に関すること</p> <p>⑮ 消防応援活動調整本部に関すること</p> <p>⑯ 企業等の防災対策の促進に関すること</p> <p>⑰ 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること</p> <p>⑱ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること</p> <p>⑲ 帰宅困難者対策の推進に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること</p> <p>② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること</p> <p>③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること</p> <p>④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること</p> <p>⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること</p> <p>⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること</p> <p>⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること</p> <p>⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること</p> <p>⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること</p> <p>⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること</p> <p>⑭ 廃棄物の処理の支援に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること</p> <p>② 物価の安定に関すること</p>

	③ 義援金品の受領、配分に関する事 ④ 災害復旧資材の確保に関する事 ⑤ 災害融資等に関する事
--	---

第6 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川警察署	(災害予防) ① 災害警備計画に関する事 ② 警察通信確保に関する事 ③ 関係機関との連絡調整に関する事 ④ 災害装備資機材の整備に関する事 ⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ⑥ 防災知識の普及に関する事 (災害応急対策) ① 災害情報の収集及び伝達に関する事 ② 被害実態の把握に関する事 ③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事 ④ 行方不明者の調査に関する事 ⑤ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難の指示、誘導に関する事 ⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関する事 ⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事 ⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関する事 ⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事 ⑩ 広報活動に関する事 ⑪ 遺体の見分・検視に関する事

第7 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡財務支局	(災害応急対策) ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関する事 ② 国有財産の無償貸付等の措置に関する事 (災害復旧) ① 地方公共団体に対する災害融資に関する事 ② 災害復旧事業の査定立会い等に関する事
九州厚生局	(災害応急対策) ① 災害状況の情報収集、通報に関する事 ② 関係職員の現地派遣に関する事 ③ 関係機関との連絡調整に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州農政局	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事 ② 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 応急用食料（米穀及び乾パンを除く）の調達・供給に関する事 ② 農業関係被害の調査・報告に関する事 ③ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理に関する事 ④ 種子及び飼料の調達・供給に関する事</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被害農業者等に対する融資等に関する事 ② 農地・施設の復旧対策の指導に関する事 ③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関する事 ④ 土地改良機械の緊急貸付に関する事 ⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事 ⑥ 技術者の緊急派遣等に関する事</p>
九州農政局 福岡農政事務所	<p>(災害予防)</p> <p>① 応急食糧（米穀）及び乾パンの備蓄に関する事 ② 自衛隊所有乾パンの管理換えに関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における主要食糧の需給調整に関する事</p>
九州経済産業局	<p>(災害予防)</p> <p>① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事 ② 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事 ③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事 ② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事</p>
九州運輸局 福岡運輸支局	<p>(災害予防)</p> <p>① 交通施設及び設備の整備に関する事 ② 宿泊施設等の防災設備に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事 ② 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事 ③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事 ④ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事 ⑤ 緊急輸送命令に関する事</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
大阪航空局 (福岡空港事務所、 北九州空港事務所、 佐賀空港出張所)	<p>(災害予防)</p> <p>① 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること</p> <p>② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること</p> <p>② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること</p>
第七管区海上保安本部 (三池海上保安部)	<p>(災害予防)</p> <p>① 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること</p> <p>② 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 避難の援助及び避難情報並びに警報等の伝達に関すること</p> <p>② 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること</p> <p>③ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること</p> <p>④ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること</p> <p>⑤ 海上の流出油に対する防除措置に関すること</p>
福岡管区気象台	<p>(災害予防)・(災害応急対策)</p> <p>① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>② 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること</p> <p>③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p> <p>④ 地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること</p> <p>⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</p>
九州総合通信局	<p>(災害予防)</p> <p>① 非常通信体制の整備に関すること</p> <p>② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における電気通信の確保に関すること</p> <p>② 非常通信の統制、管理に関すること</p> <p>③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること</p>
福岡労働局	<p>(災害予防)</p> <p>① 事業場における災害防止のための指導監督に関すること</p> <p>② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州地方整備局 (筑後川河川事務所 矢部川出張所) (有明海沿岸国道事務所)	<p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。</p> <p>(災害予防)</p> <p>① 気象観測通報についての協力に関すること ② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること ③ 災害危険区域の選定または指導に関すること ④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること ⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること ⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること ⑧ 港湾施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 洪水予警報の発表及び伝達に関すること ② 水防活動の指導に関すること ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ④ 災害広報に関すること ⑤ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること ⑥ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること ⑦ 海上の流出油に対する防除措置に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること ② 港湾・海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること</p>

第8 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第四師団	<p>(災害予防)</p> <p>① 災害派遣計画の作成に関すること ② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること</p>

第9 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話(株) (福岡支店) NTTコミュニケーションズ(株) NTTドコモ九州(株) K D D I (株) ソフトバンク(株)	(災害予防) ① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること ② 応急復旧用通信施設の整備に関すること (災害応急対策) ① 津波警報、気象警報の伝達に関すること ② 災害時における重要通信に関すること ③ 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
日本銀行 (福岡支店、北九州支店)	(災害予防・災害応急対策) ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害予防) ① 災害医療体制の整備に関すること ② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること (災害応急対策) ① 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること ② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
日本放送協会 (福岡放送局)	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) ① 気象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
日本通運(株) (福岡支店) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマチ運輸(株) 西濃運輸(株)	(災害予防) ① 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) ① 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力(株) (大牟田営業所) 九州電力送配電株式会社	(災害予防) ① 電力施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ① 災害時における電力の供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
日本郵便(株) 九州支社 (瀬高郵便局、 原町郵便局、 江浦郵便局)	(災害応急対策) ① 災害時における郵政事業に係る特別事務取扱い及び援護対策に関すること ② 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること ③ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること ④ 「災害時における相互協力に関する覚書」に基づく協力

九州旅客鉄道(株) 西日本高速道路(株)	<p>(災害予防)</p> <p>①管理道路の整備と防災管理に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>①管理道路の疎通の確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>被災道路の復旧事業の推進に関すること</p>
-------------------------	---

第10 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本鉄道(株)	<p>(災害予防)</p> <p>① 鉄道施設の防火管理に関すること</p> <p>② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること</p> <p>③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における鉄道車両等による救援物資・避難者等の緊急輸送に関すること</p> <p>② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
福岡県水難救済会	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 水難等による人命及び船舶の救助に関すること</p>
西日本新聞社 朝日新聞西部本社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社 時事通信社福岡支社 共同通信社福岡支社 熊本日日新聞福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における報道の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象予警報等の報道周知に関すること</p> <p>② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>③ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
RKB毎日放送(株) (株)テレビ西日本 九州朝日放送(株) (株)福岡放送 (株)エフエム福岡 (株)TVQ九州放送 (株)CROSS FM ラブエフエム国際放送(株)	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象予報等の放送周知に関すること</p> <p>② 避難所等への受信機の貸与に関すること</p> <p>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>④ 災害時における広報に関すること</p>

	<p>(災害復旧)</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事</p>
福岡県医師会	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 災害時における医療救護の活動に関する事</p> <p>② 負傷者に対する医療活動に関する事</p>
福岡県獣医師会	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関する事</p>
福岡県歯科医師会	<p>(災害予防)</p> <p>① 歯科医療救護活動体制の整備に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時の歯科医療救護活動に関する事</p>
福岡県看護協会	<p>(災害予防)</p> <p>① 災害看護についての研修や訓練に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 要配慮者への支援に関する事</p> <p>② 避難所等における看護活動に関する事</p> <p>③ 災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関する事</p>
福岡県薬剤師会	<p>(災害予防)</p> <p>① 患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害医療救護活動に関する事</p> <p>② 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関する事</p> <p>③ 医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関する事</p> <p>④ 指定避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関する事</p> <p>⑤ その他公衆衛生活動に関する事</p>
福岡県トラック協会	<p>(災害予防)</p> <p>① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 緊急・救援物資の輸送に関する事</p>
福岡県LPガス協会	<p>(災害予防)</p> <p>① LPガス施設の整備と防災管理に関する事</p> <p>② LPガス供給設備の耐震化の確保に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時におけるLPガスの供給確保に関する事</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事</p>

第11 広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
有明生活環境施設組合 柳川・みやま土木組合	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 所掌事務についての防災対策</p>

第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
みやま市社会福祉協議会	(災害応急対策) ① 災害時のボランティアの受け入れ ② 要援護者への救助及び生活支援活動の協力
柳川山門医師会 大牟田医師会	(災害応急対策) ① 医療救護及び助産活動 ② 遺体の検案 ③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整
柳川山門歯科医師会 大牟田歯科医師会	(災害応急対策) ① 歯科医療活動 ② 遺体の検案の協力 ③ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整
筑後地区病院薬剤師会 福岡県病院薬剤師会	(災害応急対策) ① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理 ② 医薬品の調達、供給 ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
病院等経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における負傷者の医療、助産、救助
社会福祉施設経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における入所者の保護
南筑後農業協同組合	(災害応急対策) ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
漁業協同組合連合会 (有明海漁連) 漁業協同組合 (高田漁業協同組合)	(災害予防・災害応急対策) ① 被災組合員に対する融資又はその斡旋 ② 水産施設の防災管理及び応急復旧の協力 ③ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ④ 救助活動への協力 ⑤ 漁船の避難指示、誘導 ⑥ 水産施設及び水産資源の被害状況調査への協力 ⑦ 水位の観測 ⑧ 海難予防知識の普及・啓発
商工会 (みやま市商工会)	(災害応急対策) ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 災害時における物価安定の協力 ③ 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋
建設事業者	(災害応急対策)

(災害協定締結者)	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 ② 倒壊住宅等の撤去の協力 ③ 応急仮設住宅の建設の協力 ④ その他災害時における復旧活動の協力 ⑤ 加盟各事業者との連絡調整
防 犯 協 会	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報 ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力 ③ その他災害応急対策の業務の協力
危険物施設等管理者	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全管理の徹底及び防災施設の整備
金 融 機 関	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置

第13 市民・事業所

区 分	とるべき措置
市 民	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保 ② 地域における相互協力 ③ 平常時における食料、飲料水、生活物資の備蓄 ④ その他市、県が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力
事 業 者	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業活動における各種防災対策の実施 ② 災害時における従業員、来訪者の安全確保 ③ 地域住民の安全確保への協力 ④ その他市、県が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力

第3節 市の概況

第1 自然的条件

1 位置

本市は、福岡県の南端に位置し、一部が熊本県と接した地域で、北は筑後市、東は立花町、南は大牟田市、西に柳川市に接し、そして西部は日本有数の干潟である有明海に面している。

東経	130° 29′
北緯	33° 09′
面積	105.21km ²
東西	14.3km
南北	12.5km

2 地形と地質

本市の地形は、山地及び沖積低地に区分される。市の東部地域は、九州山地に連なる清水山系を抱え標高360mの清水山、223.5mの障子岳、405mの御牧山を最高峰とする山並みが起伏しているが、西部地域は九州最大の筑後平野の南域に当たり、矢部川及びその支流によって開かれた広大な田園地帯が有明海まで広がっている。河川は市北東から南西へ向けて一級河川の矢部川及びその支流である飯江川や大根川が流れており、有明海に注ぎ込んでいる。

この有明海は、1,700km²の広大な浅い海で、干満の差は我が国最大で5m以上であり、干潮時には海岸線から5～7kmの沖合にまで干潟となって露出し、干潟は多いところでは年に約5cm、平均でも数cm成長している。また、現存する干潟の面積（H4年）は、約21千haに及ぶ。

■本市の主な河川

水系	河川名	内容
矢部川	矢部川	本市の西部に面して八女市、筑後市、柳川市を挟んで流れ、有明海に注いでいる。
	飯江川	本市の中央部を流れ、矢部川に合流する。
	楠田川	本市の南部を流れ、矢部川に合流する。
	大根川	本市の中央部を流れ、飯江川に合流する。
	待居川	本市の南東部を流れ、飯江川に合流する。
	吉岡川	本市の中央部を流れ、矢部川に合流する。
	隈川	本市と大牟田市境界を流れ、有明海に注いでいる。
	沖端川	本市の北部で矢部川から分流し、有明海へ注いでいる。

3 気象

本市の気候は、年平均16.6℃と比較的暖かく、夏は南南西から、冬は北北西から流れる風は年間を通して比較的穏やかで安定している。

降雨量は、年間1500mm前後であるが、6、7月ころの梅雨期にはしばしば300mmを越す強い雨が降る。また、台風の常襲地域である。

降雪は12月中旬から翌年3月上旬の間に見ることがあるが、積雪10cmを超えることは稀である。

第2 社会的条件

人 口

市の人口は、35,861人（令和2年国勢調査）で人口密度は約340人/km²となっている。国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」によると、令和7年には平成27年時点から5,434人（14.2%）減少し、32,705人になると推計されている。令和7年の高齢化率は42.1%と推計され、超高齢社会を迎えることとなり、現在の年齢別人口で、最も人数の多い団塊の世代が65歳以上に達する平成27年以降に、急激に高齢者数が増加している。

高齢化に加え、少子化による自然減と、転入者の減少及び転出者の増加による転出超過も重なり、人口の減少が急速に進行している。

第4節 災害危険性

本市では、福岡県地域防災計画、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月、福岡県）及びみやま市既存資料等において、風水害及び地震の災害危険性等を検討した。

その概要は、次のとおりである。

第1 災害履歴

1 災害の特性

本市における主なる気象災害は、台風、梅雨前線による大雨、暴風、高潮災害である。

本市南部、東部には山があり、大雨時には急斜面の崩壊、土石流の危険性がある。

過去を振り返ると、平成2年の梅雨前線豪雨、平成3年には台風の直撃、平成24年の梅雨期の集中豪雨による災害（九州北部豪雨）による大きな災害が発生した。近年では、令和2年7月豪雨、令和3年8月大雨により、山地斜面の崩壊及び内水氾濫による災害が発生した。

2 風水害の原因

風水害のおもな原因は、梅雨、台風、低気圧前線の活動によるものが最も多い。過去における6月から8月にかけての豪雨、秋の台風による風災害が最も多い点に留意すべきである。矢部川、大根川、飯江川における梅雨時の降水による被害と、台風や豪雨に際しての山地斜面の崩壊による土砂の流出、海岸域の高潮等に注意すべきである。

3 地震災害の特性

地震災害については、2016年4月に熊本地震が発生、本市では震度5強（高田町）を観測した。また、2005年3月福岡西方沖地震が起り、本市で震度5弱（高田町）を観測した。過去には、1848年に柳川市付近を震源に、M5.9の地震が発生、1889年には、熊本を震源とするM6.3の地震で筑後地区でも家屋倒壊等の被害が出ている。

第2 想定する災害

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、本市において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定する主な災害は、次のとおりである。

■ 想定災害

1. 風水害

- 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 豪雨に伴う急傾斜地の崩壊等土砂災害による災害
- 低湿地域などの排水不良による浸水等による災害
- 台風による高潮災害

2. 地震災害（津波災害含む）

- 建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害

3. 大規模事故

- 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- 航空機事故
- 大規模な火災
- 土木工事における事故
- その他

4. 危険物等災害

- 消防法で規定する「危険物」による災害
- 毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害
- 高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
- 火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害

5. 海上災害

- 船舶等による油流出事故
 - ※ 市域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災
- 海難事故
 - ※ 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生

6. 放射線災害

- 火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生

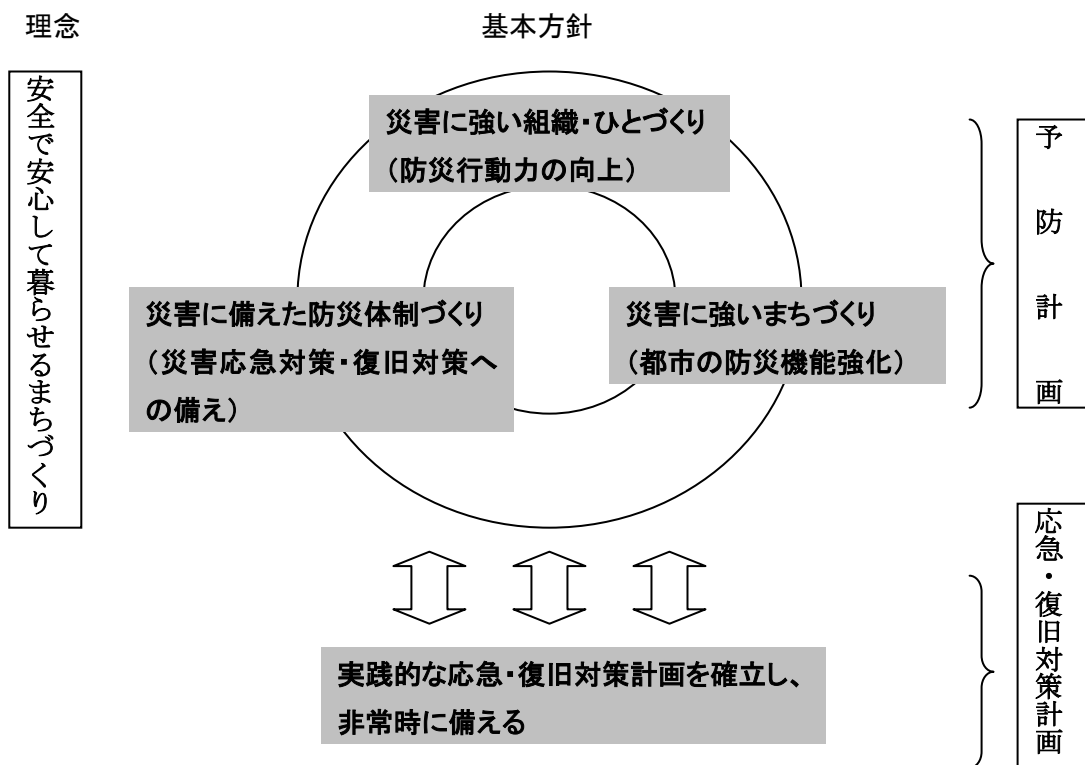
第5節 防災ビジョン

第1 防災ビジョン

本市の地域特性や今後の開発動向を踏まえた地域防災計画の策定、及び運用の指針として、過去の災害の教訓を踏まえ、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を理念とし、市民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として、力を結集して災害にひるまないみやま市を創りあげるため、基本指針として次の4つを掲げる。

■防災ビジョン

1. 災害に強い組織・ひとづくり
(防災行動力の向上)
2. 災害に強いまちづくり
(都市の防災機能強化)
3. 災害に備えた防災体制づくり
(災害応急対策・復旧対策への備え)
4. 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える



第2 基本目標

市民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

■基本目標

方針	災害予防計画	基本目標
防災行動力の向上	第1節 災害に強い組織・ひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民ひとり一人が、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、市及び関係機関の職員については、知識と技術を身につけ、臨機応変に任務を遂行できるようにする。 ○ 大規模災害に備え、男女共同のもとで全市民が参画して防災に対処しながら、避難所生活等における2次的苦痛を防止するための組織づくり、人づくりをすすめる。 ○ 混乱期における被害の抑制や災害時要援護者の救援を、地域の助け合いによりカバーできるようにする。 ○ 市、関係機関、事業所、団体、市民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。
都市の防災機能の強化	第2節 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大地震による人的被害の大きな要因となる、建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、まちの延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。 ○ 不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。 ○ 道路、橋りょう、漁港・港湾施設、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。 ○ 河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。 ○ 液状化の発生する危険がある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。
災害応急対策・復旧対策への備え	第3節 災害に備えた防災体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集伝達ルートを確認する観点から、多様な情報収集伝達ルートの充実、災害情報データベースシステム整備、情報の分析・整理・活用を図る。 ○ 速やかな協力体制を得るように、各応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を図る。 ○ 各種応急活動体制の能力向上、整備、支援体制を図る。 ○ 社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織や事業所防災組織等を指導、支援し、避難行動要支援者の安全確保にかかる組織体制、連携・協力体制の整備を促進する。

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直後の混乱期や勤務時間外にも指揮命令系統を迅速に立ち上げる。 ○ 大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動対応を行う。
	第2節 気象情報等の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に係る気象情報、河川情報等を的確に監視し、警報等の迅速な伝達に備える。 ○ 市民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行い、必要に応じて関係機関へ伝達する。
	第3節 被害情報等の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況を的確かつ迅速に把握する。 ○ 市域の全地区について、被害の全体像を把握する。 ○ 被害状況、被害予測から適切な対応を行い、必要に応じて関係機関、市民等へ伝達する。
	第4節 災害広報・広聴活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次的被害・混乱等を防止する。 ○ 情報の空白地域・時間を解消する。 ○ 被災者からの相談受付、広報活動を行う。
	第5節 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県、自衛隊、民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受け入れ体制を確保する。
	第6節 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の獲得を図る。
	第7節 救急・救助・消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、市、消防本部、消防団、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を実施する。 ○ クラッシュ症候群※等に対処するため、市、消防本部、消防団、関係機関・団体、市民等が協力して、倒壊建物等からの救出及び搬送を迅速に行う。 <p>※ クラッシュ症候群：事故で手足を挟まれた人が救出された後、腎不全や心不全になる全身障害。</p>
	第8節 医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直後から医療救護サービスを実施するため、医療救護チーム、救護所、資機材等を迅速に確保する。 ○ 高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。 ○ 避難所及び在宅の被災者へ継続的な医療救護サービスを供給する。
	第9節 交通・輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想される道路・橋りょう等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。 ○ 輸送拠点を適切に設置するとともに、市及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第10節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し市民、外来者等を安全に避難させる。 ○ 災害発生直後から避難所を開設し、運営は住民組織等と協働して運営する。 ○ 避難行動要支援者や女性等に配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食糧、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。
	第11節 避難行動要支援者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。 ○ 避難所、仮設住宅における避難行動要支援者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。
	第12節 生活救援活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等迅速に行う。 ○ ライフラインの復旧や住宅再建により自活できるようになるまでの間、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行う。
	第13節 住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 余震等による建物の危険防止、また（仮設）住宅供給（建設）体制の早期確立のため、迅速に被災建築物応急危険度判定等の実施を行う。 ○ （仮設）住宅供給（建設）体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。
	第14節 防疫・清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後の感染症、食中毒、その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。 ○ ごみ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。
	第15節 遺体の処理・埋葬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の腐乱を防止するため、捜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適切に確保する。
	第16節 文教対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育の早期再開を行う。 ○ 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。
	第17節 公共施設等の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフラインの早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。 ○ 公共土木施設、社会教育施設、その他市の公共施設の被害による機能停止、低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。
	第18節 災害警備活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察と協力し、市・事業所・団体・市民等が、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。

方針	災害復旧計画	基本目標
備える 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に	第1節 災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災施設の復旧にあたっては、被害の再発防止と将来の災害に備えた事業計画を樹立する。 ○ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。
	第2節 被災者等の生活再建等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者等が安心して生活できるよう緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。
	第3節 地域復興の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独力での再建が困難な市民、中小企業、農家等に対して、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。
	第4節 災害復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災前の地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業構造等をよりよいものに改変する。 ○ 関係する機関等との調整及び合意形成を行い、速やかに復興計画を策定する。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

第2節 災害に強いまちづくり

第3節 災害に備えた防災体制づくり

本章では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「災害に強い組織・ひとづくり」「災害に強いまちづくり」と「災害に備えた防災体制づくり」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防計画を提示した。

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項 目	担 当
第1 防災組織の整備	総務部、消防本部、消防団
第2 自主防災活動の推進	総務部、消防本部
第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備	総務部、保健福祉部、社会福祉協議会
第4 防災知識の普及	総務部、学校教育課、消防本部
第5 防災訓練	総務部、消防本部
第6 調査・連携	関係各部、消防本部

第1 防災組織の整備

1 防災会議

総務部（事務局：総務課）は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、みやま市防災会議を開催し、市及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、防災対策を推進する。

※ 資料編 4-1 みやま市防災会議委員名簿

■防災会議で協議する事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害に関する情報を収集 ② 各防災関係機関と災害時の応急・復旧対策における調整 ③ 市の防災体制に対する意見・方向性 |
|--|

2 みやま市(災害対策本部)

総務部は、地域防災計画に基づき職員の参集、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、災害対策要領等により、職員への周知を図る。

また、各部・課等は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や各種マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

3 消防団

消防団は、消防本部、災害対策本部等と連携し、適切な消火・救助活動等を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

また、女性消防団員の入団を推進し、女性のもつソフト面を取り入れた防災指導、及び後方支援活動などを強化するとともに、地域における身近な消防防災リーダーとして、安心・安全な地域づくりの一環として重要な役割を目指す。

※ 資料編 3-2 みやま市消防団区域表

4 関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、及び指定地方公共機関等は、それぞれ平時から、防災に係る必要な組織体制の整備・改善、充実を図る。

5 自主防災組織

総務部、消防本部、消防団は、自主防災組織を育成するため、組織構成等の指導・助言及び地域別防災マニュアルの作成を支援し、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、平常時

から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを推進する。

また、災害時には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった地域活動の強化を図る。

6 事業所

市内事業所は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、自衛防災体制を整備・充実させるなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため、地域防災力の向上を図る。

なお、事業継続計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示している「事業継続ガイドライン」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努めるものとする。

■災害時の企業等の事業継続の必要性

- 災害の多いわが国では、県や市町村はもちろん、企業、市民が協力して災害に強い地域を作ることには、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与するものである。
- 特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。
- 被災地の雇用や供給者から消費者までの流過程における企業等のつながりの確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

第2 自主防災活動の推進

本市において、市民や企業等が「自分の住む地域は自分で守る」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要である。

総務部、消防本部、消防団は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図る。

市民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、市内の防災・減災に寄与するよう努める。

1 活動内容

市は、市民、自治組織、事業所及び各種団体等に対し、市広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努める。

また、自主防災組織に対し、研修会等を実施しリーダーの養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援及び助成を行う。

■自主防災組織の活動内容

[平常時]

- 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発
- 地域における情報収集・伝達体制の確認
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- 校区別防災マップの作成（危険箇所、避難所・ルート、消防水利、医療救護施設等）

〔警戒・災害時〕

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ○ 初期消火の実施 | ○ 集団避難の誘導、避難生活の指導 |
| ○ 情報の収集・伝達 | ○ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 |
| ○ 地域住民の安否確認 | ○ 避難行動要支援者の安全確保等 |
| ○ 救出・救護の実施及び協力 | |

2 育成強化対策

市域における自主防災組織の育成を促進するとともに、自主防災組織に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。

■育成強化の活動内容

- 啓発資料の作成
- 各種講演会、懇談会等の実施
- 情報の提供
- 各コミュニティへの個別指導・助言
- コミュニティごとの訓練、研修会の実施
- 防災士、地域防災リーダー（女性含む）の育成
- 顕彰制度の活用
- 活動拠点施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）

〔重点地域〕

- 人口の密集している地域
- 住宅の中に高齢者等いわゆる避難行動要支援者の比率が高い地域
- 木造家屋の集中している地域
- 消防水利の不足している地域
- 過去に災害で被害が甚大であった地域

3 コミュニティファイル(防災ファイル)づくりの推進

コミュニティのファイルづくりを推進し、自主防災組織を中心とした市民や地域団体等の情報共有、連携強化と活動活性化の支援に努める。

さらに、市等において、これらの情報をファイルとして管理することによって、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

4 事業所、団体等の地域防災活動への参画促進

市内の企業は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行うために、自衛防災体制を整備・充実させ、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

総務部、消防本部は、みやま市防災協会への加入促進、事業継続計画策定の普及啓発に努めるとともに、自衛防災組織の育成指導および防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。

また、企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等により、企業の防災力向上に努める。

■対象施設

- 多数の者が利用する施設（中高層建築物、会館、大型店舗、旅館、学校、病院等）
- 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
- 多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

■事業所等における主な防災対策及び防災活動

- | | |
|------------------|--------------------|
| ○ 防災訓練 | ○ 避難対策の確立 |
| ○ 従業員等の防災教育 | ○ 応急救護 |
| ○ 情報の収集・伝達体制の確立 | ○ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 |
| ○ 火災その他災害予防対策 | ○ 施設耐震化の推進 |
| ○ 事業継続計画（BCP）の策定 | ○ 施設の地域避難所としての提供 |
| ○ 帰宅困難者対策 | ○ 消防団との連携・協力 |

第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備

総務部、保健福祉部は、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備を推進する。

1 災害ボランティア活動の内容

生活支援に関するボランティア（主に市）	専門的な知識を要するボランティア（主に県）
○ 避難所運営の補助	○ 救護所等での医療、看護
○ 炊き出し、食料等の配布	○ 被災宅地の危険度判定
○ 救援物資等の仕分け、輸送	○ 外国人のための通訳
○ 高齢者、障がい者等の介護補助	○ 被災者へのメンタルヘルスケア
○ 清掃活動	○ 高齢者、障がい者等への介護・支援
○ 災害ボランティアセンター運営の補助	○ アマチュア無線等を利用した情報通信事務
○ その他被災地での軽作業	○ 公共土木施設の調査等
	○ その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 ボランティア活動の環境整備

県と協力して、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、日本赤十字社福岡県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、活動拠点、資機材、災害に係るボランティア・コーディネータの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化その他の環境整備に努める。

■災害ボランティアの環境整備

県	○ 活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援
市（保健福祉部） 市社会福祉協議会	○ 活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援 ○ 災害ボランティアの受入れに関する実施計画 ○ 災害ボランティアの受入体制の整備等（災害ボランティア本部（現地

	受入窓口) や連絡体制)
県社会福祉協議会 福岡県災害ボランティア連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア受け入れ拠点の整備 ▽ 災害ボランティア本部の設置場所の決定 ▽ 責任者の決定や担当者の役割分担 ▽ 地域住民との連携 ▽ 通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討 ▽ 資機材のリストアップと調達方法の確認 ▽ 災害ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成 ▽ 活動資金の確保など ○ 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備 ○ 災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討
福岡県NPO・ボランティア支援センター	○ 災害時におけるボランティアに関する情報の受発信
日本赤十字社福岡県支部	○ 活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援

3 ボランティアリーダー等の育成・支援

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担う人材が必要である。そのため、研修会や講習会を通じてボランティアリーダー及びコーディネーターを養成する。

■災害ボランティアリーダー等の育成・支援活動

県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアに関する知識の普及・啓発 ○ 災害時における県民の積極的な参加・協力を呼びかけ ○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援 ○ 専門的な知識・技術を必要とするボランティアの把握
市（保健福祉部）	○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動マニュアルの作成 ○ 災害ボランティアリーダー等の育成 ○ 災害ボランティアの育成・支援
日本赤十字社 福岡県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講習会の開催 ○ 講師の派遣 ○ 災害時における各種マニュアルの作成 ○ 災害ボランティアの育成・支援

4 ボランティア活動の普及・啓発

市民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

第4 防災知識の普及

災害に強いまちづくりを推進するため、市は、職員に対し防災教育を行うとともに、県及び防災関係機関等と連携し、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

1 市職員に対する防災教育

総務部は、市職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。特に、各班の所掌事務に留意し、初動活動について重点をおくようにする。

■防災教育の内容

市の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要（市防災計画の概要及び過去の被害事例等の説明等） ○ 防災関係職員としての心構え ○ 災害時の役割分担 ○ 防災行政無線、AED等の防災関連機器の取扱方法等
防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の基礎知識 ○ 災害に対する地域の危険性等

2 市民に対する防災知識の普及

総務部は、市民に対し、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性など、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災マップ、洪水関連等標識、ビデオの上映等を利用して、正しい知識の普及に努める。

なお、災害知識の普及にあたっては、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供し、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう取組を推進する。

■防災知識の普及事項

<ul style="list-style-type: none"> ○ 自らの命は自らが守るという意識の徹底 ○ 防災気象情報や5段階の警戒レベル、避難情報に関する知識 ○ 災害に関する一般知識 ○ 地域防災計画の概要 ○ 災害に備えた2～3日分の食糧、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備 ○ 家屋内のタンス等の転倒防止や棚上の物の落下による事故の防止等の予防・安全対策 ○ 避難所等の避難対策に関する知識 ○ 火災予防に関する事項 ○ 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項 ○ 屋内、屋外における災害発生時の心得 ○ 災害危険箇所 ○ 防災訓練、自主防災活動の実施等

3 児童・生徒に対する防災知識の普及

学校教育課は、小・中学校において、ホームルームや学校行事を中心に防災教育を行うように指導する。特に、避難、災害時の危険性及び行動については、児童・生徒の発達段階に応じた指導に留意する。

■学校教育での防災教育

学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災専門家による指導 ○ 消防署等の見学会 ○ 防災訓練（避難訓練、避難所運営訓練）
教科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害発生のしくみ ○ 平素からの備え ○ 災害時の正しい行動 ○ 災害危険箇所
教職員教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急手当 ○ 災害時のとるべき措置

4 防災上重要な施設の職員等の教育

災害予防責任者（施設管理者）は、職員に対し講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

消防本部は、災害予防責任者等への教育として、防火管理者への講習や防災指導書・パンフレットを配布して、出火防止、初期消火等の初期活動や、通常の管理保安方法等を周知する。

※ 災害予防責任者とは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者である（災害対策基本法第47）。

※ 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない（災害対策基本法第48条）。

5 防災知識の普及に際しての留意点

総務部、消防本部は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施する。

さらに、防災知識の普及の際には、災害時要援護者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、多様な性の視点を踏まえ十分配慮するよう努める。

第5 防災訓練

総務部、消防本部は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体及び避難行動要支援者も含めた地域住民等とも連携した風水害・土砂災害・地震等各種災害に関する訓練を実施する。

1 総合防災訓練

市、消防本部、消防団、近隣市町村、国、県、警察、自衛隊等の関係機関や、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、自主防災組織、ボランティア組織等の団体、一般市民等の参加による総合防災訓練を実施する。

■訓練種目

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○ 災害対策本部の設置、運営 | ○ 各種火災消火 |
| ○ 交通規制及び交通整理 | ○ 道路復旧、障害物排除 |
| ○ 避難誘導、避難所の開設・運営 | ○ 緊急物資輸送 |
| ○ 救出救護、医療救護 | ○ 無線等による情報の収集伝達 |
| ○ ライフライン復旧 | ○ その他 |

2 個別訓練

(1) 水防訓練

河川、水路等の決壊や氾濫等に対する警戒と災害時の水防活動が的確に行えるよう、市職員・消防団員の動員、水防資機材の輸送、水防工法等の水防訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防本部は消防団と連携し、災害の規模や事象に応じた消防活動の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常招集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(3) 職員の訓練

市は、組織動員訓練、被害調査訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練等、災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

(4) 図上訓練

市は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における災害に対する危険性の把握や防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。

3 住民等の訓練

市は、自主防衛組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、避難行動要支援者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

■防災知識の普及事項

- | | |
|----------|----------------------|
| ○ 出火防止訓練 | ○ 応急救護訓練 |
| ○ 初期消火訓練 | ○ 災害図上訓練 |
| ○ 避難訓練 | ○ その他の地域の特性に応じた必要な訓練 |

4 要配慮者利用施設の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設の管理者は、関係機関の協力を得、各施設で作成した避難確保計画を基に避難訓練等を実施する。（水防法第15条の3第5項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第5項）

5 訓練の検証及び報告

訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。また、訓練を実施した後、訓練結果を市へ報告する。（水防法第15条の3第5項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第5項）

第6 調査・連携

関係各部、消防本部は、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、国、県、近隣市町村、及び関係機関との情報交換など広域的な連携に努める。

1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

市の防災的な諸問題については、防災アセスメント調査等を実施し、今後とも必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 地区別防災カルテの活用

防災アセスメント調査、被害想定、現地調査の結果をもとに学校区等单位に防災に関連する各種情報をよりわかりやすく整理した地区別防災カルテを作成し、住民の自主的な防災活動に活用出来るよう検討する。

3 近隣市町村との情報交換、連携

近隣市町村と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

4 関係機関等との情報交換

国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

5 災害記録の蓄積と公開

過去の災害をはじめとして、みやま市の大災害に関する資料、文献をライブラリー化する。また、災害の記録、教訓等の公開に努める。

自主防災組織は、台風、大雨時の災害対応及び最大浸水位の記録に努める。

第2節 災害に強いまちづくり

項 目	担 当
第1 都市構造の防災化	建設都市部
第2 建築物の安全化	建設都市部
第3 文化財災害予防対策の推進	教育部、消防本部
第4 ライフライン施設等の整備	水道事業者(上下水道課)、建設都市部、関係機関
第5 交通施設の整備	道路管理者、漁港管理者、港湾管理者
第6 風水害予防対策の推進	関係各部、消防本部、消防団、関係機関
第7 土砂災害予防対策の推進	建設都市部
第8 津波・高潮災害予防対策の推進	関係各部、消防本部、関係機関
第9 火災予防対策の推進	建設都市部、消防本部、消防団

第1 都市構造の防災化

建設都市部は、快適で安全な市民生活を確立するため、災害に強い都市空間の形成を図り、風水害、火災、震災等の災害に強いまちづくりを推進する。また、まちづくりの諸計画の防災に関する事項に関して、地域防災計画との整合を図る。

1 安全な市街地の形成

災害時には被害が市街地全体に広がるおそれがあるため、市街地の都市計画にあたっては、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、密集市街地の改善、狭隘な道路の改善を図り、防災機能を強化する。

2 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有している。

建設都市部は、公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の整備においては、その適正な配置に努める。

3 宅地開発の指導

県は、都市計画法（昭和43年法律第100号）や宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）などに基づき、安全な宅地開発の指導、監督に努める。

建設都市部は、無秩序な開発防止や防災都市づくりの観点から、適正な土地利用のあり方を検討するとともに、県の災害防止に協力する。

なお、現在規制区域には福岡市内及び北九州市内に指定区域がある。

4 共同溝・電線共同溝事業の推進

道路構造の弱体化や交通障害・道路陥没などの事故を防止し、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼすところについて共同溝・電線共同溝の整備を関係機関に働きかけ、ライフラインの安全性・信頼性の向上を図ると共に、都市災害の防止及び防災活動の空間を確保する。

第2 建築物の安全化

建設都市部は、被害の発生が予想される箇所に対する点検・整備を強化するとともに、耐震化、不燃化、液状化対策の指導・整備を推進する。

1 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

(2) 市営住宅の不燃化

既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、不燃化の推進を図る。新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出を図る。

2 建築物の耐震化・液状化対策

昭和56年建築基準法施行令改正前の各建築物の耐震性等の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修促進計画により、耐震診断・耐震改修の促進及び液状化対策の推進を図る。

(1) 公共建築物

所有施設について大地震時の安全性を確保するため、年次目標を設定して耐震診断、改築、改修工事等を効果的に行う。

新たに建築する施設は、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。

防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。

■重要施設の耐震性強化対策項目

<ul style="list-style-type: none">○ 耐震性に考慮した機器類の取付け○ バックアップ機能の充実○ 早期復旧ができる設備の構築○ 自己電源の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 自己水源の確保○ 消火・避難経路の確保○ 排水処理（汚物処理を含む。）備品の確保○ 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備の確保
---	--

第3 文化財災害予防対策の推進

教育部は、消防本部と連携し、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、予防対策の強化を図る。

1 文化財保護思想の普及・啓発

県と連携し、文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した広報活動を推進する。

2 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

第4 ライフライン施設等の整備

災害によるライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強い施設づくりを推進する。

1 水道施設

水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。

また、日本水道協会制定の水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針等により施設の耐震化を推進する。

(1) 水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良・耐震計画に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じる。

(2) 水道施設の保守点検

平常時においても、貯水、浄水、導水、送水、配水等の巡回点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

また、水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

(4) 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

(5) 水道災害対策行動指針等の作成

震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制、応急給水及び応急復旧活動体制に関する行動指針の作成に努める。

また、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する水道工事業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

(6) 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は、交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(7) 教育、訓練及び平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から、次の事項を中心とした教育、訓練等を実施する。

■ 平時からの教育・訓練

- 職員に対する防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
- 住民に対する平時の広報
- 飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意、給水訓練等

2 下水道施設

建設都市部は、市街化の拡大に対応し、浸水災害等の被害を防止するため、雨水の迅速な排除が行えるよう施設の整備を図る。また、浄化センターにおいては、河川側との情報交換を行い、総合的な浸水防止対策を図る。

(1) 下水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築・耐震化に合わせて計画的に整備を進める。特に、過去の風水害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じる。また、停電等による二次的災害を考慮して、最小限として排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

(2) 下水道施設の保守点検

平常時においても、巡視及び点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。
また、下水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

(3) 災害時用の資機材の確保

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。
また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(4) 教育、訓練

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平時から訓練等を実施する。

3 電力施設

九州電力は、台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

■電力設備の災害予防措置

電力設備の災害予防措置	○ 風害・水害・高潮対策、雷害対策、塩害対策、雪害対策、地盤沈下対策、土砂崩れ対策
電力の安定供給	○ 通信設備の確保、電気施設予防点検、气象台等との連携
広報活動	○ 電気事故防止PR、停電関連、二次災害の防止
電気工作物の巡視、点検、調査等	○ 定期的に電気工作物の巡視点検、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等、感電事故の防止、漏電等により出火にいたる原因の早期発見・改修
資機材の整備・点検	○ 資機材の確保、輸送、広域運営
防災訓練、防災教育	○ 防災訓練等の実施又は参加、従業員の防災教育

4 電気通信施設

通信事業者は、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図るため、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

総務部は、その他電気通信事業者に対し、上記に準じた施設整備を要請する。

■災害予防対策

○ 電気通信設備等の高信頼化	○ 災害対策用機器及び車両の配備
○ 電気通信システムの高信頼化	○ 災害対策用資機材の確保と整備
○ 災害時措置計画	○ 防災訓練の実施
○ 通信の利用制限	○ 防災に関する防災機関との協調

第5 交通施設の整備

道路管理者、漁港管理者及び港湾管理者は、災害時の緊急輸送ネットワークの確保を考慮し、防災点検結果等を踏まえ、災害に強い施設整備を推進する。整備検討にあたっては、緊急輸送予定路線を優先しつつ、地震や豪雨による浸水などで道路が寸断され、孤立集落になる可能性が高い集落について留意する。

1 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本市では、一般国道、主要地方道、一般県道等が幹線道路として重要であり、被災により不通となったときは、市域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、バイパス道路の整備、道路排水施設の整備等、道路の環境整備を促進するよう国、県に要請する。

■市域の主な幹線道路

高速道路	九州縦貫自動車道 みやま柳川IC
一般国道	国道208号、国道209号、国道443号、国道443号三橋瀬高バイパス、 一般国道208号高田大和バイパス（高田町～柳川市）、 一般国道208号大川バイパス（みやま市～大川市）
主要地方道	大牟田川副線、瀬高久留米線、八女瀬高線
一般県道	高田柳川線、本吉小川線、飯江長田線

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動等を行う上で重要な道路である。そのため生活道路を幹線道路の整備等にあわせて整備する。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持、管理に努める。

2 橋りょうの整備

緊急度の高い橋りょうから順次点検を実施し、地震による地震動等の安全性に配慮した補強、整備に努める。

3 漁港・港湾施設の整備

災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、被災者の救難・救助活動、避難、緊急物資輸送等、被災時にも機能を発揮する災害に強い漁港・港湾施設等の整備を推進する。

また、必要に応じて防災調査等を行い、その結果をもとに管理施設の耐震化、液状化対策及び改修工事に努める。なお、市内の漁港は江浦漁港のみである。

第6 風水害予防対策の推進

1 河川等の整備

建設都市部、環境経済部は、関係機関、施設管理者と協力し、河川、ため池、海岸、漁港及び港湾等の決壊等による災害を未然に防止し、治水の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行う。

また、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

※ 資料編 1-1 災害危険箇所一覧表

※ 資料編 1-2 防災重点ため池一覧表

2 水防体制の強化

関係各部、消防本部及び消防団は、水防計画に基づき、関係機関と連携し、風水害による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

■水防体制の強化事項

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ○ 情報連絡体制の整備 | ○ 水防倉庫の整備及び保守点検 |
| ○ 水防用資機材の点検、補充 | ○ 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上 |

※ 資料編 2-5 水防倉庫別資器材表

3 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

浸水想定区域等における避難確保措置

総務部は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項、及び洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる高齢者等要配慮者利用施設の名称・所在地及び洪水予報等の伝達方法を本地域防災計画に定める。当該区域の住民へは、洪水予報等の伝達方法、避難所その他避難確保のため必要な事項を市広報誌、洪水ハザードマップ及び洪水関連標識等により住民へ周知する。

建設都市部は、浸水想定区域内に地下街等が建設される場合は、所有者又は管理者等に水防法施行規則に則し、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」を参考に避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。

※ 資料編 2-12 学校施設一覧表

※ 資料編 2-13 放課後児童クラブ施設一覧表

※ 資料編 2-14 保育所・幼稚園一覧表

※ 資料編 2-15 福祉施設一覧表

※ 資料編 2-16 障がい者施設一覧表

※ 資料編 2-17 医療機関一覧表

■浸水想定区域への措置

項目	担当	措置内容
浸水想定区域の指定	国土交通大臣（九州整備局長）、知事	○ 河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域
浸水想定区域ごとに定める事項	市（総務部）	○ 洪水予報等の伝達方法 ○ 避難場所 ○ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ○ 地下街等又は主として高齢者等の要配慮者利用施設の名称及び所在地（利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合） ○ 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法 ○ 洪水関連標識等の表示

洪水予報等の伝達方法	市（総務部）	○ 浸水想定区域内及びその周辺の住民、地下街等及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、コミュニティ無線及び緊急速報メール、「県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、防災メール・まもるくん・dボタン広報誌・SNS」により伝達
住民への周知	市（総務部）	○ 市広報誌 ○ 洪水ハザードマップ等

※洪水関連標識等：国交省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（第二版）」平成29年6月より

4 ため池対策

建設都市部は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、決壊した場合の下流への影響度やその他の状況等を総合的に勘案して、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を踏まえ、防災工事を計画的に推進する。

なお、防災工事に当たっては、補助事業等を活用し、整備、改良に努める。

平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険個所の整備等に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

また、ため池を調査し、安全対策及び防災情報連絡体制の整備を図るとともに、ため池に関するハザードマップを作成し、行政区への配布や町ホームページ等により周知し、住民の防災意識の向上を図る。

※ 資料編 1-2 防災重点ため池一覧表

5 平常時の巡視

暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努める。

第7 土砂災害予防対策の推進

土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

総務部は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難施設及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、要配慮者利用施設であって円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称・所在地等について、本地域防災計画に定める。当該警戒区域の住民へは、警報等の伝達方法、避難所その他避難確保のため必要な事項を市広報誌、土砂災害ハザードマップにより周知する。

建設都市部は、宅地需要のため、宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性があるため、都市計画法の開発許可制度及び宅地造成等規制法（参考）等に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行い、災害の未然防止を図るとともに、人命や財産を守るため居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する。

また土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等の規定に基づき、土砂災害予警視システム等を活用し、次のようなソフト対策等の推進に努める。さらに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

■警戒区域への措置

項目	担当	措置内容
土砂災害警戒区域等の指定	知事	○土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域 ○土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域
警戒区域ごとに定める事項	市(総務部)	○土砂災害に関する情報の収集・伝達 ○避難場所および避難経路 ○避難訓練の実施に関する事項 ○警戒区域内にある要配慮者利用施設の名称・及び所在地(利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合) ○救助に関する事項 ○その他警戒避難体制に関する事項
土砂災害情報等の伝達方法	市(総務部)	○土砂災害警戒区域等及びその周辺の住民、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、コミュニティ無線及び緊急速報メール、県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、「防災メール・まもるくん」、SNS、dボタン広報誌等により伝達
住民への周知	市(総務部)	○市広報誌 ○土砂災害ハザードマップ等

■土砂災害防止の対策事項

- 住宅等の新規立地の規制
- 既存住宅の移転促進等

第8 津波・高潮災害予防対策の推進

関係各部署は、関係機関と協力し、津波・高潮による被害が重大な影響を及ぼす事態に備え、海岸施設の整備、情報伝達ルート多重化及び情報収集・伝達体制の明確化等に努める。

1 防潮堤等河川海岸施設の整備

各施設管理者は、津波・高潮による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川海岸、漁港・港湾等の施設を整備する場合、津波・高潮に対する安全性に配慮した整備を促進する。その場合は、環境や景観へも配慮する。

また、津波・高潮発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の管理の徹底を行う。

2 津波・高潮予報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(1) 津波・高潮予報伝達の迅速化、確実化

関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市等への津波・高潮に関する情報も伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における津波・高潮予報伝達の確実化を図るため、対応できる体制の整備

を図るなど津波・高潮防災体制を強化する。

(2) 通報・通信手段の確保

総務部は、広域かつ確実に津波・高潮に関する情報を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図る。

■通報・通信手段の確保

- 海岸等へのラジオ等の携行（津波・高潮警報、避難指示等の情報を聴取するよう指導）
- 緊急警報放送システム受信機の普及（テレビやラジオの自動的受信）
- みやまコミュニティ無線の充実、サイレン、半鐘等多様な手段の活用
- 小型漁船への無線機の設置を促進

(3) 伝達協力体制の確保

多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

3 監視体制等の確立

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。総務部は、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波予報が間に合わない場合も考えられるので、津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報について住民に対する通報・伝達手段の確保に努める。

また、暴風や台風接近時には海岸を突然大波が襲うことは珍しくないことから、高潮に関しても同様に監視体制等の確立に努める。

4 避難対策の整備

総務部、消防本部は、関係機関等と協力し、住民に対し、平常時から津波・高潮の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を推進する。

(1) 一般住民の避難行動

住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所や避難経路の周知に努めるとともに、自主防災組織や警察署との協力のもとに、避難者の掌握、避難行動要支援者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制を確立する。

(2) 避難場所の指定

津波・高潮発生時における避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととし、公共施設の他、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果的な配置となるよう努める。

5 住民への啓発活動等の実施

総務部は、避難対策等の津波・高潮防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施す

る。

(1) 日頃の備えの充実

津波・高潮危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知、高潮ハザードマップの全戸配布や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。

(2) 津波・高潮防災訓練の実施

関係機関や住民の参加のもと実践的な津波・高潮防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波・高潮防災体制の構築に努める。また、その際地域の高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施する。

第9 火災予防対策の推進

1 予防対策の強化

消防本部は、火災予防のため、事業所等に対する予防対策を推進する。

(1) 火災予防の査察・指導の強化

消防法の規定により、防火対象物及び危険物施設の所有者、管理者等に対し、火災予防上必要な資料の提出請求や防火対象物等への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

みやま市火災予防条例の規定による指定数量未満の危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者等に対して必要な助言又は指導を行う。

(2) 防火管理者制度の推進

消防法の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

(3) 建築同意制度の効果的運用

建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進する。

(4) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合（防火セイフティマークの取得）の取組みを推進する。

(5) 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

(6) 火災予防運動の推進

市民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

■火災予防運動

- 春秋火災予防運動の普及啓発
- 講習会、講演会等による一般啓発
- 報道機関等やSNSの活用による防火思想の普及

2 消防力の強化

消防本部、消防団は、火災の防止のため、消防力の強化を推進する。

(1) 資機材等の整備及び点検

国や県の補助制度を活用し、消防車両、資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行う。

(2) 消防水利の整備

消防本部は、計画的な消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の設置を図るとともに、地域の実状に応じた自然水利の活用検討など、消防水利の整備に努める。

(3) 消防団の強化

消防団の強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努める。

第3節 災害に備えた防災体制づくり

項目	担当
第1 防災施設・資機材等の充実	総務部、関係各部
第2 情報の収集伝達体制の整備	総務部、消防本部、消防団
第3 応援体制の整備	総務部、消防本部
第4 二次災害の防止体制の整備	建設都市部
第5 救出救助体制の整備	保健福祉部、消防本部
第6 医療救護体制の整備	保健福祉部、消防本部
第7 輸送体制の整備	総務部、建設都市部
第8 避難体制の整備	総務部、教育部
第9 要配慮者(避難行動要支援者)安全確保体制の整備	総務部、保健福祉部、教育部
第10 給水体制の整備	上下水道課
第11 災害備蓄物資等供給体制の整備	総務部
第12 防疫・清掃体制の整備	保健福祉部、環境経済部

第1 防災施設・資機材等の充実

1 防災拠点施設の整備

総務部は、防災拠点施設として、市庁舎が災害時に有効な機能を発揮できるように機能強化を図る。

また、みやま柳川ICに近く陸上交通の拠点となっている『道の駅みやま』を、物資の集配・輸送等防災拠点施設として活用する。

市庁舎が被災した場合に、災害対策本部を移設する代替施設の確保に努める。

■市庁舎の整備

○ 建物の耐震性の確保	○ 庁舎内機器、設備の耐震性の確保
○ 非常用電源装置	○ 災害対策本部室等の確保・配置
○ 耐震性貯水槽	○ 通信回線の確保等
○ 備蓄物資及び備蓄倉庫	○ その他拠点施設の確保

2 地域拠点の整備

関係各部は、大規模災害時において地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点を整備するよう努める。

■各種防災拠点

役 割	○ 他地域や広域防災拠点から搬送される資機材等の緊急物資備蓄・保管拠点、情報通信拠点 ○ 地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点
機 能	○ 搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース ○ 地域の防災活動のための駐屯スペース ○ 物資、復旧資機材等の備蓄施設

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時ヘリポート ○ 災害時要援護者等の避難場所 ○ ボランティア等の活動拠点 		○ がれき処理のための仮置場
--	--	--	----------------

第2 情報の収集伝達体制の整備

総務部、消防本部は、災害時における情報伝達を確保するため、通信施設、連絡体制の整備を推進する。

1 通信施設の整備

(1) 無線通信施設の整備

災害現場からの情報収集及び市民への情報伝達等のため、みやまコミュニティ無線（移動系）の充実強化を図る。なお、消防本部と連携し、みやまコミュニティ無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。

消防・救急無線においては、通信技術の高度化にともない音声通信のみならずデータ通信が可能となり、メールや画像による各種の情報が同時に送受信できることから、消防通信指令システム及び消防救急無線（活動波）のデジタル化を行い、災害対応力の強化及び初動体制の確立を図る。

また、消防通信指令施設については、共同運用を行うことにより、市町村の枠組みを超えた広域応援体制の充実、大規模災害等への迅速な対応強化を図る。

※ 資料編 2-3 みやまコミュニティ無線局一覧表

(2) 避難所との通信手段の整備

市庁舎から学校等の避難所への情報伝達のため、通信施設等の整備強化を図る。

(3) 新しい情報通信設備の導入

情報通信技術の高度化に伴い、関係機関及び住民等への防災情報等の伝達等について、防災行政無線、防災情報等配信システム、インターネットによる情報発信、携帯電話、SNS、dボタン広報誌の活用など、災害時に有効な通信伝達手段の整備拡充を図る。

さらに、情報伝達手段をデジタル化及び双方向化することにより、画像による災害情報の収集、避難場所等との情報交換、文字表示板による防災行政情報等の周知など多量の情報を早く聴覚、視覚を通して伝達できるような無線システムの導入を検討する。

(4) 孤立集落対策

道路が寸断・遮断されるような災害において、電話回線の寸断や停電などの発生によって、外部との連絡ができなく孤立が予想される集落に対し、孤立時の安否情報や被害情報などの通信手段を整備する。

(5) 通信機能確保のための措置

災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保、通信機器の耐震固定等の措置を図る。

2 通信連絡体制の整備

災害時に円滑な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害時に市が所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になったときに対応するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、九州地方非常通信協議会の活動を通して、県の行う非常通信体制の整備充実に協力する。

■非常通信体制の強化項目

非常通信訓練の実施	○ 災害時等における非常通信を確保するため、関係機関相互の協力体制を確立するとともに、平常時より非常通信訓練等を行い、通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	○ 無線局の管理運用の強化充実を図るため、市職員の無線従事者の増員を図る。

(2) 非常時通信の運用方法の確立

災害が発生し、又はおそれがあるときを想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集など非常時の通信の円滑な運用方法を確立するとともに、情報伝達の基準設定、発生災害別の通信項目について整備する。

3 現地情報収集体制の強化

総務部、消防本部、消防団は、市職員OBや消防団OB等を活用するなど、情報収集体制の強化を図る。

4 情報の共有・伝達体制の強化

総務部、消防本部は、防災関係機関と協力して、次の情報共有・伝達体制の整備を進める。

■情報の共有・伝達体制

職員間の共有と伝達	○本部が得た情報を時系列に整理し、全ての職員がリアルタイムに閲覧できるシステムの導入を検討する。
市と関係機関の共有と伝達	○市、河川管理者、道路管理者、警察署等の間で交換すべき情報の項目、内容、タイミング、手段、ルール等を決定する。
市から住民への伝達	○みやまコミュニティ無線による屋外スピーカや防災ラジオにより防災情報を一斉に伝達する。 ○市内の携帯電話に一斉にメール配信できる携帯キャリア緊急速報メールにより防災情報を伝達する。 ○住民（特に聴覚障がい者）、区長、自主防災組織員等に、県防災アプリ県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、「県防災メール・まもるくん」への登録を推進する。 ○住民へ市公式LINE等への登録を促進し、防災情報を一斉に配信する。 ○dボタン広報誌により、防災情報を伝達する。
放送マニュアル等の充実	○放送内容から事態の進展、地理的なイメージを住民が共通認識できるよう、広報演習・訓練等の結果を踏まえて、広報マニュアルや放送例文を毎年検証し、更新する。

第3 応援体制の整備

総務部、消防本部は、防災全般に関する協力体制の強化のため、相互応援体制を検討するとともに関係団体等との協定の締結について推進する。

1 他市町村との相互協力体制の整備

平常時から相互応援協定の体制整備に努めるとともに、近隣市町村との大規模災害に備えた協力体制の推進に努める。

※ 資料編 6-1 応援協定等一覧表

2 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に

行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 その他防災関係機関との連携強化

警察署は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

消防本部は、消防相互応援体制の充実に努めるとともに、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体勢の整備に努める。

4 民間団体等との協定締結の促進

災害時に市内外関係団体等から応急対策に関する協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、協定締結に努める。

第4 二次災害の防止体制の整備

建設都市部は、余震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制として、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の事前登録等を推進する。

1 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・市町村職員OB等）の登録等を推進する。

2 建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、市職員の応急危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。また、被災時の判定連絡網の整備を図る。

3 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、市職員の被災宅地危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。また、被災時の連絡支援体制の整備を図る。

4 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の事業者、施設管理者は、平常時から自然災害、大規模事故等に起因する安全確保に努めるとともに、災害発生時の被害拡大の予防対策を推進する。

■危険物施設等の予防対策

消防法上の危険物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の堅牢性の向上 ○ 災害発生時の安全確保についての必要な安全対策の周知、再点検 ○ 自主保安体制、事業所相互の協力体制の確立 ○ 農作業に用いる貯蔵燃料の漏えい事故防止対策の充実強化
火薬類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の堅牢性の向上 ○ 災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保 ○ 福岡県火薬類保安協会及び（社）日本煙火協会福岡県支部の緊急出動体制、応援協力体制の充実強化 ○ 自主保安体制の確立
高圧ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス設備の架台、支持脚等の補強

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務の強化 ○ 感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性強化 ○ ホームのブロック化、ロープ掛等による容器の転倒・転落防止、二段積み防止（多数の容器を取扱う施設） ○ 高圧ガス防災協議会、高圧ガス関係保安団体、消防署及び警察署等の関係機関の連携、地域防災体制の充実強化 ○ 自主保安体制の確立
毒物・劇物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○ 運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底 ○ 自主保安体制の確立
放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○ 緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制の整備 ○ 自主保安体制の確立

第5 救出救助体制の整備

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。

保健福祉部、消防本部は、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

1 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出救助方法の習熟やPR活動を推進する。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業組合等と連携を図る。

2 消防団の活動能力の向上

消防団の教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たす。

第6 医療救護体制の整備

保健福祉部、消防本部は、南筑後保健福祉環境事務所、医療機関等と連携し、災害時の医療救護が、その負傷の程度に応じて迅速かつ適確に実施されるよう、必要な体制の整備を推進する。

1 医療体制の整備

(1) 保健福祉環境事務所等との連携強化

災害時には、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。そのため、必要な事項について、保健福祉環境事務所等と連絡調整を図る。

(2) 医師会等との連携強化

災害拠点病院等が地域のサブセンターとして機能し、応急医療が実施される。そのため、柳川山門医師会、大牟田医師会、柳川山門歯科医師会、大牟田歯科医師会、柳川山門薬剤師会、大牟田薬剤師会等と、災害時の医療救護チームの編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。また、災害時の通信手段等の確保を図る。

(3) 救急救命士の養成

消防本部は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、柳川山門医師会、大牟田医師会及び医療機関等と連携し、救急救命士の行う救急医療の充実を図る。

(4) 長期的医療体制の整備

避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策として、日頃から精神科医療活動を実施するための準備を推進する。

2 医薬品・医療資機材の準備

応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、保健福祉環境事務所等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

第7 輸送体制の整備

1 緊急輸送道路の確保

総務部、建設都市部は、災害時の緊急輸送路を速やかに確保できるように、あらかじめ関係機関等と必要な体制の整備を推進する。

(1) 緊急輸送路の設定

県が指定する緊急輸送ネットワークを踏まえ、地域防災拠点等に集められた物資を、市内の地区防災拠点等に送るための緊急輸送路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送路ネットワークを形成する。

■緊急輸送道路の指定目安

県が指定した緊急輸送道路及び市庁舎と、次の施設を結ぶ道路	
○ 市庁舎	○ 自衛隊駐屯地
○ 救護所設置予定場所	○ 臨時ヘリポート
○ 搬送先病院	○ その他地域拠点施設

(2) 緊急輸送路の確保

緊急輸送を効果的に実施するために、平時から警察署と災害時緊急輸送路の確保について連携体制を整備しておく。また、建設事業者（災害協定締結者）と事前に協議し、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

(3) 緊急輸送道路の周知

建設都市部は、市民に対し、広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図る。

2 車両、燃料等の調達体制の整備

総務部は、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

総務部は、市有車両等災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。

また、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

4 物資集配拠点の整備

物資集配拠点について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法について予め整理する。

5 臨時ヘリポートの指定

総務部は、災害時の自衛隊等のヘリコプターの発着場として、臨時ヘリポートを指定する。設置予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポートの整備に努める。

※ 資料編 2-18 災害時における臨時ヘリポート一覧表

6 海上輸送の確保

総務部は、災害時の海上における緊急輸送を確保するため、あらかじめ漁業協同組合等と協定を締結するなど、救援用物資及び応急対策用資機材等を円滑に輸送できる協力体制の確立に努める。

また、発災後の漁港・港湾の障害物の除去、応急復旧等に必要となる人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業団体との間で協定等を締結して、協力体制を整備する。

さらに、必要に応じ県、自衛隊及び第七管区海上保安本部等へ協力を依頼するなど、海上輸送の確保に努める。

第8 避難体制の整備

1 避難所の整備

(1) 避難所の指定

災害対策基本法第49条の4第1項の規定に基づき指定緊急避難場所を指定し、災害対策基本法第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を指定する。

また、住民自らの判断により自主避難を行う場合の避難所は、指定緊急避難場所の中からあらかじめ開設する避難所を定めておくものとする。なお、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、安心して生活ができる施設として、福祉避難所を定めるものとする。

自主防災組織等は、自ら設置・運営する避難所として、地域運営避難所を開設することができるものとする。ただし、安全性等の確保の観点から、事前に総務課と協議しておかなければならない。

※ 資料編 2-8 広域避難場所一覧表

※ 資料編 2-9 指定避難所（指定緊急避難場所）一覧表

※ 資料編 2-10 福祉避難所一覧表

※ 資料編 2-11 地域運営避難所一覧表

■ 避難所の区分

指定緊急避難場所	○ 避難指示等が発令されるなど、災害が差し迫った状況や発災時において住民等が緊急的に避難する施設
指定避難所	○ 被災住民が一定期間避難生活を送る施設
福祉避難所	○ 避難生活が困難な高齢者や障がい者等のうち特別の配慮を必要とする方を受け入れる施設

広域避難場所	<input type="checkbox"/> 延焼火災等からの一時的避難場所 <input type="checkbox"/> 応援部隊や救援物資の拠点、仮設住宅建設候補地 <input type="checkbox"/> 平常時の防災訓練の場所、備蓄基地
地域運営避難所	<input type="checkbox"/> 地域住民が避難し、自主運営する事業所や自治公民館等の民間施設

■避難所の整備・点検項目

- 人、輸送車両のアクセスの容易さ
- 分かりやすい施設
- 危険物施設等の有無
- 津波・浸水等の被害の危険性
- 施設の耐震性及び避難経路の安全性
- 給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能）
- 冷暖房設備の有無、バリアフリー化（物理的障壁の除去）の状況
- 非常用電源の有無

(2) 避難所機能の整備

大規模災害の発生時には、避難所については老若男女が長期にわたって使用することも予想される。このため、避難所施設の耐震化等安全性の向上とともに、地域の防災拠点、生活の場としての機能を整備する。また、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災設備を整備する。

■避難所機能の整備項目

- 災害対策本部と相互連絡を行うための通信機器の設備
- 避難所における救護設備
- 避難生活の環境を良好に保つための仮設トイレ、マット、段ボールベッド、室内用テント等の設備
- 避難生活の長期化、障がい者等の災害時要援護者に対応するための設備
- 備蓄倉庫及び備蓄
- 飲料水兼用耐震性貯水槽等

(3) 福祉避難所の確保

避難行動要支援者用の避難所として、必要に応じて福祉避難所を確保する。

(4) 地域運営避難所の選定

災害時に安全な自治公民館等があり、自主防災組織等により避難所の運営を行う地域運営避難所の選定に努める。

(5) その他緊急避難場所の確保

指定緊急避難場所へ安全に避難できない場合を想定し、民間施設との施設利用協定や津波や洪水の浸水想定より高い道路区間の活用などにより、緊急避難場所の確保を図る。

2 避難路の整備

建設都市部は、地域住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について、避難路の整備に努める。

■避難路の整備項目

- 広い幅員を確保し、歩道の整備に努める。

- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化に努める。
- 避難誘導標識を設置する。

3 避難体制の整備

総務部、教育部は、施設管理者と協力し、避難マニュアルを作成し、自主的に避難誘導ができるような体制づくりを推進する。その場合、地域の住民組織及び事業所との連携がとれるようにする。

(1) 避難情報の判断・伝達方法の整備

高齢者等避難、避難指示について、「避難情報の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を指針として、県、気象台、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル整備に努める。

また、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達体制整備に努める。

(2) 安全な避難誘導体制の確立

市、消防団、自主防災組織は、安全な避難誘導体制を整える。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援マニュアルの作成等により避難誘導体制の整備に努める。

■避難誘導体制の検討事項

- 市民や観光客等への避難情報の伝達体制
- 高齢者等の避難行動要支援者避難支援マニュアルの整備
- 安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係機関等との応援協力体制
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じて住民の理解

(3) 避難所運営組織の育成

災害時に避難所自治組織を設立し、住民等による自主運営体制を確立するため、あらかじめ自主防災組織等と協力して共通認識を深めておく。なお、避難所運営においては男女ニーズの違いなどに配慮する必要があるため、避難所自治組織及び自主防災組織等に女性の参加を進める。また、災害ボランティア団体、みやま市の防災士としての登録者に災害時の避難所運営の支援体制について協力関係を図る。

(4) 施設管理体制の整備

市及び避難所の施設管理者は、自主防災組織と連携し、避難所の開設・運営訓練を実施する。

また、避難所開設・運営マニュアルの作成・啓発を行うとともに、各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。なお、民間施設の避難所の管理者に対しても可能な範囲において協力を求める。

■避難所開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理を施設管理者、市、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
- 避難者カード等、避難所運営に必要な書類を整備する。

4 避難所の周知

災害時に的確な避難が行われるよう、地域住民に対し、広報紙及びホームページへの掲載、防災マップの配布、SNSによる配信、誘導標識の設置、避難訓練等を通じて、避難所の周知に努める。

5 避難所の運営での配慮すべき事項

男女ニーズの違いや子育て中の保護者等に十分配慮し、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室などを設定する。また、女性などに対する暴力を予防するための取組を行うとともに、仮に被害が発生した場合には被害者が安心して相談できる環境整備を行うこと。また、からだの性とこころの性が一致しない人などが、周囲の心ない好奇の目にさらされるなどのことが起こることがないように、「性の多様性を理解し行動するための職員ガイドブック（福岡県）」を参考にした対応に努めること。

第9 要配慮者(避難行動要支援者)安全確保体制の整備

高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人などの要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な人であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する支援について、平常時から防災対策及び安全確保体制を整備する。

1 基本的な考え方

避難行動要支援者においては、「自助」による避難等安全確保が難しいことに加え、災害発生時における「公助」での個別具体的な支援には限界がある。このことから、避難行動要支援者の支援に当っては、地域の行政区・自主防災組織等による「共助」の活動を基本とし、地域社会の連携強化を推進することにより、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。

市は、行政区、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、自主防災組織等の多様な主体の協力・参画により、避難行動要支援者の支援体制づくりとして、要配慮者の把握、的確な情報伝達体制の整備、防災知識の普及啓発及び適切な避難支援体制の整備等、安全確保を推進する。その際、男女ニーズの違い等に十分配慮すること。

また、避難行動要支援者も、地域での避難訓練等を通じて、自宅から避難場所等までの避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

2 避難行動要支援者避難支援プラン

市は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者避難支援プランを作成する。また、計画の作成に当たっては、避難支援関係者の安全確保等にも配慮するものとする。

避難支援プランは、全体的な支援方針等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの避難支援方法等を定めた「個別避難計画」により構成する。

(1) 避難支援の対象者

当該プランの避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- ① 介護保険の要介護認定（3～5）を受けている者
- ② 身体障害者手帳（1級・2級）の交付を受けている者
- ③ 療育手帳（A）の交付を受けている者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- ⑤ 行政区長、民生委員・児童委員が支援の必要を認めた者
- ⑥ 自ら名簿への登録を求めた者で、市長が認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害

から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

① 登録事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 行政区
- カ 電話番号その他の連絡先
- キ 避難支援等を必要とする理由
- ケ 個別避難計画の有無

② 情報の入手・管理等

避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報は、作成に必要な限度で庁内内部の情報を利用し作成する。また、必要に応じて、県に情報提供を求めるほか、本人、地域支援団体等から情報を取得する。

作成した避難行動要支援者名簿は、非常時に備え、電子媒体のほか紙ベースで作成し、介護支援課、福祉課、地域包括支援センター及び総務課で適切に管理するものとする。また、名簿の更新を年に1回行うものとするが、対象者情報の変更等を把握した場合は、情報の適正化を図るために、随時、追加修正等を行う。

(3) 個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿の登録者の内から、市や地域支援団体が本人の同意を得て、又は本人の申し出により、当該避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画を、市が地域支援団体の協力を得て作成する。

① 登録事項

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿の情報のほか次に掲げる事項を記載し又は記録する。

- ア 避難協力者（地域支援団体）の情報
- イ 避難協力者（地域支援団体）への情報提供に関する同意の有無
- ウ 支援方法
- エ かかりつけ医療機関、携行医薬品等
- オ 避難時、避難先での留意事項
- カ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- キ その他避難支援に必要な情報

② 情報の管理等

作成した個別避難計画は、非常時に備え、電子媒体のほか紙ベースで作成し、介護支援課、福祉課、地域包括支援センター及び総務課で適切に管理するものとする。また、適正な情報を保つために、地域支援団体の協力を得て個別避難計画の点検・見直しを年1回行うものとするが、地域支援団体等からの申し出があった場合は、情報の適正化を図るために、随時、追加修正等を行う。

(4) 情報の共有

地域支援団体に情報を共有する場合は、適正管理、秘密保持等個人情報の漏えい防止を徹底する。平常時より情報を共有する場合は、個人情報の取扱いに関する協定を締結するなど管理の徹底を図る。また、災害時等に緊急に情報共有を行う場合には、個人情報の取り扱いを徹底させるとともに、情報の共

有が不要となった時点で名簿等を回収し、以後も守秘義務が発生する等の指導を行い、情報漏えいの防止に努める。

① 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿は、災害の発生に備えて、避難支援等の実施に必要な限度で次に掲げる避難支援関係者に名簿情報を提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合はこの限りではない。

- ア 行政区長
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 社会福祉協議会
- エ 自主防災組織
- オ 消防機関
- カ 警察機関
- キ 福祉専門職

② 個別避難計画

個別避難計画は、平常時においては、市及び避難行動要支援者本人並びに当該家族のほか、地域支援団体である行政区長、民生委員・児童委員、自主防災組織と情報を共有するものとする。災害時又は災害が発生するおそれがある場合においては、次に掲げる地域支援団体に対し、特に必要と認める場合に情報を提供するものとする。

- ア 社会福祉協議会
- イ 消防機関
- ウ 警察機関

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者の避難行動に携わる避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。

3 要配慮者世帯等における防災対策

市は、要配慮者の把握に努め、避難行動要支援者名簿への登録及び個別避難計画作成の働きかけを行うとともに、一人暮らしの高齢者等、要配慮者の安全を確保するため、緊急通報システムの整備に努める。また、民生委員・児童委員や消防団により訪問調査を実施するなどし、個別指導を行う。

4 社会福祉施設等に対する対策

(1) 施設の整備

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導、支援し、避難行動要支援者の安全確保のための、防災設備等の整備を促進する。

社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災設備を整備する。

また、ライフライン等の停止に備え、入所者の最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品等の備蓄を行う。

(2) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設等の管理者を指導、支援し、避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設等との連携を図り、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制を整備する。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生する場合における防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、市長に報告するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するものとする。

また、施設相互間、近隣住民等との連携を密にし、災害時に協力が得られるような体制づくりを行う。

(3) 防災基盤の整備

避難行動要支援者自身の災害対応能力、及び社会福祉施設等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者に対し、災害知識や災害時の行動に関する理解や関心を高めるため防災教育を実施するとともに、避難確保計画に基づいた避難誘導等の訓練を実施するものとする。

市は、福祉施設、病院等に対し、防火指導や防災訓練等について指導するなど支援を行う。

(5) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の把握

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者が利用する施設の把握に努める。当該施設の利用者が、洪水または土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定め、防災ラジオの配布に努めるものとする。

※ 資料編2-12 学校施設一覧表

※ 資料編2-13 放課後児童クラブ施設一覧表

※ 資料編2-14 保育所・幼稚園一覧表

※ 資料編2-15 福祉施設一覧表

※ 資料編2-16 障がい者施設一覧表

※ 資料編2-17 医療機関一覧表

5 幼稚園等対策

幼稚園・保育園の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

6 外国人に対する防災教育、訓練等

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

また、避難場所標識や避難場所案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク、国交省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き第2版」平成29年6月）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

また、県、国際交流センター、国際交流協会及びFM放送局等と協力して、地域内で生活する外国人に対する災害時の情報提供体制の整備を推進する。

第10 給水体制の整備

水道事業者（上下水道課）は、災害による水の供給被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

1 水の確保

水道施設の耐震化や緊急遮断弁等の整備を行い、災害時の水を確保する。

2 給水体制の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制の整備充実を図るとともに、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、マニュアル等の充実を図る。

また、水道工事業者等との協力体制を確立し、停電を想定し、九州電力と非常用発電機車の提供について協定しておく。

3 家庭における備蓄の促進

市民、事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、災害への対策、対策の諸活動や平常時から3日分（3リットル／人・日）の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の備蓄を奨励、指導する。

第11 災害備蓄物資等供給体制の整備

総務部は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制を整備する。

1 備蓄倉庫及び物資の整備

災害に備えて、市民の備蓄を補完するため、地震被害想定における最大避難者数を基準（風水害時については、住民の持参を原則とする。）に、物資の備蓄計画にあたり、乳幼児・女性・高齢者等を対象とした物品を考慮して備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の要配慮者を重視する。

2 流通備蓄の確保

災害時の物資等の確保のため、在庫の優先的供給を受けるなど、協力業務の内容、協力方法等について関係団体（農業協同組合、商工会議所）・企業等（卸センター、食料品取扱店等）と協議し、協定締結の促進に努める。

また、災害時に積極的な協力がえられるよう、平常時からコミュニケーション強化に努める。

3 家庭、事業所等の備蓄の推進

市民、事業所等に対し、広報活動を通じて、平時から3日分の食糧、飲料水、生活物資の備蓄を奨励、指導する。また、ペットの飼い主に対しては、ペットの避難に必要な用具等の備蓄を奨励、指導する。

第12 防疫・清掃体制の整備

1 防疫体制の整備

保健福祉部、環境経済部は、災害の被災地域や避難所等において、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾

病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫体制を整備するとともに、保健師の資質の向上のため、研修等を行う。

また、薬品業者等と連携し、消毒薬剤や散布資機材が確保できるような体制を確立する。

2 し尿、ごみ、がれきの処理体制の整備

環境経済部は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な地震、洪水を想定した災害廃棄物処理計画を整備する。

なお、処理計画においては、過去の実績を十分踏まえるものとする。

(1) 仮設トイレの確保

災害時に浄化槽や下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域において、仮設トイレを設置するため、仮設トイレの備蓄や業者等から確保できる体制を確保する。

(2) ごみ・がれき処理体制の整備

災害時に大量に発生するごみ・がれきを処理するために必要な人員、資機材の確保等、処理体制を整備する。

また、大量のごみ・がれきの仮置場等の確立を推進する。

(3) 応援協力体制の整備

し尿・ごみ・がれきの処理を委託する業者や、応援を求める業者、団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。

また、し尿・がれきの処理については、処理施設を有する他市町村との協力体制を整備する。

第3章 風水害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 気象情報等の収集伝達
- 第3節 被害情報等の収集伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援要請
- 第6節 災害救助法の適用
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 交通・輸送対策
- 第10節 避難対策
- 第11節 避難行動要支援者対策
- 第12節 生活救援活動
- 第13節 住宅対策
- 第14節 防疫・清掃活動
- 第15節 遺体の処理・埋葬
- 第16節 文教対策
- 第17節 公共施設等の応急対策
- 第18節 災害警備

本章は、風水害時に市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。各対策項目は、被害の発生が予想される場合、及び災害が発生した場合を想定して、災害警戒又は発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

時期区分	目安とする期間
初 動 活 動 期	災害警戒又は発生～2日目まで
応 急 活 動 期	3日目～7日目まで
復 旧 活 動 期	8日目以降

第1節 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 職員の動員配備	●			<u>総務課</u> 、 <u>関係各班</u>
第2 警戒活動	●			<u>総務課防災担当者</u>
第3 災害警戒本部の設置	●			<u>関係各班</u>
第4 災害対策本部の設置	●			<u>関係各班</u>
第5 災害対策本部の運営	●			<u>関係各班</u>

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【風水害】

配備	配備基準	活動内容	配備要員
注意配備	○ みやま市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表された場合 ○ その他総務課長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集、警戒	総務課〔防災担当〕 建設課長
警戒配備 (災害警戒本部)	○みやま市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○「線状降水帯による大雨の可能性に言及した福岡県気象情報」が発表され、且つ、みやま市に大雨の早期注意情報（警報級の可能性）「高」が発表された場合 ○台風の進路にあり被害が予想される場合で、市長が必要と認めるとき ○ その他総務部長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・連絡調整 ・河川警戒水位の対応	警戒活動及び災害対策本部準備職員 (約15%の職員) ※消防本部、消防団
第1 配備 (災害対策本部)	○ みやま市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合、或いは、市内の一部に被害が発生した場合 ○ その他本部長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・連絡調整 ・市内巡廻 ・被害調査 ・局所的な応急対策活動 ・河川特別警戒水位の対応	本部会議全員 (約25%の職員) ※消防本部、消防団
第2 配備 (災害対策本部)	○市内の数箇所被害が発生する恐れがある場合、あるいは発生した場合 ○ その他本部長が必要と認めるとき	・応急対策活動	本部会議全員 (約半数の職員) ※消防本部、消防団

第3配備 (災害対策本部)	○ 市内の全域に被害が発生する恐れがある場合、あるいは発生した場合 ○ その他本部長が必要と認めるとき	・ 応急対策活動	全職員 ※消防本部、消防団
------------------	--	----------	------------------

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

※ 市職員は、マスコミ報道、県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、県防災メール・まもるくん等から警報情報等を得て、可能な限り自宅待機する。

※ 出動予定者は、各課等であらかじめ決めておく。

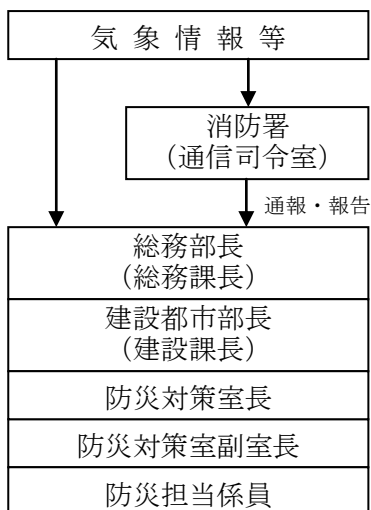
2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

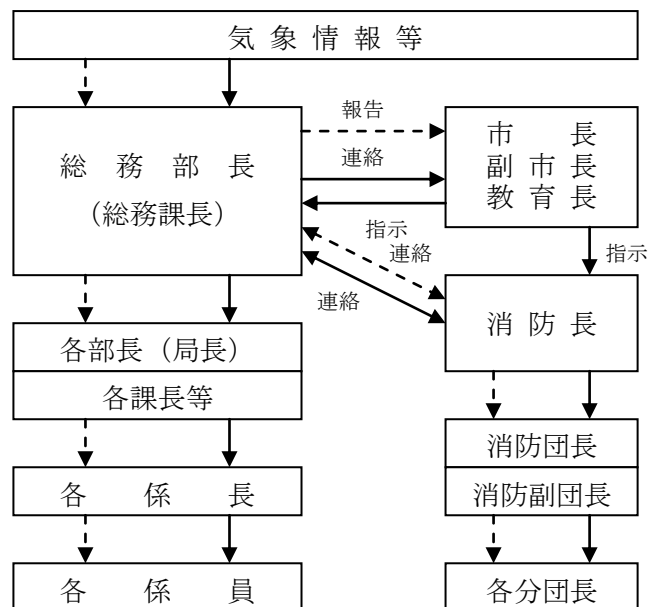
なお、勤務時間外（夜間、休日も含む）に災害情報が入った場合、消防署からの連絡により、必要に応じ防災担当職員が参集する。また、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、当該職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令の系統

【注意配備】



【警戒配備 ->】 【第1・2・3配備 ->】



3 災害動員計画の作成

総務部長は、動員指令の発令に備え、職員を動員・配備するための計画である「災害動員計画」を毎年度作成するものとする。

なお、災害動員計画の作成にあたっては、勤務時間外、特に夜間の発令に対応できるよう職員の住所等を考慮し、参集体制には万全を期するものとする。

また、各課は勤務時間外における動員指令の発令に備えて、連絡方法、連絡系統を定めた「緊急連絡網」を併せて作成し、職員に周知しておくものとする。

4 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。

なお、災害現場及び各支所に直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

5 参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班（各部）でとりまとめた後、本部（総務課）に報告する。

■参集報告の系統



6 職員の動員要請

各部長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策班の応援を必要とするとき、総務班に職員の動員を要請する。

総務班は、各部長から職員動員要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

第2 警戒活動（注意配備）

1 警戒活動

総務課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、建設課長、防災担当職員（総務課）を注意配備として配備する。

■注意配備の設置基準

- みやま市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表されたとき
- その他総務課長が必要と認めるとき

2 活動体制、活動内容

風水害等警戒体制として、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 気象情報等の収集、警戒
- 洪水予警報等の情報収集、警戒

第3 災害警戒本部の設置（警戒配備）

1 災害警戒本部の設置

総務部長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、風水害警戒配備体制として各対策班の担当職員を配備する。

■災害警戒本部の設置基準

- みやま市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合
- その他総務部長が必要と認めるとき

2 設置、指揮の権限

総務部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■代行順位

第1順位	建設都市部長	第2順位	総務課長	第3順位	建設課長
------	--------	------	------	------	------

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 河川警戒水位の対応
- 水害等に関する情報収集、警戒巡視
- 高齢者等避難の発令
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

また、災害応急対策に備えるため又は災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置（第1配備・第2配備・第3配備）

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて各班の担当職員を配備する。

■災害対策本部の設置基準

- みやま市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合、
或いは、市内の一部に被害が発生した場合
- 台風の進路にあり被害が予想される場合で、市長が必要と認めるとき
- その他、市長が必要と認めたとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、みやま市庁舎内庁議室に置く。
- みやま市庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次のいずれかの施設に本部を移設する。

山川支所 高田支所 消防本部

2 現地災害対策本部

本部長（市長）は、必要に応じて、現地災害対策本部を設置・廃止する。

ただし、副市長は、緊急を要する場合、市長に代わり現地災害対策本部を設置することができる。

この場合において、その旨を速やかに市長に通知する。

■設置基準

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。
- その他、本部長が必要と認めたとき

(1) 組織

現地本部の本部長及び本部長は、災害対策本部長が副本部長、本部長、その他の職員のうちから指名する。

(2) 災害対策に係る現地本部長の行為

現地本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。

この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に通知する。

■現地本部長の行為

- 高齢者等避難の発令
- 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

3 災害対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務班は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	○ 庁内放送、みやまコミュニティ無線、一般電話等
関係機関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話等
市民等	○ みやまコミュニティ無線、広報車、報道機関、SNS、dボタン広報誌等
報道機関	○ 一般電話、口頭、文書等

第5 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、市長が行う。

市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

■代行順位

第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	建設都市部長
------	-----	------	------	------	--------

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりである。

ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■組織、役割

本部長	市長	○ 災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長 消防団長	○ 本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
本部員	各部長、消防長、課長等のうちから本部長が定める。	○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○ 本部長の命を受け、班の事務を処理する。

本部連絡員	対策部のうちから本部長が定める。	○ 各対策部と連携し、災害対策本部の事務連絡等に従事する。
班員	本部長が定める。	○ 上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、「■みやま市災害対策本部組織図」に示す。

■みやま市災害対策本部組織図

みやま市災害対策本部会議組織図

本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長 消防団長
本部員 〈警戒本部〉	総務部長 (本部統括部長) 〈警戒本部長〉 消防長 議会事務局長 (総務部長付) 市民部長 保健福祉部長 環境経済部長 建設都市部長 教育部長 山川支所長 高田支所長 総務課長 防災対策室長
本部連絡員	本部長が定める者
※ 災害対策本部の本部員及び消防団長は、総務部長を警戒本部長として、災害警戒本部を組織する。	

班(班長)	平常時部・局等	平常時課室等
総務班 (総務課長)	総務部 議会事務局 行政委員会 事務局 会計課	秘書広報課 総務課 企画振興課 財政課 契約検査課 統計調査課 議会事務局 行政委員会事務局 会計課
市民班 (税務課長)	市民部	税務課 市民課 人権・同和対策室
救護班 (福祉課長)	保健福祉部	福祉課 子ども子育て課 健康づくり課 介護支援課 地域包括支援センター
衛生班 (環境衛生課長)	環境経済部 農業委員会 事務局	環境衛生課 エネルギー政策課
環境経済班 (農林水産課長)		商工観光課 農林水産課 農業委員会事務局
建設班 (建設課長)	建設都市部 公営企業	建設課 都市計画課 国土調査課
上下水道班 (上下水道課長)		上下水道課
教育班 (学校教育課長)	教育部	教育総務課 学校教育課 指導室 社会教育課
山川班 (山川支所長)	市民部 山川支所	市民サービス係
高田班 (高田支所長)	市民部 高田支所	市民サービス係
消防本部班 (消防署長)	消防本部	総務課 警防課 救急課 予防課
消防団班 (消防副団長)	消防団	消防団本部 消防団分団

3 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■本部会議の概要

本部会議の開催時期	○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	○ 災害対策本部の組織図を参照
事務局	○ 総務課
協議事項	○ 被害状況の把握 ○ 応急対策活動の調整 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止 ○ 自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ○ 警戒区域の設定、避難指示等の発令 ○ 災害救助法の適用 ○ 応急対策に要する予算及び資金 ○ 国、県等への要望及び陳情 ○ その他災害対策の重要事項

4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

5 災害対策本部の表示

(1) 腕章等

災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書を携帯する。

(2) 標旗等

災害対策業務に使用する車両には、本部の標旗等を掲示する。

(3) 看板

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板を掲示する。

■主な災害対策拠点の種類

○ 災害対策本部	○ 応援部隊集結地	○ 福祉避難所
○ 現地災害対策本部	○ 救護所	○ 遺体安置所
○ 災害相談窓口	○ 災害対応病院（市指定）	○ 給水所
	○ 臨時ヘリポート	○ 物資集積拠点
	○ 避難所	○ ボランティアセンター

6 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、「■みやま市災害対策本部の分掌事務（班別）」のとおりである。
なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■みやま市災害対策本部の分掌事務(班別) その1

対策班	所 属		時期区分			分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。
			初動	応急	復旧	
総務班	総務部 議会事務局 会計課 企画振興課 行政委員会 事務局	秘書広報課 総務課 企画振興課 財政課 契約検査課 統計調査課 議会事務局 行政委員会事務局 会計課	●			職員の動員調整、総合連絡統制
			●			災害対策本部の設置、廃止、庶務
			●			本部会議の開催
			●			災害対策本部との連絡調整、活動状況のとりまとめ
			●			災害応急対策全般の調整
			●			議員との連絡調整
				●		公共施設、公共空地の利用調整
					●	見舞者等への応接、秘書
					●	災害応急対策に関する財政措置
			●			気象情報、地震情報等の収集伝達
			●			洪水予報、水防警報の収集伝達
			●			水害の警戒活動
			●			土砂災害の警戒活動
			●			県、関係機関との災害情報の交換
			●			本部長指示による被災地の現地調査
			●			市域の災害情報のとりまとめ
			●			県、国、関係機関への災害情報の報告、通知
			●			市域の災害広報
			●			災害に関する写真、ビデオ等による記録
			●			報道機関への協力要請、報道対応
			●			相談窓口の設置
			●			自衛隊派遣要請、受け入れ、連絡調整
			●			県、他市町村への応援要請、連絡調整
			●			災害救助法の適用
					●	災害救助費関係資料の作成、報告
			●			車両、燃料の確保、配車
			●			緊急通行車両の確認申請
			●			臨時ヘリポートの設置
			●			避難指示等
			●			警戒区域の設定
			●			所管施設の避難所の開設(支援)
			●			避難所の統括
					○	避難所の運営(支援)
●			食料の確保、供給			
		●	職員の給食			
●			生活物資の確保、供給			
		●	救援物資の受入れ等			
		○	応急仮設住宅の建設等			
		○	応急仮設住宅の入居者選定			
市民班	市民部	税務課 市民課 人権・同和対策室	●			行方不明者名簿の作成
			●			食糧、生活物資、資器材等の緊急輸送
				●		物資集配拠点の設置
			●			避難誘導
				○		避難所の運営(支援)
				●		炊き出しの実施、支援
				●		物資の受入れ、仕分け等
				●		遺体の埋葬許可書の発行
				●		民間建物等の被害調査
					●	罹災証明の発行
衛生班	環境経済部	環境衛生課 エネルギー政策課		●		食品の衛生対策
				●		被災地の防疫
			●			有害物質の漏洩等防止
			●			仮設トイレの設置
				●		し尿の処理
				●		生活ごみ、粗大ごみの処理
					●	がれきの処理
				●		動物の保護、収容
			●			納棺用品等の確保
			●			遺体の収容、安置
		●	遺体の埋葬			

■みやま市災害対策本部の分掌事務(班別) その2

対策班	所 属	時期区分			分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。	
		初 動	応 急	復 旧		
救護班	保健福祉部	福祉課 子ども子育て課 健康づくり課 介護支援課 地域包括支援センター	●			ボランティアの活動支援
			○			救急活動
			●			医療救護班の設置
			●			保健福祉環境事務所への医療救護の派遣要請、連絡調整
			●			医療救護活動
			●			医薬品、資器材の確保
				●		被災者の健康と衛生状態の管理
				●		職員の衛生管理
					●	心のケア対策
			●			避難誘導
			●			避難行動要支援者の安全確保、安否確認
				●		避難所の避難行動要支援者に対する応急支援
				●		福祉避難所等の確保、避難行動要支援者の移送
					●	避難行動要支援者への各種支援
					○	福祉仮設住宅の供給
					●	避難行動要支援者への福祉仮設住宅での支援
					○	応急仮設住宅の建設等
					○	応急仮設住宅の入居者選定
					●	被災地の防疫
					●	遺体の処理、検案
		●	保育所児童の安全確保、安否確認			
			●	応急保育		
建設班	建設都市部 公営企業	建設課 都市計画課 国土調査課	●			水害の警戒活動
			●			土砂災害の警戒活動
				●		民間建物等の被害調査
			●			交通情報の収集、道路規制
			●			道路交通の確保
					●	福祉仮設住宅の供給
				●		被災建築物の応急危険度判定
				●		被災住宅の危険度判定
					●	応急仮設住宅の建設等
					●	応急仮設住宅の入居者選定
					●	空家住宅への対応
					●	被災住宅の応急修理
			●			住家、河川等の障害物の除去
			●			道路の啓開活動
			●			堤防、水路の応急修理
上下水道班	上下水道課				●	道路、河川等の復旧
			●			水害の警戒活動
			●			土砂災害の警戒活動
			●			飲料水の確保、供給
環境経済班	環境経済部	農林水産課 商工観光課 農業委員会事務局	●			水道施設、汚水管渠及び污水处理施設の応急対策
			●			水害の警戒活動
			●			土砂災害の警戒活動
			●			海上交通情報の収集
			●			海上交通の確保
			●			旅行者、滞在者の安全確保
			●			住家、河川等の障害物の除去
	●		動物の保護、収容			
教育班	教育部	教育総務課 学校教育課 社会教育課	●			臨時ヘリポートの設置
			●			避難誘導
				○		避難所の運営(支援)
				●		炊き出しの実施、支援
			●			幼稚園児、児童、生徒、学生の安全確保、安否確認
					●	応急教育
		●	文化財対策			

■みやま市災害対策本部の分掌事務(班別) その3

対策班	所 属		時期区分			分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。
			初動	応急	復旧	
山川班 高田班	市民部	山川支所 高田支所	○			災害応急対策全般の調整
			○			水害の警戒活動
			○			土砂災害の警戒活動
			○			住民組織（自主防災組織等）との連絡
			○			本部指示による被災地現地調査
			○			市域の災害情報のとりまとめ
			●			相談窓口の設置
			●			行方不明者名簿の作成
			●			避難誘導
				○		避難所の運営（支援）
					●	遺体の埋葬許可書の発行
					○	罹災証明の発行
消防本部班	消防本部	総務課 警防課 救急課 予防課	○			洪水予報、水防警報の収集伝達
			●			消防応援の要請、受け入れ、連絡調整
			●			行方不明者名簿の作成
			●			行方不明者の捜索
			●			救助活動
			●			救急活動
			●			消火活動
			●			避難誘導
			●			遺体の捜索
			●			幼稚園児、児童、生徒、学生の安全確保、安否確認
			●			保育所児童の安全確保、安否確認
			消防団班	消防団	消防団本部 消防団分団	●
○						土砂災害の警戒活動
●						行方不明者の捜索
●						救助活動
	○					災害箇所への応急活動
○						救急活動
●						消火活動
●						避難誘導
●						住家、河川等の障害物の除去
●						遺体の捜索
●						幼稚園児、児童、生徒、学生の安全確保、安否確認
●						保育所児童の安全確保、安否確認
各班共通						部課内職員の動員配備調整、安否確認
						所管施設、所管事項の被害調査、応急対策
						災害対策本部への報告
						災害対策本部内の相互応援
						所管事項に関する民間事業者等への協力要請 男女共同参画の視点からの防災活動の推進

注1) 時期区分(概ねの目安)で、初動は災害警戒又は発生～2日目まで、応急は3日目～7日目まで、復旧は8日目以降に、主に対応する事務である。

2) ●は主担当、○は副担当を示す。

■みやま市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	みやま市庁舎（建物破損等の場合は本部長の判断により移設する：山川支所、高田支所、消防本部）
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊	消防署屋外訓練場、高田農村運動公園 瀬高中央公園（夢広場）
	災害時ボランティアセンター	旧上庄小学校、旧本郷小学校、旧山川東部小学校、旧竹海小学校
医療救護	地域災害医療情報センター	南筑後保健福祉環境事務所
	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	ヨコクラ病院、大牟田市立病院
	緊急集中救護所	ヨコクラ病院
交通輸送対策	緊急輸送道路	九州縦貫自動車道 一般国道：208号、209号、443号 主要地方道：大牟田川副線、瀬高久留米線、大牟田高田線、高田山川線、八女瀬高線
	物資集配拠点	道の駅みやま、山川体育センター
	臨時ヘリポート	資料編2-18 災害時における臨時ヘリポート一覧表
避難対策	指定避難所	資料編 指定避難所参照
避難行動要支援者対策	福祉避難所	資料編2-10 福祉避難所参照
生活救援	市備蓄倉庫	—
	給水拠点	指定避難所ほか
	炊き出し場所	給食センター、指定避難所、学校の家庭科室、公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	—
清掃活動	がれきの集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	—
水防対策	水防（資機材）倉庫	※資料編2-5 水防倉庫資機材一覧表 参照

第2節 気象情報等の収集伝達

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 通信体制の確保	●			<u>総務班</u> 、 <i>関係各班</i>
第2 気象情報、河川情報等の監視	●			<u>総務班</u> 、 <u>消防本部班</u>
第3 気象情報の収集伝達	●			<u>総務班</u> 、 <u>消防本部班</u>
第4 洪水予報の収集伝達	●			<u>総務班</u> 、 <u>消防本部班</u>
第5 水防警報の収集伝達	●			<u>総務班</u> 、 <i>消防本部班</i>
第6 異常現象発見時における措置	●			<u>総務班</u>

第1 通信体制の確保

1 通信機能の確保と統制

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。

総務班は、災害発生後、みやまコミュニティ無線、電話、SNS、dボタン広報誌等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

※ 資料編 2-3 市防災行政無線一覧表

※ 資料編 3-1 災害時の連絡先

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信先
通信系	みやまコミュニティ無線 緊急速報メール 広報車	本部～山川班・高田班、区長、住民等
	災害時優先電話	本部～山川班・高田班、市出先施設、県、他市町村、防災関係機関、国等
	県防災メール・まもるくん	市～県～住民等
	県防災アプリふくおか防災ナビ・まもるくん	市～県～住民等
	防災情報ネットワークシステム	本部～県、他市町村、防災関係機関等
	防災行政無線（移動系）	本部～消防団・消防署
	衛星電話	本部～消防本部
	SNS	登録している住民等
	dボタン広報誌	本部～市民

口頭	連絡員による伝令 (文書携行)	各班、防災関係機関等
----	--------------------	------------

2 窓口の統一解釈

総務班は、関係機関等との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3 代替通信機能の確保

総務班は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、非常・緊急通話の利用を申し込む。

■非常・緊急通話の利用方法

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 非常扱い通話又は緊急扱いの通話の申し込みであること ② 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等 ③ 相手の電話番号及び伝える内容等 |
|---|

(2) 他機関の通信設備の利用

電話等の利用が不可能となり、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条及び79条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定に基づき、他機関が設置する有線もしくは無線設備を使用する。

■利用できる主な通信設備

- | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| <input type="radio"/> 県（防災行政無線） | <input type="radio"/> 福岡管区気象台 | <input type="radio"/> 九州旅客鉄道株式会社 |
| <input type="radio"/> 警察 | <input type="radio"/> 第七管区海上保安部 | <input type="radio"/> 九州電力株式会社 |
| <input type="radio"/> 九州地方整備局 | <input type="radio"/> 大阪航空局 | <input type="radio"/> 自衛隊 |

(3) 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づいて福岡地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。

(4) アマチュア無線の協力要請

アマチュア無線のボランティアに対し、市域内での災害情報の収集、伝達の通信協力を要請する。

4 市民への周知

総務班は、関係各班と連携し、気象予警報等に基づき、浸水、がけ崩れ及び津波等による被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難指示等を実施することが予想される場合、市民に対し周知する。

■活動内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象予警報等は、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施することによって周知される。 ○ 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。 |
|--|

第2 気象情報、河川情報等の監視

総務班は、防災関係機関と連携し、災害対策に係る気象情報、河川情報等をテレビ、ラジオ、ホームページ、スマートフォン等で監視し、警報等の迅速な伝達に備える。

■主な気象情報・河川情報の項目と注意点

情報項目	情報項目	情報の意味（更新間隔）	注意点
気象情報 (気象庁)	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表する。特に警戒すべき事項を明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」、「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表する。	警戒レベル5相当
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想した場合に発表する。	
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想した場合に発表する。	
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想した場合に発表する。	警戒レベル4相当 高波、満潮、異常潮※の重複に注意
	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想した場合に発表する。特に警戒すべき事項を明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表する。	大雨警報（土砂災害）は警戒レベル3相当
	洪水警報	大雨によって生じる河川の増水や氾濫により重大な災害の発生するおそれがあると予想した場合に発表する。	警戒レベル3相当
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生す	

		るおそれがあると予想した場合に発表する。	
波浪警報		高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想した場合に発表する。	
高潮警報		台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想した場合に発表する。	警戒レベル4相当 高波、満潮、異常潮位※の重複に注意
大雨注意報		大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想した場合に発表する。	警戒レベル2
洪水注意報		大雨によって生じる河川の増水により災害の発生するおそれがあると予想した場合に発表する。	警戒レベル2
強風注意報		強風により災害が発生するおそれがあると予想した場合に発表する。	
波浪注意報		高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想した場合に発表する。	
高潮注意報		台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想した場合に発表する。	警戒レベル2（警報に切り替える可能性に言及したものは警戒レベル3相当） 高波、満潮、異常潮位※の重複に注意
早期注意情報（警報級の可能性）		警報級の現象が5日先までに予想されるとき、その可能性を「高」、「中」の2段階で発表する。	警戒レベル1
顕著な大雨に関する福岡県気象情報		大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている或いは降り続くおそれがある状況を解説する情報。	令和5年5月25日から最大30分前の予測を含めて発表する。

	記録的短時間大雨情報	数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した場合に発表する。	福岡県では1時間雨量110ミリ以上で発表。
	福岡県気象情報	警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説する情報。	線状降水帯による大雨発生の可能性が高い場合には、その可能性を半日程度前から呼びかける。
	台風情報	台風経路図、暴風域に入る確率、全般台風情報、福岡県の台風に関する情報などがある。	詳しい解説は (気象庁 台風情報の種類と表現方法 (jma. go. jp))
	キキクル(危険度分布)	大雨による土砂災害、浸水害、洪水害の危険度を警戒レベルと同じ5段階で表示する。また令和5年2月16日より国管理河川(矢部川など)の水害リスクラインを統合表示。	
	指定河川洪水予報	国土交通大臣又は県知事が指定した河川において、区間を決めて水位または流量を示して洪水の予報を行う。	対象量水標は、船小屋・浦島橋(矢部川)に設置
	海上警報	海上を航行する船舶の安全のため、各警報の発表基準に達しているか、または24時間以内に達する予想。	有明海は「九州西方海上(細分海域:長崎西海上)」の予報区に含まれる。
河川情報 (国土交通省)	レーダー雨量	レーダー観測の雨量強度の実況(10分間の平均値を時間雨量へ換算)	豪雨による河川水位の上昇、浸水や崖崩れへの影響
(国土交通省または都道府県と気象庁の共同)	洪水予報	国土交通大臣又は県知事が指定した河川において、洪水のおそれがあると認めたときに発表	対象量水標は、船小屋・浦島橋(矢部川)に設置
(国土交通省、県)	水防警報	国土交通大臣又は県知事が指定した河川において、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表	矢部川、沖端川、飯江川、有明海沿岸が対象
気象庁、県	土砂災害警戒情報	福岡管区气象台と県が、大雨により土砂災害の危険が高まった	土砂災害警戒区域内の住民に対し、避難指示の発令を検討

		時に発表	
	テレメータ雨量	地上観測の雨量の実況（10分）	
	テレメータ水位	河川水位の実況（10分）	水位の上昇速度と、（特別）警戒水位、危険水位を越える可能性

※異常潮位：台風などによって引き起こされる高潮や地震に伴う津波とは異なった原因で、潮位がある程度の期間（概ね1週間から3か月）継続して高く（もしくは低く）なる現象。

■主な雨量・河川情報

情報種類	情報内容及び更新間隔	注意点等
雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト/雷ナウキャスト/竜巻発生確度ナウキャスト）	気象ドップラーレーダーと地上・高層観測データ、対流予測モデル等を用いて、実況及び1時間先までの雨雲の動きを予測。雷や竜巻の発生確度も1時間先まで予測。更新は5分毎（雷、竜巻は10分毎）。	気象庁 ナウキャスト(雨雲の動き・雷・竜巻) (jma.go.jp)
今後の雨（解析雨量/降水短時間予報）	気象レーダーと地上の雨量計のデータを組み合わせて1時間の降水量分布を1km四方の細かさで解析したもの。この解析値と地上・高層観測データ、数値予報を用いて6時間先までの1時間の降水量分を予報する。更新は30分毎（速報版は10分毎）。	気象庁 今後の雨(降水短時間予報) (jma.go.jp)
アメダス（降水量）	全国約1300か所（約17km間隔）に設置した観測所で降水量を観測。更新は10分毎。このうち、約840か所（約21km間隔）では降水量に加えて風向・風速、気温、湿度を観測している。	気象庁 アメダス (jma.go.jp)
川の防災情報(国土交通省) 水害リスクライン	国管理河川の越水の危険性を右岸・左岸およそ200m間隔で示したもの。更新間隔は10分毎。	水害リスクライン (river.go.jp)
川の防災情報(国土交通省) レーダ雨量	国土交通省が設置したレーダ雨量計で観測した雨量情報。更新は5分毎。	川の防災情報 - 国土交通省 : レーダ雨量 (river.go.jp)
川の防災情報(国土交通省) 雨量、水位等	国土交通省が設置した雨量計、水位計およびライブカメラ等の情報。	川の防災情報 - 国土交通省 : 概況 (river.go.jp)
福岡県総合防災情報（雨量、水位等）	福岡県が設置した雨量計、水位計等の情報。	福岡県総合防災情報 (fukuoka.lg.jp)

※ 資料編 2-1 雨量観測所一覧表

※ 資料編 2-2 水位観測所一覧表

第3 気象情報の収集伝達

1 気象警報・注意報

福岡管区気象台は、次のような気象注意報・警報を発表する。

総務班は、気象情報の収集・伝達を行う。

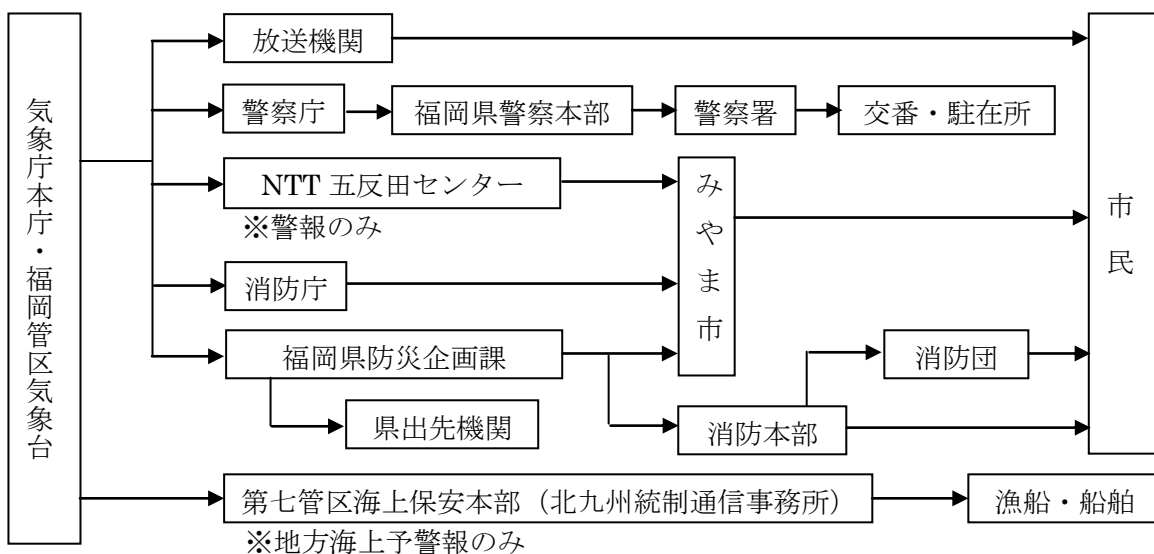
※ 資料編 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

■注意報・警報等の定義及び種類

注意報	○ 県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着氷（雪）注意報・霜注意報・低温注意報
		高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報・浸水注意報※・地面現象注意報※	
警報	○ 県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
		高潮警報・波浪警報・洪水警報・浸水警報※・地面現象警報※	
特別警報	○ 上記警報基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、ただちに命を守るための行動をとるよう最大限の警戒を呼び掛けるために発表する。	特別警報	大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、津波特別警報、火山噴火特別警報、地震特別警報（緊急地震速報）
気象情報	○ 気象官署が気象等の予報に係りのある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・すみやかに発表するものをいい、福岡管区気象台は、九州北部地方を対象とする九州北部地方気象情報及び福岡県を対象とする福岡県気象情報並びに「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。		

※表題を出さずに気象注意報、警報に含めて行う。

■気象情報の伝達系統



2 火災気象通報

福岡管区気象台は、火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づき、その状況を火災

気象通報として県知事に通報する。

県知事は、気象台から通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報する。

■通報の基準

○福岡管区気象台が発表する「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の発表基準と同一。
なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

※「乾燥注意報」の基準：実効湿度 60%以下でかつ最小湿度 40%以下

※「強風注意報（陸上）」の基準：平均風速 12m/s 以上

3 火災警報

市長は、次の場合、消防法第22 条第 3 号に基づく火災警報を発令することができる。

■警報の基準

○ 消防法等及びみやま市火災予防条例の施行に関する規則第 3 条

第4 洪水予報の収集伝達

1 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象庁長官（福岡管区気象台）は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ関係報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。（水防法第10 条第 1 項）

■水防活動の注意報・警報発表基準【みやま市】

予報名		注意報	警報
高潮	(潮位：TP 上)	3.2m以上	3.5m以上
大雨・洪水	R1	平坦地以外 40mm以上	平坦地以外 70mm以上
	R3	平坦地 70mm 以上	平坦地 110mm 以上
大雨	土壌雨量指数基準	94	129
洪水	流域雨量指数基準	飯江川流域=8	飯江川流域=10

※ R1、R3、はそれぞれ、1、3時間の予想雨量を示す

※ 土壌雨量指数基準は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

※ 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数

※ TPは東京湾平均海面の基準面として測った潮位

2 福岡管区気象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報

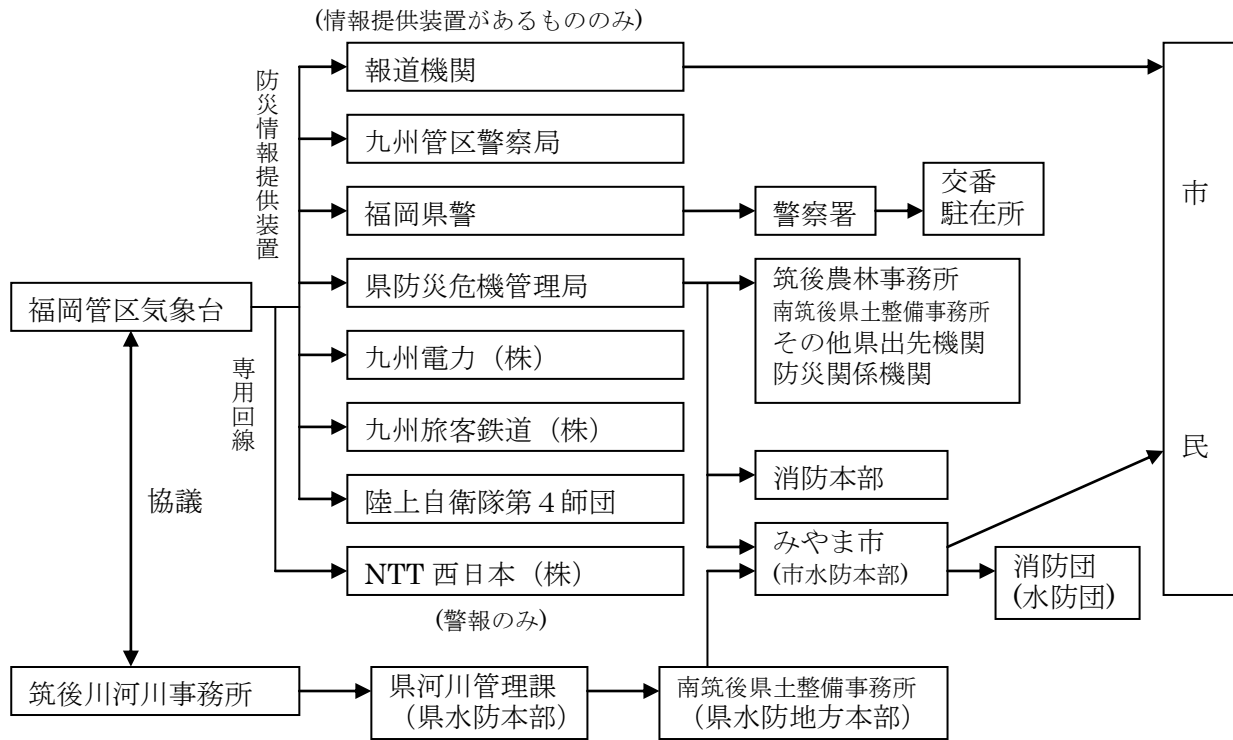
福岡管区気象台は、筑後川河川事務所（国土交通省九州地方整備局）と共同して筑後川及び矢部川の洪水警報や洪水注意報を発表する。洪水のおそれがあると認められるとき、水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して、河川の状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

河川事務所は河川の水位や流量の予測を、気象台は雨量の予測を行う。

■洪水予報指定河川

水系名	予報区域名	実施区域	基準地点
矢部川	矢部川	左岸：福岡県みやま市瀬高町廣瀬字堤谷739番2地先～海 右岸：福岡県八女市大字矢原字二ノ辻561番地1地先～海	船小屋

■洪水予報伝達系統図



3 福岡管区气象台・県が共同して行う洪水予報

県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官・福岡管区气象台と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに県の水防計画で定める水防管理者（市長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。（水防法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）

福岡県においては、御笠川が指定されているが、本市域に該当指定河川はない。

4 洪水予報の種類および内容

■洪水予報の種類および内容(矢部川)

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
矢部川氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫の発生 （氾濫水の予報）	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】
矢部川氾濫危険情報 （洪水警報）	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】
矢部川氾濫警戒情報 （洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】
矢部川氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】

第5 水防警報の収集伝達

1 水防警報の種類

国土交通大臣、県知事は、洪水又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発令する。（水防法第16条第3項）

県知事は、水防警報をしたとき、国土交通大臣より通知を受けたとき、県水防計画に基づき直ちにその警報（通知）事項を市長（水防管理者）及び水防関係機関に通知する。（水防法第16条第2項）

水防警報の通知を受けた市長は、関係住民に連絡するとともに、関係各課、水防団及び消防本部を待機させ、又は必要に応じて出動その他の処置を講ずる。

■水防警報の種類及び発表基準

(段階) 区分	発表基準			市への指示等
	海岸	河川		
		内容		
(第1) 待機	海岸：台風情報により台風接近が確実になったとき	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	直ちに水防機関が出動できるように待機すること
(第2) 準備	海岸：台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	情報連絡、水防器材の確認、通信及び輸送の確保の出動準備を行うこと
(第3) 出動	海岸：高潮水位に達し、なお潮位上昇及び波浪が激しくなると思われるとき	洪水注意報等により、または水位、流量、その他の河	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの

		川状況により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき		
警戒		はん濫警戒情(洪水注意報)、はん濫危険情報等により、または、既にはん濫注意水位(警戒水位)を超え、災害の起こるおそれがあるとき	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	水防活動上必要な越水、漏水、崩壊、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの
(第4)解除	海岸：高潮水位を下り、再び潮位の上昇及び波浪が激しくなる見込みがなくなったとき	はん濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水防機関の出動態勢の解除

注) 柳川水防地方本部、大牟田水防地方本部、市水防本部の設置及び解除については、確実に伝達しておくこと。

2 氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報の通知及び周知

国土交通大臣又は知事が指定した河川(水位周知河川)については、氾濫危険水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)を設定する。

国土交通大臣が指定した河川について河川の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達した場合には、九州地方整備局(河川事務所)は、その旨を知事(県河川管理課)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。(水防法第13条第1項)

水防本部(県河川管理課)は、河川事務所からその旨の通知を受けた場合、直ちに柳川水防地方本部(南筑後県土整備事務所柳川支所)へ通知、水防地方本部は水防管理者(市長)へその受けた通知に係る事項を通知する。(水防法第13条第3項)

知事が指定した河川について、河川の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達した場合には、水防地方本部は、水防管理者へ通知するとともに、水防本部に報告する。また、水防本部は、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。(水防法第13条第2項)

3 国土交通大臣が水防警報を行う河川(筑後川河川事務所)

■河川及び区域

水系名	河川	区域	基準地点
矢部川	矢部川	左岸：福岡県みやま市瀬高町廣瀬字堤谷739番の2地先～海 右岸：福岡県八女市大字矢原字二ノ辻561番地の1地先～海	船小屋 浦島橋(高潮)

■水防警報対象量水標及び条件

河川名	対象	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
-----	----	------	------	------	------

	量水標	待機	準備	出動	解除
矢部川	船小屋	水防団待機水位(4.50m)に達し、はん濫注意水位(6.00m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(4.50m)に達し、はん濫注意水位(6.00m)を突破すると思われるとき	はん濫注意水位(6.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	はん濫注意水位(6.00m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき
	浦島橋(高潮)	台風情報により台風接近が確実になったとき	台風が接近し高潮水位(7.00m)を突破すると思われるとき	高潮水位(7.00m)に達し、なお潮位の上昇、風・波浪が激しくなると思われるとき	高潮水位を下り再び潮位の上昇及び波浪が激しくなる見込みがなくなったとき
	安手橋	水防待機水位(3.50m)に達し、氾濫注意水位(4.00m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(3.50m)に達し、氾濫注意水位(4.00m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(4.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(4.00m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき

■水防警報の基準とする水位観測所(単位:m)

河川名	観測所名	位置	種別	零点高(TP. m)	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	既往最高水位(m)
矢部川	船小屋	筑後市船小屋	自記・テレビ	5.50	4.50	6.00	7.80	8.40	9.76
	浦島橋	柳川市大和町中島	自記・テレビ	-4.00	7.00	7.50	-	-	

4 県知事が水防警報を行う河川(南筑後県土整備事務所柳川支所)

■水防警報対象量水標及び条件

河川名	対象量水標	第1段階待機	第2段階準備	第3段階出動	第4段階警戒	第5段階嚴重警戒	第6段階解除
沖端川	新村橋	水防団待機水位(3.70m)を超え、氾濫注意水位(4.40m)に達する見込みがあるとき	水防団待機水位(3.70m)に達し、氾濫注意水位(4.40m)を突破する見込みがあるとき	氾濫注意水位(4.40m)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	避難判断水位(5.00m)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	氾濫危険水位(5.30m)に達し、氾濫発生のおそれがあるとき	氾濫注意水位(4.40m)以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

■水防水位観測所

河川名	観測所名	位置	水位計種別	水位(m)							備考
				零点高	堤防高		水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	
					右岸	左岸					
沖端川	新村橋	柳川市三橋町新村	テレメーター	1.90	6.37	6.30	3.70	4.40	5.00	5.30	
沖端川	松原橋	瀬高町本郷	テレメーター	5.40	6.67	6.75	2.40	3.10	3.70	4.00	

注1) 水防団待機水位：水防団の待機の指標となる水位

注2) はん濫注意水位：氾濫の発生に注意を要する水位

注3) 避難判断水位：氾濫の発生に警戒を要する水位

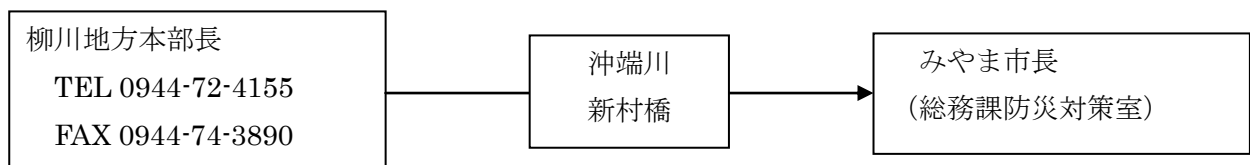
注4) はん濫危険水位：避難指示の指標となる水位

5 水防警報

(1) 県知事が発する水防警報

- ① 県水防本部長は、水防法第10条第1項の規定により福岡管区気象台から洪水、津波又は高潮の予・警報通知を受け、または、洪水、津波、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、水防警報を発する。
- ② 柳川地方本部長は、県水防本部長からの警報を受けるいとまがなく、洪水、津波、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、警報を発するとともにその旨を直ちに本部長及び水防管理者に報告・通知しなければならない。
- ③ 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ又は必要に応じて出動その他の処置をとらせるものとする。

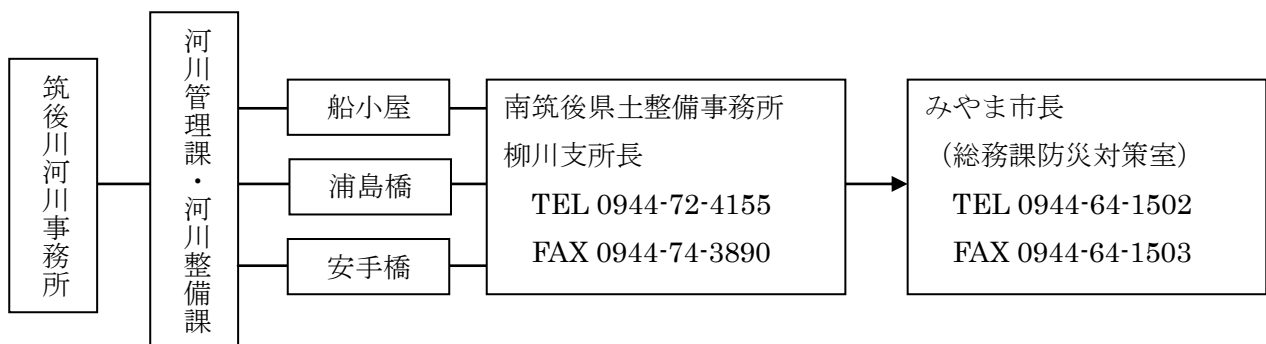
【連絡系統図】



(2) 国土交通大臣が発する水防警報

- ① 県水防本部（河川管理課、河川整備課）は、国土交通大臣（筑後川水系及び矢部川水系については、国土交通省九州地方整備局筑後河川事務所長）から水防警報発令の通報を受けたときは、直ちにその河川を管轄する県土整備事務所長・支所長に通報するとともに、関係機関へ通報するものとする。
- ② 水防警報の通報を受けた県土整備事務所長・支所長は、その旨を関係水防管理者及びその他水防に関係ある機関へ通報するものとする。
- ③ 水防警報の通報を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動、その他の処置をとらせるものとする。

【矢部川水防警報連絡系統図】



6 水防信号

市が用いる水防信号は、次のとおりとする。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	○ 休止○休止○休止 (1点打)	(約5秒) (約15秒) (約5秒) (約15秒) (約5秒) ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
第二信号	水防団員及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ (3点打)	(約5秒) (約6秒) (約5秒) (約6秒) (約5秒) ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
第三信号	市内に居住するものが水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ (4点打)	(約10秒) (約5秒) (約10秒) (約5秒) (約10秒) ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱打	(約1秒) (約5秒) (約1秒) ○ - 休止 ○ -

- (注) 1 信号は適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用すること。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第6 異常現象発見時における措置

1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長（消防署員）又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

2 警察官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

3 市長の通報

通報を受けた市長は、福岡管区气象台、県の出先機関に通報する。

第3節 被害情報等の収集伝達

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 警戒活動	●			関係各班
第2 初期情報の収集	●			総務班 、 関係各班
第3 被害調査	●			関係各班
第4 災害情報のとりまとめ	●			総務班
第5 県、関係機関への報告、通知	●			総務班
第6 国への報告	●			総務班

第1 警戒活動

1 水害の警戒活動

総務班、建設班、山川班、高田班、上下水道班、環境経済班及び消防団班は、各々連携し、風水害の警戒活動を行う。

(1) 警戒本部体制

気象予警報、観測情報、水防警報等により災害の発生するおそれがある場合は、水防機関と連携して、警戒本部体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

※ 資料編 1-1 災害危険箇所一覧表

※ 資料編 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- 河川、漁港・港湾等の警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

■河川水位と避難基準

河川名	観測所	所在地	消防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	高齢者等避難	避難指示
矢部川	船小屋	筑後市船小屋	4.50	6.00	7.80	8.40	避難判断水位に達し、さらに上昇の見込みがあるとき	はん濫危険水位に到達し、破堤の恐れがあるとき
矢部川	浦島橋	柳川市大和町中島	7.00	7.50	—	—		
沖端川	松原橋	瀬高町本郷	2.40	3.10	3.70	4.00		
沖端川	新村橋	柳川市三橋町新村	3.70	4.40	5.00	5.30		

※松原橋の基準水位は、危険箇所を柳川市内に設定した場合であるため、あくまで参考値とする。

(2) 水防活動体制

水防管理者（市長）は、水防法第16条第3項の規定により水防地方本部（南筑後県土整備事務所柳川支所）より水防警報の通知を受けたときは、水防計画で定めるところにより、みやま市庁舎に水防本部を置き、水防事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の指揮下に入る。

※ 別途 みやま市水防計画書参照

■水防配備基準

配備	配備区分	配備時期	体制の内容
水防警戒本部	警戒配備	○ 水防本部が設置されるまでの間で総務部長が必要と認めたとき	初動体制の確立
水防本部	第1 非常配備	○ 今後気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の召集その他活動ができる体制
	第2 非常配備	○ 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時 ○ 水防警報の「待機及び準備」が発せられたとき	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる体制
	第3 非常配備	○ 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備体制では処理しかねると予想される時 ○ 水防警報の「出動」が発せられたとき	完全な水防体制

(3) 応急措置

重要箇所等を中心に巡回し、異常等を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

■活動内容

- 水門、樋門、排水機場等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて適正な措置を行う。
- 市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉、排水機の運転等の措置をとる。
- 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。
- 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。

※ 資料編 2-4 排水機場一覧表

(4) 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には現地調達あるいは南筑後県土整備事務所、関係業者等から調達する。

2 土砂災害の警戒活動

総務班、建設班及び環境経済班は、各々連携し、土砂災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所の警戒巡視
- 対象住民（自主防災組織等）への警戒呼びかけ、情報収集
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

■警戒体制の雨量の目安と対応

体制	雨量の目安	対応
第1次警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日まで連続雨量が100ミリ以上あった場合で、当日の日雨量が50ミリをこえた時 ○ 前日までに連続雨量が40～100ミリあった場合で、当日の日雨量が80ミリをこえた時 ○ 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリをこえた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災パトロールの実施 ○ 地元自主防災組織等の活動の要請 ○ 必要に応じて警戒区域の設定
第2次警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日まで連続雨量が100ミリ以上あった場合で、当日の日雨量が50ミリをこえ、時間降雨量が30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 ○ 前日までに連続雨量が40～100ミリあった場合で、当日の日雨量が80ミリをこえ、時間雨量30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 ○ 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリをこえ、30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民へ避難準備活動の広報 ○ 必要に応じて、災害対策基本法に基づき避難指示等の発令

第2 初期情報の収集

1 初期情報の収集

各班員、総務班等は、災害の初期情報の収集活動に努める。

総務班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じて自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。

■初期情報の収集方法

担 当	情報収集の方法	
各 班 員	勤務時間内	○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 	
関係各班	○ 被災地の初期状況について、必ず被災地の現地調査を行う。	

2 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務班に報告する。

総務班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理する。また、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

なお、災害当初においては、次の項目のうち①～⑩の情報収集に努める。

■収集項目

① 人的被害	⑦ 災害対策（警戒）本部の設置、配備状況
② 建物被害	⑧ 交通機関、道路の状況
③ 火災の発生状況	⑨ 海上交通の運航・被災状況
④ 水害・土砂災害等の発生状況	⑩ ライフライン等生活関連施設の状況
⑤ 避難指示等の発令状況、警戒区域の指定状況	⑪ 応急対策の実施状況
⑥ 避難状況	⑫ 県への要請事項
	⑬ その他必要な被害報告

第3 被害調査

1 被害の調査

関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、自治会等の協力を得て、担当地区別に住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

なお、被害調査は、「被害の判定基準」による。

■班別調査の担当及び対象

調査担当班	調査対象
市民班、支所	人的被害、住家被害
衛生班	廃棄物処理施設被害
救護班	医療施設被害、福祉施設被害
建設班、支所	河川被害、道路・橋梁被害、公園施設被害
上下水道班	水道施設被害、下水道施設被害
環境経済班	農林水産業施設被害、農産被害、水産被害、商業被害、工業被害、観光施設被害
教育班	教育施設被害、社会教育施設被害、文化施設被害
消防本部班	危険物施設被害

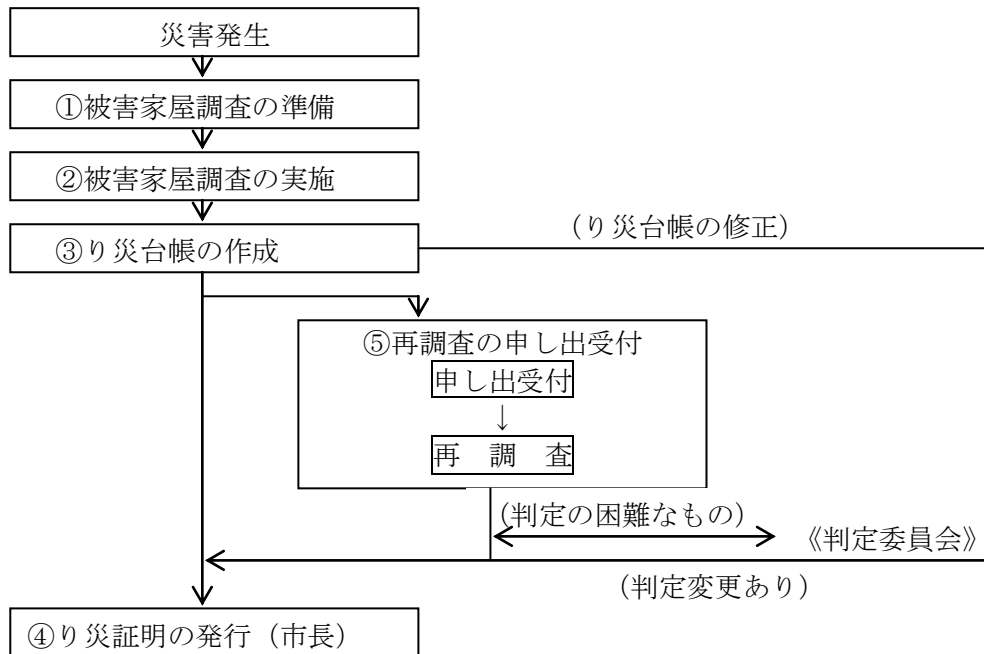
2 被害調査の提出

関係各班は、被害調査員の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づく、市域全体の被害確認を行い、総務班に報告する。

3 住家の調査

市民班は、住家被害認定調査の実施体制を早期に確立し、り災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。また、県に家屋被害調査指導員の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。また、大規模災害時にはGIS（地理情報システム）を活用して、判定結果の妥当性確認、作業の迅速化に努める。なお、区長、住民等は家屋被害認定調査に協力し、区内の被害状況や地理を案内する。

■住家被害認定調査フロー



■被害家屋の調査方法

調査方法	調査内容
① 被害家屋調査の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の速報を基に、次の準備を行う。 ▽ 税務関係職員を中心とした調査員の確保 ※ 市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。 ▽ 調査担当地区と担当調査員の編成表作成 ▽ 調査票、地図、携帯品等の調査備品の準備
② 被害家屋調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害家屋を対象に2人1組で外観目視により調査する。
③ り災台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。
④ り災証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災家屋のり災証明書は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、1世帯あたり1枚を原則に発行する。
⑤ 再調査の申し出と再調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。 ○ 申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。 ○ 再調査は、1棟ごとの内部立ち入り調査を行う。 ※ なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。
⑥ り災証明に関する広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第4 災害情報のとりまとめ

総務班は、関係各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長に報告する。

また、総務班は、被害調査結果をもとに整理し、り災証明の基礎資料とする。

■留意点

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体の被害の状況 ○ 事項ごとの詳細な内容の整理

第5 県、関係機関への報告、通知

1 県への報告

総務班は、災害情報を福岡県災害調査報告実施要綱に基づき県に報告する。

2 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報を福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。また、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。

なお、県に被害状況等の報告ができないときには、消防庁に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合等には、県に加えて直接消防庁にも報告を行う。

■報告の区分、内容、様式

区分	内容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害発生後、直ちに報告 ○ 報告内容に変化があればその都度報告 	第1号	電話 ファクシミリ メール	県災害対策本部 (県地方本部)
被害状況報告 (即報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況が判明次第、報告 ○ 以後、毎日10時、15時までに報告 	第2号		
被害情報報告 (詳報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後、5日以内に報告 	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急対策終了後、15日以内に報告 	第3号	文書(2部)	

■報告先

地方本部等連絡先	筑後農林事務所 総括班・農林班	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0942-52-5642 0942-52-5927 78-803-701 1-78-803-760
	南筑後保健福祉環境事務所 防疫救護班	TEL FAX 防災行政無線TEL	0944-72-2111 0944-74-3295 78-812-743
	南筑後県土整備事務所柳川支所	TEL	0944-72-4155

	土木建築班	F A X 防災行政無線 T E L 防災行政無線 F A X	0944-74-3890 78-812-711 1-78-812-761
県連絡先	総務部防災危機管理局	T E L F A X 防災行政無線 T E L 防災行政無線 F A X	092-643-3113 092-643-3117 78-700-7022 1-78-700-7390
総務省消防庁連絡先		(平日9:30～17:45) 防災情報室	(左以外) 宿直室
		T E L F A X 防災行政無線 T E L 防災行政無線 F A X	03-5253-7526 03-5253-7536 79-048-500-7526 1-79-048-500-7536 03-5253-7777 03-5253-7553 79-048-500-7782 1-79-048-500-7789

3 関係機関への通知

総務班は、災害情報を取りまとめたときは、直ちに、警察署、ライフライン等の関係機関へ通知する。

第6 国への報告

総務班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

■消防庁への直接即報基準

災害・事故の種類		直接即報の基準	
火災等即報	交通機関の火災	○ 航空機火災 ○ タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 ○ トンネル内車両火災	○ 列車火災
	原子力災害 (該当するおそれがある場合を含む。)	○ 原子力施設での爆発、火災 ○ 放射性物質輸送車両の火災 ○ 基準以上の放射線の検出	○ 放射性物質の漏えい ○ 核燃料物質等運搬中の事故
	危険物施設災害 (該当するおそれがある場合を含む。)	○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故 ・海上、河川への危険物等の流出 ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災	

救急・救助事故即報	<p>死者及び行方不明者の合計が15人以上発生した救急救助事故で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none">○ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故○ バスの転落等による救急・救助事故○ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故○ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
-----------	--

第4節 災害広報・広聴活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 災害広報	●			総務班 、 消防団班
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	●			総務班
第3 広聴活動	●			総務班 、 関係各班

第1 災害広報

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務班に提供する。

総務班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

■広報の時期、手段、内容

時期	手段	内容
警戒期 災害発生直後	みやまコミュニティ無線 広報車 消防団 現場による指示等 県防災アプリ 県防災メール 緊急速報メール SNS dボタン広報誌 その他	○ 避難指示等 ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請
応急対策活動時	みやまコミュニティ無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ ホームページ テレビ・ラジオ等 県防災アプリ 県防災メール SNS dボタン広報誌 その他	○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食糧・飲料水の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1 報道機関への要請

(1) 放送要請

総務班は、次の場合、放送協定に基づき、県を通じて放送要請を行う。

■放送要請の内容

要請先	○ 県、又は緊急やむを得ないときは、NHK福岡放送局、RKB、KBC、FBS、TNC、TVQ、FM福岡、FM九州、九州国際FM、FMたんと各放送局へ
要請事由	災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ○ 事態が切迫し、避難指示や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ○ 通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	○ 放送要請の理由、○ 放送事項、○ 放送を行う日時及び放送系統 ○ その他必要な事項

(2) 取材自粛の要請

総務班は、報道機関に対して避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

2 情報提供

総務班は、報道機関に対し、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。その際、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

また、記者会見場の設置にあたっては、必要な設備を準備する。

■記者発表の方法

発表者	内容
本部長、副本部長 又は総務部長（総務課長）	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等

第3 広聴活動

1 相談窓口の設置

総務班は、市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、状況に応じて市庁舎等に被災者相談窓口を設置し、関係各班の担当者を配置する。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

■対応事項

○ 搜索依頼の受け付け
○ 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
○ 被災証明書の発行
○ 埋葬許可証の発行
○ 各種証明書の発行
○ 仮設住宅の申し込み
○ 被災住宅の応急修理の相談

- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性相談
- 健康相談
- その他相談事項

第5節 応援要請

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 自衛隊派遣要請依頼等	●			総務班
第2 広域応援派遣要請	●			総務班 、 消防本部班
第3 要員の確保	●			総務班 、 救護班 、 環境経済班 、 消防本部班
第4 ボランティアの受入・支援		●		救護班 、 総務班 、 市民班
第5 海外からの支援の受入れ		●		消防本部班 、 総務班

第1 自衛隊派遣要請依頼等

市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

■災害派遣の要件

- ① 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある。
- ② 緊急性：差し迫った必要がある。
- ③ 非代替性：自衛隊が派遣される以外に他に適当な手段がない。

1 派遣要請依頼

総務班は、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話等をもって県（防災危機管理局）に依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

■派遣要請依頼の手続き

要請依頼先	○ 県知事（県防災危機管理局） ※ 通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	○ 電話又は口頭（事後速やかに文書送付）
要請依頼内容	○ 災害の状況 ○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容

	○ その他参考となる事項
--	--------------

■緊急の場合の自衛隊連絡先

駐屯地等名	所在地	電話番号	指定部隊の長
福岡駐屯地	春日市大和町	092-591-1020	第4師団長
久留米駐屯地	久留米市国分町	0942-43-5391	第4高射特科大隊長

2 活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

○ 被害状況の把握	○ 避難の援助	○ 被災者の捜索救助
○ 水防活動	○ 消防活動	○ 道路、水路の応急啓開
○ 応急医療、救護、防疫	○ 緊急輸送	○ 炊飯、給水の支援
○ 危険物の保安、除去	○ 予防派遣	○ その他

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

4 派遣部隊の受け入れ

総務班は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備する。

■受け入れ体制

項目	内容
作業計画の作成	○ 作業箇所及び作業内容 ○ 作業の優先順位 ○ 資材の種類別保管（調達）場所 ○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	○ 必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結地	○ 市が指定する場所（消防署屋外訓練場等）
連絡窓口	○ 総務班に連絡窓口を一本化する。 ○ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 ○ 専用電話回線を確保する。

5 臨時ヘリポートの設置

総務班は、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時ヘリポートの準備を行う。

※ 資料編 2-18 災害時における臨時ヘリポート一覧表

6 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

○ 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費

- 宿泊に必要な土地、建物の経費
- 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- その他疑義あるときは、市と自衛隊で協議する。

7 撤収要請

市長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第2 広域応援派遣要請

1 他市町村への応援要請

総務班は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づき、各種応援を要請する。

※ 資料編 6-1 応援協定等一覧

(1) 福岡県消防相互応援協定

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他市町村長又は消防長に対し、消防応援を求める。

■ 応援要請の内容

応援要請種別	第一要請	○ 現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
	第二要請	○ 第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請
応援要請方法		○ 代表消防機関（福岡市消防局）等を通じて消防応援を求める。 ※ 航空応援が必要な場合、消防長が本部長に報告の上、その指示に従って県を通じて要請を行うが、同時に応援先（福岡市消防局、北九州市消防局）の消防長にも連絡を行うものとする。
県への連絡		○ 本部長又は消防長は、県に応援要請の旨を通報する。

(2) 他協定による応援要請

災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他市町村等に対し、各種応援を要請する。

2 県への応援要請

総務班は、市域に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、知事に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣斡旋を要請する。

■ 県への応援要請の手続き

要 請 先	県防災危機管理局	
伝達方法	文書（緊急のときは、無線等で行い、事後文書送付）	
伝達事項	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由	○ 応援を必要とする場所・活動内容 ○ その他必要な事項

	○ 応援を希望する物資等の品名、数量
--	--------------------

3 指定地方行政機関等への応援要請

総務班は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）に対し、災害対策基本法第29条第2項の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条の規定に基づき、その派遣について県知事に対し斡旋を求める。

■指定地方行政機関等への応援要請の手続き

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（斡旋を求める場合は県防災危機管理局）	
伝達方法	文書（緊急のときは、無線等で行い、事後文書送付）	
伝達事項	○ 派遣・斡旋を要請する理由 ○ 派遣・斡旋を要請する職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間	○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項

4 緊急消防援助隊

県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めたときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、広域航空応援を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、「福岡県における緊急消防援助隊受援計画」（平成13年12月策定）に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう支援体制の確保を図る。

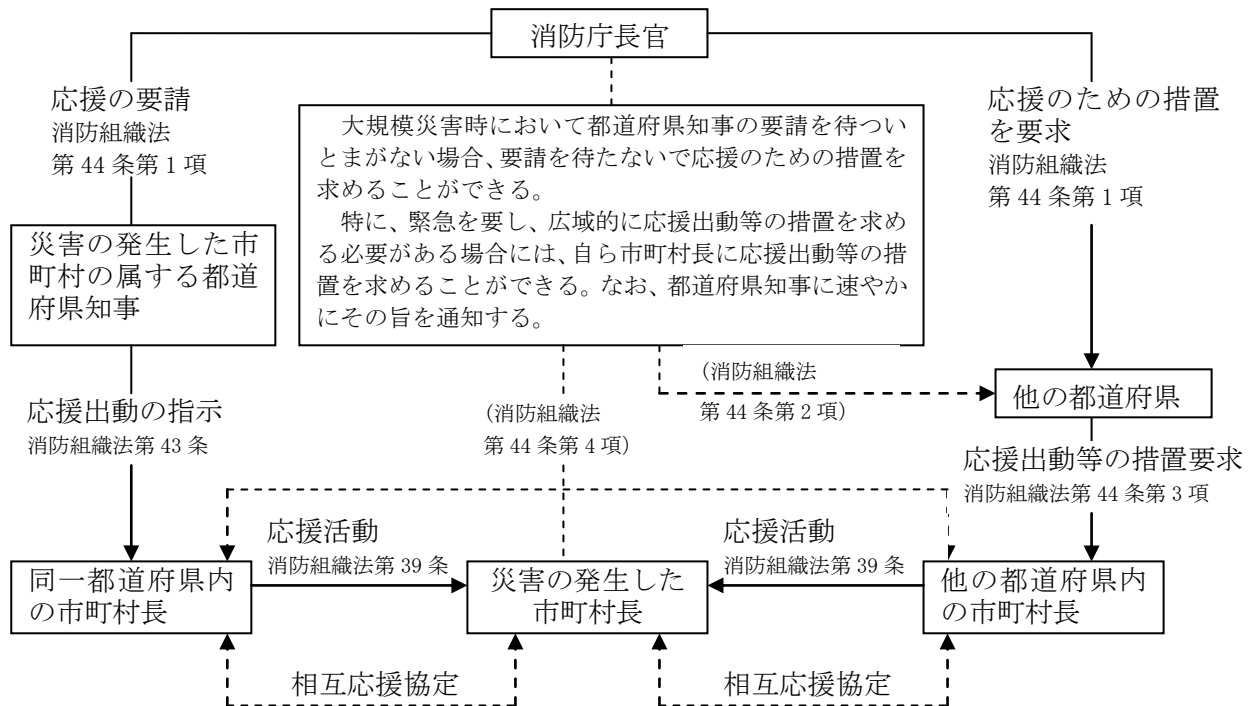
■緊急消防援助隊への応援要請の手続き

要 請 先	県防災危機管理局	
伝達方法	文書（緊急のときは、無線等で行い、事後文書送付）	
伝達事項	○ 災害発生日時 ○ 災害発生場所 ○ 災害の種別・状況 ○ 人的・物的被害の状況	○ 応援要請日時・応援要請者職氏名 ○ 必要な部隊種別 ○ その他参考事項

■確保すべき支援体制

○ 情報提供	○ 集結及びヘリコプター離着陸場予定場所
○ 通信運用	○ 補給体制

■ 応援要請系統図



5 応援隊の受入れ・活動支援

(1) 受入体制の準備

総務班及び消防本部は、応援が確定したときは、受け入れ準備を行う。

■ 受け入れ準備

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 応援隊の活動拠点施設 | <input type="checkbox"/> 食料、資機材等の配付準備 |
| <input type="checkbox"/> 応援要員の宿舎場所の斡旋 | <input type="checkbox"/> その他 |

(2) 現場への案内

総務班は、関係各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、関係各班が応援者の業務について対応する。

6 応援隊の撤収要請

総務班は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第3 要員の確保

市は、災害応急対策実施のため、市のみで必要な労務を確保できない場合において、労務者の雇用等により必要な人員を確保し、労務供給を図る。

1 労働力の確保

総務班、救護班及び環境経済班等は、次の手段により災害対策のための労働力を確保する。

■労働力確保の手段

種 別	担 当
○ 他班への職員動員要請	総務班
○ 災害対策実施機関の関係者等の動員（第5節第2参照）	総務班
○ 隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）、町内会等民間団体及びボランティアの協力動員、みやま市防災士登録者	救護班、社会福祉協議会、災害時ボランティアセンター
○ 公共職業安定所による労働者の斡旋	環境経済班
○ 関係機関等民間業者の応援派遣による技術者等の動員	関係各班
○ 緊急時における従事命令等による労働者等の動員	総務班

2 労務の配分

総務班は、労務供給の円滑な運営を図るため、関係各班が必要とする労務者人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、的確な配分に努める。

3 労働力確保の要請

環境経済班は、大牟田公共職業安定所に対し、次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介斡旋を依頼する。

■公共職業安定所への要請事項

① 必要労働者数	⑤ 賃金の額	⑨ 労働者の輸送方法
② 男女別内訳	⑥ 労働時間	⑩ その他必要な事項
③ 作業の内容	⑦ 作業場所の所在	
④ 作業実施期間	⑧ 残業の有無	

4 民間団体等への協力要請

関係各班は、必要に応じて、民間団体、民間業者等へ協力要請を行う。

■要請先、内容

要 請 先	内 容 等
民間団体	○ 日赤奉仕団、赤十字ボランティア等に対し、避難誘導の補助、避難所、炊き出し、救援物資支給、清掃、防疫等について被災者の応急救護措置等に関する協力を要請する。
民間業者	○ 販売業者、流通業者、事業所等に対し、食糧、生活物資、飲料水、資材置場、車両、資機材、医薬品、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

5 従事命令等

応急措置を実施するための緊急の必要がある場合、又は特に必要があると認めた場合は、命令又は協力命令等を執行し、当該応急措置の業務に従事させることができる。

■従事命令等とその執行者

	対象作業	対象者及び物件	執行者	根拠法令
従事命令	災害応急対策及び救助作業	○ 医師、歯科医師、又は薬剤師 ○ 保健師、助産師、看護師 ○ 土木技術者又は建築技術者 ○ 大工、左官、とび職 ○ 土木業者、建築業者及びその従業者 ○ 地方鉄道事業者及びその従業者 ○ 軌道経営者及びその従業者 ○ 自動車運送事業者及びその従業者 ○ 船舶運送事業者及びその従業者 ○ 港湾運送事業者及びその従業者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第24条
	災害応急措置	○ 住民又は当該緊急措置を実施すべき現場にいる者	市長	災害対策基本法第65条
	災害応急措置	○ その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他の関係者	警察官	警察官職務執行法第4条
	消防作業	○ 火災の現場にある者	消防職(団)員	消防法第29条第5項
	水防作業	○ 地域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条
協力命令	災害応急対策並びに救助作業	○ 住民及び現場付近に居合わせた者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第25条
管理命令	災害応急対策作業及び救助作業	○ 病院、診療所、助産所 ○ 旅館、飲食店	県知事	災害対策基本法第71条第1項 同法同条第2項 災害救助法第26条
使用命令	災害応急対策作業及び救助作業	○ 土地、家屋、物資	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条第1項 同法同条第2号 災害救助法第26条
保管命令	災害応急対策及び救助作業	○ 生産業者 ○ 集荷業者 ○ 販売、配給業者 ○ 保管業者 ○ 輸送業者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第26条
収用命令	災害応急対策作業及び救助作業	○ 生産業者 ○ 集荷業者 ○ 販売、配給業者 ○ 保管業者 ○ 輸送業者 ○ 物資を大量に所 有する者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第26条

注1) 県知事又は県知事の委任を受けた市長は、公用令書をもって執行する。

注2) 県知事又は県知事の委任を受けた市長が、従事命令等（協力命令を除く。）を執行した場合は実費を弁償し、又は損失を補償する。

注3) 執行者は、従事命令又は協力命令により、応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかった者又は死亡した者に対しては関係法令に基づき、それぞれ損失補償又は扶助金を支給する。

6 記録

関係各班は、労務の供給について記録、保管し、総務班へ報告する。

第4 ボランティアの受入・支援

大規模災害が発生したときには、市、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部を設置し、被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

市及び県は、（仮称）みやま市災害時ボランティアセンター（以下、「災害時ボランティアセンター」という）及び福岡県災害ボランティア本部と連携を図りつつ対応する。

1 災害時ボランティアセンターの設置

救護班は、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受け入れ調整組織、活動拠点となる災害時ボランティアセンターの設置、運営を行う。

災害時ボランティアセンターは、福岡県災害ボランティア本部と相互に連携の上、日本赤十字社福岡県支部、ボランティア関係団体等と連携を図り、活動を展開する。

■災害ボランティア本部の役割

福岡県災害ボランティア本部 （福岡県災害ボランティア連絡会、県）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援 ○ 被災市町村間のボランティアの調整等 ○ 必要に応じて市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等
災害時ボランティアセンター （社会福祉協議会、市）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災住民のニーズの把握 ○ 市からの情報等に基づくボランティアニーズの把握 ○ ボランティアの募集、受付、登録 ○ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り ○ ボランティア活動用資機材の確保 ○ ボランティア連絡会議の開催 ○ ボランティアコーディネーターとの連絡調整 ○ 市、県災害ボランティア本部との連絡調整 ○ その他ボランティア活動について必要な活動

2 日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

災害時ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、現場活動をできるだけ支援する。

3 市のボランティア活動への支援

救護班は、総務班と連携し、災害時ボランティアセンターの活動に必要な情報を提供するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう、設置・運営について、必要に応じ支援を行う。

■災害時ボランティアセンターへの支援

<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時ボランティアセンターの場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控室）の提供 ○ 災害時ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成 ○ 資機材等（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）の提供 ○ ボランティアの飲料水、食料、物資等の調達 ○ 必要に応じボランティアへの宿泊場所等の確保・提供 ○ 市職員の派遣
--

※ 県は災害時ボランティアセンターへの職員派遣について支援を行う。

- 被災状況についての情報提供
- その他必要な事項

4 連絡調整等

ボランティアの活動支援を必要とする班は、災害時ボランティアセンターに要望等を連絡する。

災害時ボランティアセンターは、市民班及び県災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、情報を提供するとともに、活動内容等について調整を行う。

救護班は、県災害対策本部へ情報を提供する。

5 ボランティアへの協力要請

災害時ボランティアセンターは、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数等のニーズを把握する。また、ボランティアのニーズに関する情報を福岡県NPO・ボランティア支援センター、報道機関やホームページ等を通じて公表する。

■参加・協力要請先

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 赤十字奉仕団○ 大学生等の学生・生徒○ 教職員 | <ul style="list-style-type: none">○ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者○ その他各種ボランティア団体 |
|---|---|

6 ボランティアへの対応

災害時ボランティアセンターは、救護班、社会福祉協議会及びボランティアコーディネーター等と連携し、ボランティアを必要としている各活動へボランティアを配置する。

各班は、各活動地点においてボランティアの対応を行う。

■一般ボランティアの活動分野

- 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- 物資集配拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送）
- 被災地外からの応援者に対する地理案内

■専門ボランティアの活動内容

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、応急手当指導員等）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第5 海外からの支援の受入れ

消防本部班は、総務班と連携し、海外からの救援隊受入れに際しては、円滑な協力体制の確保に配慮する。

第6節 災害救助法の適用

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 災害救助法の適用申請	●			<u>総務班</u>
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告			●	<u>総務班</u> 、 <u>関係各班</u>

第1 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

総務班は、市域の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に報告する。その場合、次に掲げる事項について口頭、電話又はFAXをもって要請し、後日文書により改めて要請する。

■災害救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする機関
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指 標 と な る 被 害 項 目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 60世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500世帯以上 かつ 市 30世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 12,000世帯以上 かつ 市多数 ※	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

注1) ※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

3 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、県知事は救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うこととすることができる。

また、市長は、その他の事務についても、県知事が行う救助を補助するものとする。

4 適用申請の特例

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

5 救助の種類等

災害救助法による救助の種類（救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）は、福岡県災害救助法施行細則によるものとする。

なお、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と厚生労働大臣の協議により延長することがある。

■救助の種類

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 避難所の設置 | <input type="checkbox"/> 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与 |
| <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅の供与 | <input type="checkbox"/> 医療及び助産 |
| <input type="checkbox"/> 被災住宅の応急修理 | <input type="checkbox"/> 被災者の救出 |
| <input type="checkbox"/> 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給 | <input type="checkbox"/> 遺体の搜索 |
| <input type="checkbox"/> 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 | <input type="checkbox"/> 遺体の処理及び埋葬 |
| | <input type="checkbox"/> 学用品の供与 |
| | <input type="checkbox"/> 障害物の除去 |

6 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は、救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

市長は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

総務班は、関係各班に関係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県知事に報告する。

第7節 救助・救急・消防活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 行方不明者の搜索	●			市民班 、 消防本部班 、 消防団班
第2 救助活動の実施	●			消防本部班 、 消防団班
第3 救急活動の実施	●			消防本部班 、 <i>消防団班</i> 、 <i>救護班</i>
第4 消防活動の実施	●			消防本部班 、 消防団班

※ 救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者の搜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。

1 行方不明者名簿の作成

市民班、山川班、高田班は、消防本部班と連携し、被災者相談窓口等で受け付けた搜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者名簿を作成する。

なお、行方不明者名簿は、警察署に提出し連携する。

■行方不明者名簿

- 市庁舎に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察署及び消防本部にも提供する。

2 搜索活動

消防本部班及び消防団班は、行方不明者名簿に基づき、警察署、自衛隊等と協力して搜索活動を行う。なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

第2 救助活動の実施

1 救助情報の収集

(1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、市民班、消防本部班又は警察署等へ通報する。

(2) 要救助情報の収集

消防本部班及び消防団班等災害現場に派遣された者は、地域住民等から救助情報を収集し、消防本部班及び市民班に連絡する。

消防本部班は、市民班及び警察署等に通報された情報を収集し、管理する。

2 救助活動

消防本部班及び消防団班は、救助隊を編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。

また、市長は災害の規模、状況等に応じて市職員等を配備する。

救助隊は、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

3 応援要請

救助活動が困難なときは、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援や広域応援が必要なときは、県知事に派遣要請を依頼する。

なお、詳細は第3章「応援要請」を参照。

また、車両、特殊機械器具が必要なときは、県の協力又は建設事業者（災害協定締結者）等に出動を要請する。

船舶遭難等の海難が発生した場合は、船舶等により救護にあたるとともに、速やかに三池海上保安部に連絡し、その救助活動には全面的に協力する。

4 市民、自主防災組織及び事業所等の救助活動

市民、自主防災組織及び事業所等は、災害が発生したときは、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、市備蓄倉庫及び自主防災倉庫等の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助する。

なお、消防本部班及び消防団班等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

第3 救急活動の実施

消防本部班は、消防団班及び救護班と連携し、次のように救急活動を行う。

■救急活動の内容

- 救助現場から救護所又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。
- 傷病者が多数発生したときは、消防広域応援要請を行い、必要に応じて警察、消防団、市、自主防災組織等に搬送を要請する。
- 市内の搬送先病院で収容できないときは、災害拠点病院等へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

※ 資料編 2-17 医療機関一覧表

第4 消防活動の実施

1 情報の収集

消防本部班は、住民、警察署等から火災発生等の情報を収集する。

■収集する情報の種類

- 火災の発生状況
- 無線通信の状況
- 自治会、自主防災組織等の活動状況
- 使用可能な消防水利の状況
- 通行可能な道路の状況

2 消火活動

消防本部班及び消防団班は、次の点に留意して消火活動を行う。

■消火活動の留意事項

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。

- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導に努める。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

3 活動体制の確立

消防本部班及び消防団班は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常召集を発令し、消防体制を確立する。

また、災害により必要と判断したときは、班員を非常召集し、適切な警備体制を確立する。

4 消防広域応援要請

本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、「福岡県消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

なお、詳細は第3章第5節第2 「広域応援派遣要請」を参照。

5 市民、自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合、関係機関への通報及び初期消火活動を行い、消防機関が到着したときは、その指示に従う。

6 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 関係者以外の立入り禁止措置等の実施

第8節 医療救護活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 医療救護チームの編成	●			救護班
第2 医療救護所の設置	●			救護班
第3 医療救護活動	●			医療救護チーム
第4 後方医療機関の確保と搬送	●			救護班 、 消防本部班
第5 医薬品、医療資機材等の確保	●			救護班
第6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		救護班
第7 心のケア対策			●	救護班

大規模事故が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所に対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。なお、本市はヨコクラ病院が災害拠点病院となる。

第1 医療救護チームの編成

1 医療情報の収集

救護班は、県及び医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

※ 資料編 2-17 医療機関一覧表

■医療情報の収集内容

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

2 要請及び出動

救護班は、必要に応じ医療救護チームの出動を要請する。

■医療救護チームの要請事項

- 災害により多数の傷病者が発生した場合、柳川山門医師会、大牟田医師会に医療救護チームの出動を要請する
- 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
- 医療関係者が自ら必要と認めたときは、要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する

3 医療救護チームの編成

救護班は、多数の傷病者が発生した場合は、柳川山門医師会、大牟田医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。

柳川山門医師会、大牟田医師会は、柳川山門歯科医師会、大牟田歯科医師会、柳川山門薬剤師会、大牟田薬剤師会と連携し、編成する。

災害の規模、状況によっては、市外の公立病院その他の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

■医療救護チームの編成基準

構 成	備考
医師(1~2名), 薬剤師(1名), 看護師(1~4名), 補助員(1名)	運転手(必要に応じ)

■医師会等への伝達・要請事項

○ 災害の種類、規模、発生場所	○ 資器材等の状況
○ 必要とする救護班数	○ その他
○ 救護所の設置場所	

第2 医療救護所の設置

救護班は、次の点に留意し、医療救護所を設置する。

医療救護所は、原則として指定避難所等に設置するが、状況に応じて災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置する。また、市内の設備的に救急対応可能な病院を「緊急集中救護所」と位置付け、初動医療体制の整備を図る。

■医療救護所設置の留意点

○ 被災傷病者の発生及び避難状況
○ 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
○ 被災地の医療機関の稼働状況
○ 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
○ 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

第3 医療救護活動

派遣された医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

■医療救護チームの活動内容

○ 負傷者の応急処置	
○ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ※）	
○ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導	○ 助産救護
○ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力	

※トリアージ：傷病者の緊急度と重傷度に応じて、治療の優先度を定めること。

■医療機関の活動内容

○ 被害情報の収集及び伝達
○ 応需情報（診療可能状況）の報告
○ 傷病者の検査及びトリアージ
○ 重傷患者の後方医療機関への搬送

- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療救護チーム、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

第4 後方医療機関の確保と搬送

1 後方医療機関の確保

救護班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる災害時救急病院を確保する。

市内の災害時救急病院で収容困難な重症者は、市外の受入れ可能な医療機関に収容する。

■災害拠点病院

区分	医療機関名称	病床数		電話番号	ヘリポートの状況		
		一般	精神		敷地内外	区分	病院からの距離
災害拠点病院	ヨコクラ病院	129		0944-22-5811	敷地内	非公共用	—
近隣災害拠点病院	大牟田市立病院	320		0944-53-1061	敷地外	緊急時	3.0km
	筑後市立病院	231		0942-53-7511	敷地内	緊急時	—
	久留米大学病院	965	53	0942-35-3311	敷地内	非公共用	—
	聖マリア病院	931	60	0942-35-3322	敷地内	緊急時	—

2 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。

なお、搬送手段がないときは、市民の協力をえて搬送するか、又は消防団、警察署、後方医療機関へ搬送要請を行う。

また、交通の状況により災害拠点病院への搬送が救急車等では困難な場合は、県にヘリコプターでの搬送を要請する。

■傷病者等の搬送先と搬送主体

搬送先	搬送主体
被災現場から医療救護所、医療機関等へ	消防本部、警察、市、自主防災組織等
医療救護所から後方医療機関へ	医療救護チームを派遣した機関
医療機関から後方医療機関へ	当該医療機関

第5 医薬品、医療資機材等の確保

1 医薬品、医療資機材の確保

救護班は、原則として次のとおり医薬品、医療資機材を確保する。

■医薬品等の調達

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する
- 不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する
- 入手が困難なときは、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する

2 血液製剤等の確保

救護班は、輸血用血液及び血液製剤が必要なときは、福岡県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血を呼びかける。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

救護班は、南筑後保健福祉環境事務所と連携し、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

1 生活環境の整備、確認

救護班は、台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

2 健康状況の把握

救護班は、巡回相談等を通じて被災者の健康状況を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

この際、保健福祉環境事務所や医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

3 相談・指導

救護班は、保健福祉環境事務所の協力を得ながら巡回相談等の場で必要な指導を行う。特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

4 医療の確保

医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者への医療体制の確保に努めるとともに、県医療指導課を通じて広域の支援体制を確立する。

5 医療情報の提供

救護班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

第7 心のケア対策

救護班は、大規模な災害が発生したとき、又は避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や災害時要援護者の心的外傷への対策を行う。

■活動内容

- 原則として精神科救護チームを市災害対策本部に設置する。
- 精神科救護チームは、巡回相談等を行う。
- 精神科救護チームは、プライバシーの保護に配慮し、相談窓口や電話相談などの相談業務を行う。

第9節 交通・輸送対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 交通情報の収集、道路規制	●			<u>建設班</u> 、 <u>環境経済班</u>
第2 道路及び海上交通の確保	●			<u>建設班</u> 、 <u>環境経済班</u>
第3 車両等、燃料の確保、配車	●			<u>総務班</u>
第4 緊急通行車両の確認申請	●			<u>総務班</u>
第5 緊急輸送	●			<u>市民班</u>
第6 物資集配拠点の設置		●		<u>市民班</u>
第7 臨時ヘリポートの設置	●			<u>総務班</u> 、 <u>教育班</u>

第1 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集

建設班及び環境経済班は、警察署、三池海上保安部、港湾管理者から道路及び船舶の交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、緊急輸送路予定路線等の状況把握を図り、関係各班に伝達する。

2 市道の交通規制

建設班は、必要に応じ、道路管理者として市道の交通規制を実施する。

交通規制に際しては、警察署と密接に連絡をとる。

(1) 相互連携・協力

警察署と連携し、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

(3) 広報

道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及びう回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

■交通規制の区分、内容等

区分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35法律第105号）第4条
	○ 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために	災害対策基本法第76条

	緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	
警察署長等	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 又は第114条の3
警察官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条 又は第75条の3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官及び 消防吏員	○ 警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3第3項 及び第4項
道路管理者	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和27年法律 第180号）第46条

3 海上交通の規制

三池海上保安部は、災害時によりその規模、態様若しくは海域の状況に応じ、危険防止等のため船舶交通の禁止又は制限及び指導の措置を講じる。

環境経済班は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港・港湾施設の使用を制限若しくは禁止し、又は使用等について必要な指導を行う。

また、三池海上保安部と連携し、災害発生時その規模・態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

第2 道路及び海上交通の確保

1 緊急輸送路の確保

建設班は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について、警察署と密接に連絡をとる。

2 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。市域の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定状況

路線区分	市域の路線
緊急輸送道路（1次）	○九州縦貫自動車道 ○一般国道：208号、209号、443号
緊急輸送道路（2次）	○主要地方道：大牟田川副線、瀬高久留米線、大牟田高田線、 八女瀬高線

3 道路の障害物の除去

建設班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者（災害協定締結者）等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

4 海上輸送路の確保

漁港及び港湾の管理者は、漁港・港湾等の施設を点検し、施設の被害情報を把握するとともに、応急復旧などを行い、海上緊急輸送機能を確保する。

また、県、自衛隊、三池海上保安部等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルート確保に努める。

第3 車両等、燃料の確保、配車

1 車両、燃料の確保

総務班は、緊急輸送のための車両、燃料を確保する。

(1) 車両、燃料の調達

市有車両及びその他車両を管理し、燃料の調達を行う。

市有車両が不足する場合は、車両の借り上げを行う。

■車両、燃料の調達

区分	内容
市有車両の把握	○ 調達可能な市有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○ 市有車両で対応が困難なときは、輸送業者等から借り上げる。
燃料の調達	○ 各班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

(2) 配車

各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。

車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

2 船舶の確保

環境経済班は、海上輸送による緊急輸送が必要な場合は、漁協に協力を要請し、渡船を確保する。

3 県への要請依頼

総務班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行ったときは、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

総務班は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

なお、事前届出を申請している車両は、県又は公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

2 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

第5 緊急輸送

市民班は、避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食糧、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。多数の避難所等へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。

総務班は、交通の途絶により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

■緊急輸送の範囲

第1段階	<ul style="list-style-type: none">○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資○ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資○ 後方医療機関へ搬送する傷病者等○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資○ その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	上記第1段階の続行 <ul style="list-style-type: none">○ 食料、水等生命の維持に必要な物資○ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	上記第2段階の続行 <ul style="list-style-type: none">○ 災害復旧に必要な人員、物資○ 生活必需品

第6 物資集配拠点の設置

市民班は、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設する。

第7 臨時ヘリポートの設置

総務班は、教育班と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。

※ 資料編 2-18 災害時における臨時ヘリポート一覧表

第10節 避難対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲 は主担当、斜字は副担当)
第1 避難指示等	●			総務班 、 関係各班 、 消防団班
第2 警戒区域の設定	●			総務班 、 建設班 、 消防本部班 、 環境経済班
第3 避難誘導	●			消防本部班 、 消防団班 、 市民班 、 救護班 、 教育班
第4 避難所の開設	●			総務班 、 避難所派遣職員
第5 避難所の運営		●		避難所派遣職員 、 総務班 、 教育班
第6 旅行者、滞在者の安全確保	●			環境経済班

災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるための避難指示、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難指示等

1 高齢者等避難

市長は、災害対策基本法第56条第2項に基づき、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等、早めの避難を促すための情報（高齢者等避難）を伝達するなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮する。

2 避難指示

市長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示（避難指示）する。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、第3章第1節第5の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

3 緊急安全確保

市長は、災害対策基本法第60条第3項に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保）を指示する。

■避難指示、緊急安全確保の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	指示等を行う要件	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他の委任市職員	災害全般	避難指示	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
			緊急安全確保	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	同上 第3項
市長	知事	災害全般	避難指示 緊急安全確保	○上記の場合において、市長がその事務を行なうことができなくなったとき	同上 第6項
	警察官 海上保安官	災害全般	避難指示 緊急安全確保	○上記の場合において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき	同上 第61条第1項

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	指示等を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	○人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合	警察官職務執行法第4条第1項
	災害全般	措置命令 措置	○上記の状況で、特に急を要するとき	
海上保安官	災害全般	措置命令 措置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの)	○海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき	海上保安庁法第18条
自衛官 (災害派遣時に限る)	災害全般	警告 (準用)	○警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法第94条第1項
	災害全般	措置命令 措置 (準用)	○警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法第94条第1項
知事、知事の命を受けた職員 (洪水等は水防管理者を含む)	地すべり	指示	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
	洪水・高潮	指示	○洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

3 避難指示等の区分

避難指示等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

■ 避難指示等の区分

		発令時の状況	市民等に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	○災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	○高齢者等は危険な場所から避難する。立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保することも可能。 ○高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
警戒レベル4	避難指示	○災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	○居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保することも可能。
警戒レベル5	緊急安全確保	○河川堤防の決壊を含む河川の氾濫発生や、集中的な土砂災害の発生など、災害が発生又は切迫している状況。即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 ○既にリードタイムがない、又は明らかに不足している状況	○居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。とるべき避難行動は、緊急安全確保である。ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

4 避難指示等の基準

市長が行う避難指示等は、市民等の生命又は身体に危険がおよぶおそれがある場合を基準として実施する。具体的な基準については別に定める。

5 避難指示等の伝達

総務班は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難指示等をコミュニティ無線、広報車、消防団等の広報、dボタン広報誌、SNS等の手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

また、避難指示等を伝達する場合は、警戒レベルを付すとともに市民等がとるべき避難行動が分かるように伝達する。この場合、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に特に配慮する。

■避難指示等の伝達方法及び事項

担当・方法	総務班及び関係各班	コミュニティ無線、広報車、消防団等 dボタン広報誌、SNS等
	各施設管理者、自主防災組織等	口頭、ハンドマイク等
伝達事項	<input type="checkbox"/> 避難対象地域 <input type="checkbox"/> 避難指示の理由 <input type="checkbox"/> 避難先 <input type="checkbox"/> 注意事項（戸締まり、携行品）等 <input type="checkbox"/> 避難経路	

6 県・関係機関への報告、要請

総務班は、避難指示等を発令した場合、県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。

■連絡先

報 告	県知事
協力要請	警察署等
避難所開設要請	避難所担当班、避難施設管理者等

7 解除とその伝達、報告

市長は、災害による危険がなくなると判断されるときには、避難指示等を解除する。

総務班は、避難所運営者と連携し、避難所に避難している対象者に伝達する。

また、解除後は速やかに県知事に報告する。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、災害が発生又は発生が予想されるときで、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

総務班は、建設班、消防本部班、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合、その旨を本部長に通知するものとする。

なお、警戒区域の設定に伴い、立入禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は拘留（災害対策基本法第116条第2項）、又は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市 長	意志決定代行順位その他の委任市職員	災害全般	<input type="checkbox"/> 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第63条第1項
	警察官 海上保安官	災害全般	<input type="checkbox"/> 上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同上 第2項

	自衛官	災害全般	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき	同上 第3項
	知事	災害全般	○ 市長がその事務を行なうことができなくなつたとき	同上 第73条
消防長 消防署長		火災 その他	○ ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法 第23条の2第1項
	警察署長	火災 その他	○ 上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があつたとき	同上 第2項
消防吏員 消防団員		火災	○ 火災の現場	消防法 第28条第1項
	警察官	火災	○ 上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき	同上 第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	○ 水防上緊急の必要がある場所	水防法 第21条第1項
	警察官	水害	○ 上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき	同上 第2項

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の市民等及び関係機関に伝達する。

4 解除とその伝達

本部長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。
総務班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1 危険地域の避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄りの避難所等まで行う。
なお、避難は原則として徒歩とする。

■避難誘導の対象、担当

対 象	担 当
市 民	○ 消防本部班、消防団班、市民班、救護班、警察官等 ※在宅の避難行動要支援者は、自主防災組織等の協力により行う。
教育施設、保育施設、 福祉施設	○ 施設管理者、教職員、施設職員、救護班、教育班等
事 業 所 等	○ 施設の防火管理者及び管理責任者等

2 避難者の携帯品等

携帯品等は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとし、次を目安とする。

■携帯品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料、飲料水、タオル、常備薬、お薬手帳、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

3 避難行動要支援者の誘導

避難行動要支援者の避難は、原則として個別避難計画に記載されている避難協力者や地域の自主防災組織等が行うが、避難支援が困難な場合は、援護班が車両等を用いて輸送する。

施設入所者は、施設管理者が車両等を用いて輸送する。総務班は、必要に応じて車両等の手配など支援を行う。

第4 避難所の開設

1 避難所の開設

避難所は、原則的に本部長が指定緊急避難場所（指定避難所）のうちから選定する。

避難所の開設は、避難所派遣職員が施設管理者等の協力を得て実施する。緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員が実施する。

また、本部長が開設しない場合であっても、災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者、区長等が開設することができる。

なお、災害救助法による避難所の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。

※ 資料編 2-9 指定避難所（指定緊急避難場所）一覧表

2 避難所の追加指定

総務班は、避難所の不足が生じた場合、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、広域避難場所や地域運営避難所、その他被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定避難所として位置づけることができるものとする。

また、市域の避難所では収容力が不足するときは、県又は近隣市町村へ避難所開設を要請する。

※ 資料編 2-8 広域避難場所一覧表

3 自主避難への対応

住民自らの判断により自主避難を行う場合は、指定緊急避難場所の中から必要に応じて開設するものとする。また、地域住民が自主運営する自治公民館等の地域運営避難所の開設を推進する。

4 避難者の受け入れ

避難所の開設時に、すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。その後、避難行動要支援者とその他避難者のスペースを確保、決定し、それぞれ受け入れる。

■避難者の受入れ事項

- 収容スペースへの案内
- 避難者の把握（居住地域、避難者数等）
- 災害情報等の収集及び本部への伝達

5 避難所内事務室の開設

避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。

なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。

6 避難所開設の報告

避難所派遣職員は、避難所を開設したときは、総務班に報告を行う。

総務班は、県に対し、次の報告を行う。

■避難所開設の報告事項

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人数
- 開設予定期間
- 避難対象地区名（災害危険箇所名等）

第5 避難所の運営

1 運営担当

避難所の運営は、災害初期では避難所派遣職員が担当する。

ただし、避難所生活が長期化するとき避難所の運営は、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、女性や性的少数者等の多様な視点等に配慮しながら、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。

2 避難者カード・名簿の作成

避難所派遣職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し、保管するとともに、総務班に報告する。

ただし、自主避難所では直接、避難者名簿に記入するよう指示する。

3 市、施設管理者の措置

市は、避難所開設時には、あらかじめ定める指定緊急避難場所（指定避難所）に避難所派遣職員を配置し、避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行う。それ以外の避難所にあつては、施設管理者がその任にあたる。

■統括者の運営措置

- 統括者にみやまコミュニティ無線防災ラジオ、携帯電話等を携行させ、避難所との通信、広報手段を確保する。
- 統括者に避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、関係各班、ボランティアセンターに対して、各避難所への支援活動、物品等の供給を要請する。
- 統括者は、避難所の管理体制を確立する。
 - 避難者への開放区域、授乳室、避難所事務室等の設定

- 避難者名簿、避難所運営記録の作成
- 避難者の把握及び報告（特に、避難行動要支援者に注意し、病人や特別の介護を要する者がいるときは直ちに救護班に報告する。）
- 避難所自治組織の結成、運営方針、ルールづくりの支援
- 管内放送、情報等の掲示等
- 供給物資等の受領、保管
- 避難所における事業等への協力

4 教職員の協力

教職員は、学校に避難所が開設された場合、原則として次の避難所運營業務に協力する。
 なお、この期間は7日以内を原則とし、避難所派遣職員にその運営を引き継ぐ。

■教職員による運営協力(例)

○ 施設等開放区域の明示	○ ボランティアの受入れ
○ 避難者誘導・避難者名簿の作成	○ 炊き出しへの協力
○ 情報連絡活動	○ 避難所自治組織づくりの協力
○ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配	○ 重傷者への対応

5 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所派遣職員は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

■協力要請事項

○ 市からの避難者への指示、伝達事項の周知	○ 防疫活動等への協力
○ 物資の配布活動等の補助	○ 施設の保全管理
○ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ	

6 避難所の自主運営体制の確立

区長、自主防災組織、住民等は、避難所派遣職員等に協力して、避難所自治組織を設立するとともに、避難所自治組織の班長を選出し、班長の下で、主に次の事項について避難所運営をサポートする。

■区長、自主防災組織、住民等の協力措置

○ 運営方針、生活ルールの決定	○ 避難者のニーズ調査、統括者への報告
○ 食料、物資の配布、炊き出し協力	○ ごみの管理、施設・トイレの清掃等
○ 避難者への広報の伝達（呼びかけ、チラシの配布等）	○ 秩序の保持

7 食糧、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所派遣職員は、食糧、飲料水、生活物資等の必要量を市民班に請求する。物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

8 避難所等の警備

避難所派遣職員等は、避難所自主運営組織と連携して、避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保するとともにプライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室などを設定する。

総務班は、自主防災組織、防犯協会等に対し、避難所及び被災地における警備・防犯活動への協力要請と

広報を行う。

9 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。

10 運営記録の作成、報告

避難所派遣職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、総務班へ報告する。

傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

11 広報

総務班は、所管する避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報が避難者に正確に伝達されるような方法をとる。

また、必要に応じて、手話通訳や外国語通訳等のボランティアを避難所に派遣するなど、避難行動要支援者で情報の入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行う。

■避難所における広報の方法

- 災害広報紙の掲示、配布等
- 避難所運営組織による口頭伝達

12 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

■長期化への対策事項

- グループ分け
- 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールの確立
- 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材の確保
- 仮設トイレ、入浴施設、ごみ箱等の設置による良好な衛生状態の確保
- 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等
- 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮
- ボランティア等支援スタッフの確保
- 避難所のパトロール等
- 福祉避難所の開設の検討と災害時要援護者の移送・誘導等

第6 旅行者、滞在者の安全確保

高速道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し、環境経済班は交通機関の管理者等と連携し、各種支援を行う。

1 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、交通機関の管理者等は、市、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 施設等の提供

滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

第11節 避難行動要支援者対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 安全確保、安否確認	●			救護班
第2 避難所での応急支援		●		救護班
第3 福祉避難所等の確保、移送		●		救護班
第4 避難行動要支援者への各種支援			●	救護班
第5 福祉仮設住宅の供給			●	建設班 、 救護班
第6 福祉仮設住宅での支援			●	救護班
第7 外国人への情報伝達等			●	総務班 、 市民班

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人などの要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な人であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

第1 安全確保、安否確認

1 安全確保

救護班は、災害初期の緊急措置として、避難行動要支援者避難支援チームを設置し、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等と連携し、それぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

2 安否確認

救護班は、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認は、避難行動要支援者名簿を基にし、次の方法で実施する。

■安否確認の方法

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員・児童委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 保健福祉環境事務所その他関係機関の調査に基づく報告
- 身体障がい者（世帯）、生活保護世帯の一人暮らし世帯等に対し、市が名簿により直接確認する

第2 避難所での応急支援

救護班は、避難所派遣職員等を通じて、避難所の避難行動要支援者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

■避難所の避難行動要支援者への支援内容

ケアサービスリストの作成	○ 必要な介護・介助要員の種別、人数
--------------	--------------------

	○ 必要な介助用具の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障がい者用携帯トイレ等
避難行動要支援者専用 スペースの確保	○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達

第3 福祉避難所等の確保、移送

1 福祉避難所等の確保

救護班は、避難行動要支援者が避難所や在宅で介護等が困難で必要と認めるときは、市内福祉施設等に緊急受け入れを要請する。また、市内福祉施設等で受け入れが困難な場合は、福祉避難所等を確保する。

※ 資料編 2-10 福祉避難所一覧表

■福祉避難所の確保

- | |
|--|
| ○ あらかじめ指定した福祉避難所の確保（原則として和室がある施設）
○ 不足するときは、県と協議し、市外の社会福祉施設等へ特別受け入れ要請 |
|--|

2 福祉避難所等への移送

救護班は、福祉避難所等が確保されたときは、福祉関係団体及びボランティア等の協力を得て、速やかに避難行動要支援者を移送する。この際、避難行動要支援者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

第4 避難行動要支援者への各種支援

救護班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の避難行動要支援者に対し、次のような支援を行う。

■避難行動要支援者への支援内容

- | |
|--|
| ○ 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
○ ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
○ ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
○ チラシ、点字等による障がい者向けの広報活動等
○ 保健師等によるケア |
|--|

第5 福祉仮設住宅の供給

建設班は、救護班と連携し、県と協議のうえ必要と認めるときは、避難行動要支援者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。建設、供給においては、次の点に留意する。

■供給の留意点

- 避難行動要支援者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 避難行動要支援者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第6 福祉仮設住宅での支援

救護班は、南筑後保健福祉環境事務所及び福祉関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣等

第7 外国人への情報伝達等

市は、県と協力し、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

1 外国人への情報提供

総務班は、FM放送局と連携し、多言語による緊急情報（避難指示等）の提供を行う。

2 外国人の支援

市民班、国際交流協会は、県、警察署、ボランティア団体等と連携し、市内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人及び関係者に県が実施する(財)福岡県国際交流センターでの外国人県民相談、インターネット、FM放送などによる多言語での情報提供メディアを広報する。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアを確保する。

第12節 生活救援活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 飲料水の確保、供給	●			<u>上下水道班</u>
第2 食糧の確保、供給	●			<u>総務班</u>
第3 炊き出しの実施、支援		●		<u>市民班</u> 、 <u>教育班</u>
第4 生活物資の確保、供給	●			<u>総務班</u>
第5 救援物資の受入れ等		●		<u>総務班</u>
第6 物資の受入れ、仕分け等		●		<u>市民班</u>

第1 飲料水の確保、供給

上下水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

1 水源の確保

災害により水の供給が停止した場合、被害状況を把握するとともに、次の施設により応急給水のための水源を確保する。

※ 資料編 2-7 給水基地一覧表

■確保する水源

<input type="checkbox"/> 配水場、水源地	<input type="checkbox"/> 民間の井戸	<input type="checkbox"/> ペットボトル飲料水
----------------------------------	--------------------------------	------------------------------------

2 給水需要の調査

災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

■把握する内容

<input type="checkbox"/> 断水地区の範囲	<input type="checkbox"/> 避難所及び避難者数
<input type="checkbox"/> 断水地区の人口、世帯数	<input type="checkbox"/> 給水所の設置場所

3 給水活動の準備

給水需要に基づき、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

活動計画作成	<input type="checkbox"/> 給水方法	<input type="checkbox"/> 給水量	<input type="checkbox"/> 資機材の準備
	<input type="checkbox"/> 人員配置	<input type="checkbox"/> 広報の内容・方法	<input type="checkbox"/> 水質検査等
給水目標 (1人1日当たり)	<input type="checkbox"/> 飲料水の確保が困難なとき		3ℓ (飲料水)
	<input type="checkbox"/> 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき		14ℓ (飲料水+雑用水) ※雑用水：洗面、食器洗い
	<input type="checkbox"/> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合		20ℓ (飲料水+雑用水+洗濯用水)

	○ 上記の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル（飲料水＋雑用水＋洗濯用水＋入浴用水）
資機材などの確保	○ 保有する車両及び資機材を使用する。 ○ 不足するときは業者から調達する。	
応援要請	○ 市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、福岡県南広域水道企業団、近隣市町村及び保健福祉環境事務所に応援を要請する。 ○ それでも飲料水の確保が困難な場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。	

4 給水活動

原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行う。

給水所では、避難所派遣職員等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力を得て、水源地等から給水タンク車、給水容器等を使用し行う。

※ 資料編 2-6 給水車及び給水タンク保有状況

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できるときは、所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

5 広報

被災の状況等必要に応じ、総務班と連携し、給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を行う。

第2 食糧の確保、供給

1 食糧供給の対象者等

食糧は、次の者を対象に、弁当、パン又は米飯の炊き出し等により供給する。また、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

なお、災害救助法による食糧の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■供給対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示等に基づき、避難所に収容された者 ○ 住家が被害を受け、炊事の不可能な者 ○ 食糧の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者 ○ 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者 ○ 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である） |
|---|

2 需要の把握

総務班は、食糧の需要について、市民班からの情報を通じて把握する。

■需要の把握

対象者	担当
○ 避難所	総務班
○ 住宅残留者	総務班（自主防災組織等の協力による）
○ 災害応急対策活動の従事者	総務班

3 食糧の調達

(1) 業者からの調達

総務班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、食料品業者などから調達する。

■供給品目

- 主食：炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等
- 副食：即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等
- その他：高齢者や乳幼児等災害時要援護者のニーズに配慮した食品

(2) 国の米穀等の調達

本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀及び乾パンの供給を県に要請する。米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、福岡農政事務所又は倉庫の責任者から調達する。

なお、手続きは、「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」、「政府所有米穀の販売要領」、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する要領」による。

■国の米穀等の調達要請

- 九州農政局福岡農政事務所を通じて、米穀届出事業者に米穀の売り渡しを要請
- 九州農政局福岡農政事務所に対し米穀及び乾パン等の調達を要請
- 九州農政局福岡農政事務所を通じて自衛隊保有の乾パン等の放出を要請

4 食糧の輸送

(1) 食糧の輸送

総務班は、原則として調達業者に供給先（避難所、炊き出し施設等）の指定地まで食糧の輸送を依頼する。

なお、調達先は極力一括要請とする。

食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、総務班が輸送業者に要請して輸送する。市職員及び公有車両による輸送は原則として行わない。

(2) 食糧の配分

食糧は、原則として避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者、ボランティア等の協力をえて配布する。

5 食糧の保管

調達した食糧の保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点に保管する。

第3 炊き出しの実施、支援

1 炊き出しの実施

市民班及び教育班は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる学校の調理室、学校給食センター、公民館等を使用する。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- 状況に応じて自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第4 生活物資の確保、供給

1 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者、品目は、次のとおりである。

なお、災害救助法による生活物資の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■供給品目

- 寝具（毛布、布団等）
- 被服
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- 食器（茶碗、皿、はし等）
- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等）
- 生理用品
- その他

2 需要の把握

総務班は、生活物資の需要について、食糧と同様に、市民班からの情報を通じて把握する。

3 生活必需品の調達

総務班は、販売業者に生活必需品を発注する。なお、業者だけでは不足するときは、県、日本赤十字社福岡県支部又は県内市町村に対して物資の供給を要請する。

4 生活物資の輸送

(1) 生活物資の輸送

総務班は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

業者の輸送が困難なときは、総務班が市有車両を利用し、又は輸送業者に要請して輸送する。

(2) 生活物資の分配

生活物資は、原則として避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者（班長）、ボランティア等の協力をえて配布する。

5 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け、保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点で行う。

第5 救援物資の受入れ等

総務班は、県と連携し、救援物資の受入れを希望する品目をとりまとめ、報道機関等を通して公表する。

1 受入れ

受入場所は、あらかじめ指定する物資集配拠点とする。

物資提供の申し出に対し、次のことを確認のうえ受入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分けに手間がかからないよう留意する。

■供給対象者への確認事項

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 品目、数量 | <input type="checkbox"/> 輸送ルート |
| <input type="checkbox"/> 輸送手段 | <input type="checkbox"/> 到着予定日時 |

2 受入れ・仕分け

救援物資は、物資集配拠点で受け入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

受入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入れ日時等）を確認する。

第6 物資の受入れ、仕分け等

1 物資の保管、仕分け、在庫管理

市民班は、物資集配拠点を設置したときは、ボランティア等の協力を得て、調達又は救援物資の受け取り、仕分け、在庫管理を行う。

2 物資の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

第13節 住宅対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 応急仮設住宅の建設等			●	建設班 、総務班、救護班
第2 応急仮設住宅の入居者選定			●	建設班 、総務班、救護班
第3 空屋住宅への対応			●	建設班
第4 被災住宅の応急修理			●	建設班

第1 空家住宅への対応

建設班は、住宅を失った被災者に対し、被災者相談窓口等へ市営住宅等の空家情報を提供し、相談に対応する。

■空家住宅の募集

市	市営住宅・県営住宅等の公的住宅
提供する事業主体	民間アパート等賃貸住宅

第2 応急仮設住宅の建設等

県は、災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅を建設する。また、知事により救助事務を行うこととされた場合、又は知事の実施を待つことができない場合は市長が行う。

災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合は、災害救助法に準じて市が応急仮設住宅を建設する。ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて市営住宅、公民館等の既存施設を応急仮設住宅として提供する。

1 需要の把握

建設班は、総務班、救護班と連携し、被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。

また、被災者相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

2 用地の確保

建設班は、応急仮設住宅の建設用地として、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則として公有地を優先し、確保する。

3 応急仮設住宅の建設

建設班は、応急仮設住宅の建築基準に基づいて応急仮設住宅を設計し、原則として市の工事指名登録業者の中から指名し、請負工事にて建設する。

なお、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がい者向けの仕様を考慮する。

4 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

5 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

6 応急仮設住宅の管理

建設班は、応急仮設住宅の管理を行う。

第3 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■対象者

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
- ※ 被災地における住民登録の有無は問わない

2 入居者の選定

建設班は、総務班、救護班と連携し、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。

県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

第4 被災住宅の応急修理

建設班は、災害救助法が適用されない場合で、必要と認めるときは、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

なお、災害救助法による被災住宅の応急修理は、福岡県地域防災計画等を参照する。

※ 資料編 5-5 福岡県災害救助法施行細則 別表2

1 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■対象者

- 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- 自らの資力では、住家の修理ができない者

2 応急修理

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

建築業者の不足や、建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示して斡旋、調達を依頼する。

■県への斡旋依頼時の連絡事項

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ○ 被害戸数（半焼・半壊） | ○ 派遣を必要とする建築業者数 |
| ○ 修理を必要とする戸数 | ○ 連絡責任者 |
| ○ 調達を必要とする資機材の品目及び数量 | ○ その他参考となる事項 |

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融公庫福岡支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。市は、県と連携し、被災者に適切な相談窓口を設置する。

第14節 防疫・清掃活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 食品の衛生対策		●		衛生班
第2 防疫活動		●		衛生班 、 救護班
第3 有害物質の漏洩等防止	●			衛生班
第4 し尿の処理	●			衛生班
第5 清掃		●		衛生班
第6 障害物の除去	●			建設班 、 環境経済班
第7 動物の保護、収容		●		環境経済班 、 衛生班

第1 食品の衛生対策

衛生班は、南筑後保健福祉環境事務所と協力して、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。特に梅雨期や夏期等は広報を強化する。

第2 防疫活動

1 検病調査・健康診断

南筑後保健福祉環境事務所は、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者の隔離収容など適切な予防を講じるため、検病調査を実施する。

救護班は、これに協力する。

検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の行う必要な措置について協力する。

2 被災地の防疫

衛生班及び救護班は、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の指導又は指示により、感染症の予防、環境の悪化を防止するため迅速かつ的確な防疫活動を行う。

■災害防疫活動

- | | |
|-----------------|------------------|
| ○ 予防教育及び広報活動の強化 | ○ 生活用水の使用制限及び供給等 |
| ○ 消毒方法の施行 | ○ 避難所の衛生管理及び防疫指導 |
| ○ ねずみ族昆虫等の駆除 | ○ 臨時予防接種の実施 |

(1)防疫チームの編成

防疫活動を行うために防疫チームを編成する。不足するときは、保健福祉環境事務所に応援要請を行う。

■防疫チーム編成

担当	1チームの構成人員
衛生班	衛生技術者1名，作業員2～3名，事務1名

(2) 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や市が保有する薬剤・資機材を使用する。不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

(3) 作業の実施

災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶときは、状況に応じて自主防災組織や市民の協力を得て、防疫活動を実施する。

3 避難所における衛生管理

衛生班及び救護班は、避難所派遣職員、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

- | | |
|----------------|---------------|
| ○ トイレの清掃・消毒 | ○ 手洗い、うがい等の励行 |
| ○ 避難所居住スペースの清掃 | ○ 食品の衛生管理 |
| ○ ごみ置き場の清掃・消毒 | |

第3 有害物資の漏洩等防止

工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関に報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。

衛生班は、災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

第4 し尿の処理

1 仮設トイレの設置

衛生班は、必要に応じて避難所等に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、調達できないときは、他市町村、県に要請する。

2 し尿の処理

衛生班は、みやま市バイオマスセンターと連携し、収集・処理の体制を確立し貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、「みやま市バイオマスセンター」において処理する。

激甚な災害のためし尿の収集が遅滞する場合は、市民に対し、隣近所での協力を呼びかける。

※ 資料編 2-21 生ごみ・し尿処理施設一覧表

■留意点

- | |
|---|
| ○ 仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。 |
| ○ 仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。 |
| ○ 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。 |
| ○ 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。 |
| ○ し尿処理量の算出基準 $\text{要総処理量 (キロリットル)} = (\text{全壊} + \text{半壊} + \text{床上浸水}) \times \text{戸数} \times 75$ |

第5 清掃

災害により大量の廃棄物やごみが発生した場合に、衛生班は迅速かつ適正な処理を行う。

1 ごみの処理

衛生班は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみの処理体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。

ごみの収集は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて市職員が行い、ごみ処理場で焼却又は埋め立てにより処理する。

市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

なお、収集・処理にあたっては、次の点に留意する。

※ 資料編 2-20 ゴミ焼却施設一覧表

■留意点

- 市民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
 - ごみ処理方針の周知
 - ごみ量の削減、分別への協力
- 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に処理する。
- 世帯および避難所から発生する可燃ごみを優先的に処理する。
- 粗大ごみや資源物回収については、状況によっては一時的に中止する。
- 通常同様にごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせた処理を行う。
- 処理量を上回るごみが発生した場所では、ごみの仮置場を指定する。
- 破砕が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確立する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。

2 がれきの処理

(1) がれき処理の対象

損壊家屋等の多量のがれきは、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるとは、衛生班が処理を行う。

(2) 実施体制

市のみでがれきの処理が困難なときは、民間業者、他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立する。

(3) 処理方法

がれきの処理方法は、次のとおりである。

■がれき処理の方法

- 障害物や全壊・大規模半壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 原則として発生場所でがれきの分別を行う。
- 木くずは、処理を委託する。
- コンクリート等は、選別して再生処理業者又は最終処分場に運搬し、処理する。
- 適切な分別に、再利用・再資源化を進め、適切な方法で処理する。

- 必要に応じ、事前に災害廃棄物処理等実施計画で定めた候補地から選定し、仮置場を開設する。
- がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。
- アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を 방지、適正な処理対策を行う。

(4) 住民等への広報

住民等に対し、がれき処理を円滑に推進するため、適切な広報活動を行う。

■がれき処理の広報活動

- がれきの処理方針の周知
- がれきの分別への協力要請
- 仮置場の周知
- 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第6 障害物の除去

1 除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとする。

■障害物除去の対象

- 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- その他、公共的立場から除去を必要とする場合

■建物関係の障害物除去の条件

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

なお、災害救助法による障害物の除去の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照。

2 除去の方法

市は、市所有の資機材を用いて又は建設事業者（災害協定締結者）等に応援を要請して障害物を除去する。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

3 除去の実施

市は、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。

道路、河川、港湾等の管理者は、道路、河川、港湾等にある障害物の除去は、それぞれが行う。

市は、市管理外の道路、河川、港湾等については、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。ただし、市管理外であっても、交通、日常生活に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物を除去する。

市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

■障害物の除去実施者

障害物	担当
住家又は周辺に運ばれた障害物	建設班、施設管理者
道路にある障害物	建設班、施設管理者
河川、水路、漁港・港湾等にある障害物	建設班、施設管理者

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

■留意事項

- 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 盗難の危険のない場所を選定する。
- 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第7 動物の保護、収容

1 死亡獣畜の処理

環境経済班は、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。処理できないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。

2 愛玩動物への対応

大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を行う。

(1) 被災地における愛玩動物の保護

飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。

危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。

(2) ペット同伴避難所の設置

ペットが飼い主とともに避難できるペット同伴避難所を旧山川南部小学校に設置する。なお、ペットの飼い主へ、避難に必要な用具等について事前準備を周知する。

■県の愛玩動物支援

- 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援
- 避難場所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- 他県、他市町村への連絡調整及び要請

第15節 遺体の処理・埋葬

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 遺体の搜索	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防団班</u>
第2 遺体の処理、検案	●			<u>救護班</u>
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	●			<u>衛生班</u>
第4 遺体の埋葬		●		<u>市民班</u> 、 <u>衛生班</u>

第1 遺体の搜索

1 遺体の搜索

救出作業あるいは搜索中、遺体を発見したときは、医師による診断を行うとともに、警察署（警察官）に届出る。

なお、災害救助法による遺体の搜索の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

2 漂着遺体の取り扱い

漂着遺体は、次のように取り扱う。

■漂着遺体の取り扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- 遺体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

第2 遺体の処理、検案

1 遺体の見分・検視

警察は、遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けたときは、遺体取扱規則に基づく遺体の見分・検視を行った後、遺族に引き渡す。

遺体の引取人がないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書（遺体見分調書）を添えて市長に引き渡す。

2 遺体の処理

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。救護班は、医師会等に対し、遺体の処理を要請する。

なお、災害救助法による遺体の処理の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■遺体の処理

- 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置
- 遺体の一時保存（存元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。）
- 検案（遺体の死因その他医学的検査）

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

1 納棺用品等の確保

衛生班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

2 身元の確認

衛生班は、行方不明者名簿の確認とともに、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

遺族等の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

3 遺体の収容、安置

衛生班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に埋葬できない場合は、遺体安置所へ搬送し、一時安置する。

■遺体安置所の場所

- 被災地に近い寺院等に設置する。
- 適当な施設が確保できないときは、避難所等へ設置する。

第4 遺体の埋葬

1 埋火葬許可書

市民班は、市庁舎窓口で遺体の埋火葬許可書を発行する。

2 埋葬の実施

衛生班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、次のように遺体の埋葬を行う。

なお、災害救助法による遺体の埋葬の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

※ 資料編 2-19 近隣火葬場一覧表

■埋葬方法

- 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣市町村等に協力を要請する。
- 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管する。
- 外国人等の埋葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。

第16節 文教対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、斜字は副担当)
第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	●			教育班 、 消防本部班 、 消防団班
第2 応急教育			●	教育班
第3 保育所児童の安全確保、安否確認	●			救護班 、 消防本部班 、 消防団班
第4 応急保育			●	救護班
第5 文化財対策		●		教育班 、 施設管理者

第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

園長、学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急対策計画を樹立するとともに、日頃から施設・設備の管理及び点検・整備、防災教育の実施、情報連絡体制の整備、PTA、地域との協力体制づくりに努めるとともに、園児、児童、生徒の安全を確保する。

また、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、教職員と協力し、応急教育体制を備えて、次の措置を行う。

■事前準備

- 幼稚園・学校行事、会議、出張等を中止するとともに、状況に応じて市教育委員会に連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
- 園児、児童、生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡及び引き渡し方法等を確認する。
- 市教育委員会、警察署・交番、消防署等関係機関との連絡網を確認すること。
- 勤務時間以外においては、学校長は所属職員の所在を確認し非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

2 下校時の危険防止

園長、学校長は、下校途中における危険を防止するため、園児、児童、生徒に必要な注意をする。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

園長、学校長は、園児、児童、生徒を帰宅、下校させることが危険なときは、幼稚園、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがないときは、幼稚園、学校で保護する。

4 安否の確認

教育班は、災害が発生したときは、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先に対する照会や園児、児童、生徒への連絡を行う。

第2 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

園長、学校長は、施設の被害を調査し、教育班と連携し、応急教育の場所を確保する。

■応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	○ 被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ○ 二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○ 公民館等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○ 被災地外の最寄りの幼稚園、学校、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

園長、学校長は、臨時の学級編成を行うなど授業再開に努め、速やかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、総務班から避難所開設の連絡を受けた場合は、避難所を開放し、避難者を体育館等へ案内する。また、避難所派遣職員等と連携して避難所の運営に協力する。

3 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

■応急教育の内容

学習に関する教育内容	○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ 専門家と連携し、園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。

4 学用品の調達及び給与

教育班は、災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

なお、災害救助法による学用品の給与の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照。

5 学校給食の措置

教育班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、給食実施の可否について決定する。

■学校給食の留意事項

- 被害があってもできる限り継続実施するように努める。
- 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
- 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意する。
- 感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生管理については特に留意する。

第3 保育所児童の安全確保、安否確認

1 安全の確保

保育所長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、保育所児童の安全を確保する。

また、事故等により保育所にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部班、消防団班等と連携のうえ、保育所児童を安全な場所に避難誘導する。

2 園児の保護

保育所長は、保護者の迎えがないときは、保育所児童を保育所にて保護する。

3 安否の確認

救護班は、災害が発生したときは、保育所長を通じて保育所児童・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4 応急保育

救護班は、保育所長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第5 文化財対策

教育班は、所有者（管理責任者）から文化財に被害が発生したとの報告があったときは、県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

第17節 公共施設等の応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 上水道施設	●			上下水道班
第2 下水道施設	●			建設班
第3 電気施設	●			九州電力
第4 通信施設	●			電話各社
第5 道路施設	●			建設班 、 環境経済班 、 関係機関
第6 河川、水路	●			河川管理者 、 建設班 、 関係機関
第7 漁港・港湾・海岸	●			環境経済班 、 関係機関
第8 鉄道施設	●			JR九州 、 西鉄 、 建設班 、 関係機関
第9 その他の公共施設	●			各施設管理者

第1 上水道施設

上下水道班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

1 応急対策

水源地、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

■応急対策

- 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力をえて、復旧対策を行う。

■復旧対策

- 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 下水道施設

上下水道班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

1 応急対策

汚水管渠、汚水処理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

■応急対策

- 管渠は、汚水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立てる。
- ポンプ場、処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 汚水処理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力をえて、復旧対策を行う。

※ 資料編 2-22 下水処理施設一覧表

第3 電気施設

九州電力株式会社は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

2 復旧対策

市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画を策定し、復旧にあたる。

■復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（水力・火力発電所、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備）
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 宿泊施設、食糧、衛生対策の手配等

第4 通信施設

西日本電信電話(株)、NTT ドコモ(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)及びソフトバンク(株)は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■応急対策

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保

- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置、携帯電話の貸出し
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先

2 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる優先回線の復旧にあたる。

■優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第5 道路施設

道路管理者は、災害が発生したときは、各所管の道路、橋りょうについて被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査する。

通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、交通規制等の措置を要請する。

また、市道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

2 復旧対策

市道が被災したときは、建設事業者（災害協定締結者）等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、市単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第6 河川、水路

河川管理者等は、河川施設等の緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握し、河川、水路を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

市管理外の河川が被災し支障をきたすときは、河川管理者に通知し、応急修理の実施を要請する。

第7 漁港・港湾・海岸

施設の管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要に応じて応急復旧工事等を実施する。また、決壊した箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行う。

第8 鉄道施設

鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社）は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合、防災実施計画に基づき、応急復旧対策を行う。

1 災害時の列車の運転規制

災害時などにより列車の運行に危難が生じるおそれがある時は、その状況を考慮して列車の運転を一時中止するなど危難防止の措置を講じる。

天神大牟田線の鉄道線路路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データを運転総合指令所の中央気象観測局に伝送集積して、気象状況の把握と画面表示を行う「気象観測システム」を導入しており、気象観測局は気温、風向風速、雨量、水位、地震の気象値を観測し、各気象状況により運転総合指令所から列車無線等での的確に指示する。

2 災害時の代替輸送方法

列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは、臨時輸送などの代替バス輸送を実施する。

3 災害対策本部の設置

災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」に定める事故対策本部及び現地副本部の設置基準に従い、本部を設置し、必要に応じて、情報の収集、調査、連絡、広報等の活動を行う。

4 連絡通報体制

災害発生時においては「緊急時の救急体制要綱」に定める連絡系統により、速やかに関係各所に連絡をとる。

■応急措置(案内広報など)

- 本社関係部署と現業各区所とは連絡を緊密にし、災害の状況、復旧作業の状態を把握し、復旧予定時刻、作業状況を逐次、広報担当へ連絡する。
- 広報担当は各報道機関の随時放送を利用し事故状況の情報を提供し広報する。
- 各管理駅、乗務所、営業所を通じ、駅構内の放送施設及び車内放送を利用し、事故の情報（不通区間、乗換駅、代替輸送など）を放送し、旅客の案内誘導を行い、混乱の発生を防止する。

■応急復旧体制

- 復旧責任者を定め、指揮命令系統を明確にして、総合的な復旧体制を確立し、迅速な復旧と、正確な状況把握、情報の伝達を行う。
- 広報担当は各報道機関の随時放送を利用し事故状況の情報を提供し広報する。

第9 その他の公共施設

市庁舎、公民館、福祉センター、図書館等の公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

■施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査を速やかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第18節 災害警備

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 防犯活動への協力			●	関係各班 、 消防本部班 、 消防団班

第1 防犯活動への協力

震災や風水害など自然災害への対応のほか、犯罪や交通事故、放火といった事象への対応として、警察機関、消防組織等が連携し、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

1 巡回パトロール

自主防災組織、消防本部班、消防団班は、警察署と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止及び火災予防のため巡回パトロールを行う。

2 防犯活動への協力要請等

総務班は、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

第4章 震災応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 気象情報等の収集伝達
- 第3節 被害情報等の収集伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援要請
- 第6節 災害救助法の適用
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 交通・輸送対策
- 第10節 避難対策
- 第11節 避難行動要支援者対策
- 第12節 生活救援活動
- 第13節 住宅対策
- 第14節 防疫・清掃活動
- 第15節 遺体の処理・埋葬
- 第16節 文教対策
- 第17節 公共施設等の応急対策
- 第18節 災害警備

本章は、震災時に市及び防災関係機関が実施する様々な対応について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、突発的な地震が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

時期区分	目安とする期間
初動活動期	発生～2日目まで
応急活動期	3日目～7日目まで
復旧活動期	8日目以降

第1節 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 職員の動員配備	●			関係各班
第2 警戒活動	●			総務課防災担当者
第3 災害警戒本部の設置	●			関係各班
第4 災害対策本部の設置	●			関係各班
第5 災害対策本部の運営	●			関係各班

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【地震災害】

配備	配備基準	活動内容	配備要員
注意配備	○ 市内で震度3の地震が発生したとき ○ その他総務課長が必要と認めるとき	・待機	総務課〔防災担当〕 建設課長
警戒配備 (災害警戒本部)	○ 市内で震度4の地震が発生したとき ○ その他総務部長が必要と認めるとき	・待機 ・被害情報の収集	情報収集及び災害対策本部準備職員 (約15%の職員) ※消防本部、消防団
第1 配備 (災害対策本部)	○ 市内で震度5弱の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波注意報が発表されたとき ○ その他本部長が必要と認めるとき	・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 ・応急対策活動	本部会議全員 (約25%の職員) ※消防本部、消防団
第2 配備 (災害対策本部)	○ 市内で震度5強の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波警報が発令されたとき ○ その他本部長が必要と認めるとき	・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 ・応急対策活動	約半数の職員 ※消防本部、消防団
第3 配備 (災害対策本部)	○ 市内で震度6以上の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波警報が発令されたとき ○ その他本部長が必要と認めるとき	・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 ・応急対策活動	職員全員 ※消防本部、消防団

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

※ 市職員は、マスコミ報道、県防災アプリふくおか防災ナビ・まもるくん、県防災メール・まもるくん等から警報情報等を得て、可能な限り自宅待機する。

※ 出動予定者は、各課等であらかじめ決めておく。

2 動員指令

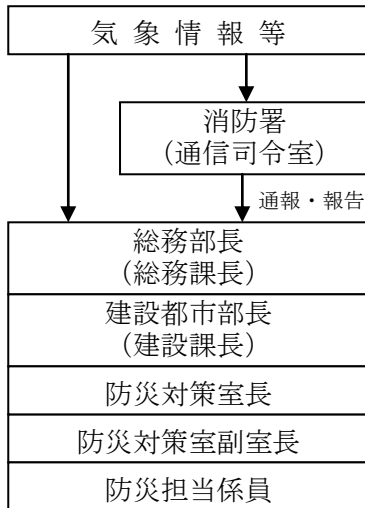
各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む）に災害情報が入った場合、消防署からの連絡により、必要に応じ防災担当職員が参集する。また、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定さ

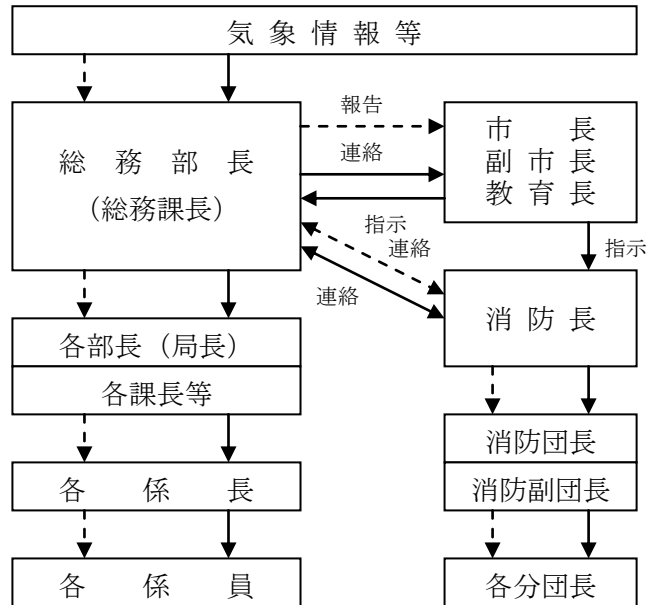
れるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令の系統

【注意配備】



【警戒配備 -->】 【第1・2・3配備 -->】



3 参集場所

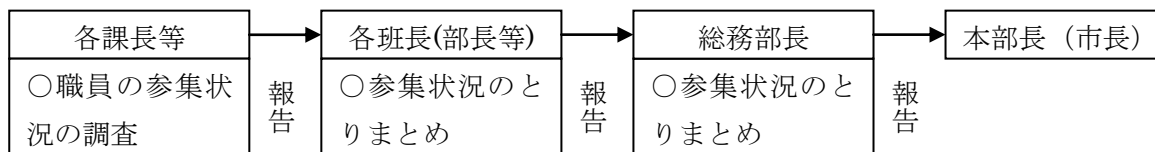
各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。

なお、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、登庁途中の被害状況を把握し報告する。

4 参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班（各部等）でとり集めた後、本部（総務課）に報告する。

■参集報告の系統



5 職員の動員要請

各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策班の応援を必要とするとき、総務班に職員の動員を要請する。

総務班は、各班長から職員動員要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

第2 警戒活動（注意配備）

1 警戒活動

総務課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、建設課長、防災担当職員（総務課）を注意配備として配備する。

■注意配備の設置基準

- 市域で震度3以上の地震が発生したとき
- その他、総務課長が必要と認めるとき

2 活動体制、活動内容

震災警戒体制として、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 地震情報、津波情報等の収集、警戒
- 被害状況に関する情報収集
- 市民への地震情報等の伝達

第3 災害警戒本部の設置（警戒配備）

1 災害警戒本部の設置

総務部長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、震災警戒配備体制として各班の担当職員を配備する。

■災害警戒本部の設置基準

- 市域で震度4の地震が発生したとき
- その他、総務部長が必要と認めるとき

2 設置、指揮の権限

総務部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■代行順位

第1順位 建設都市部長

第2順位 総務課長

第3順位 建設課長

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 地震及び津波情報等の収集伝達
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への地震及び津波情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置（第1・2・3配備）

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて各班の担当職員を配備する。

■災害対策本部の設置基準

- 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
- 市域沿岸に津波注意報・警報が発表されたとき
- その他、本部長（市長）が必要と認めるとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、みやま市庁舎内庁議室に置く。
- みやま市庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次のいずれかの施設に本部を移設する。

山川支所 高田支所 消防本部

2 現地災害対策本部

本部長（市長）は、必要に応じて、現地災害対策本部を設置・廃止する。

ただし、副市長は、緊急を要する場合、市長に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに市長に通知する。

■設置基準

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長又は庁舎長とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。
- 現地の災害応急対策が概ね終了したとき、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(1) 組織

現地本部の本部長及び本部員は、災害対策本部長が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

(2) 災害対策に係る現地本部長の行為

現地本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に通知する。

■現地本部長の行為

- 高齢者等避難の発令
- 避難指示、緊急安全確保の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

3 災害対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務班は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	○ 庁内放送、みやまコミュニティ無線、一般電話等
関 係 機 関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話等
市 民 等	○ みやまコミュニティ無線、広報車、報道機関、SNS、dボタン広報誌等
報 道 機 関	○ 一般電話、口頭、文書等

第5 災害対策本部の運営

第3章第1節第5 災害対策本部の運営を参照。

第2節 気象情報等の収集伝達

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 通信体制の確保	●			総務班 、 関係各班
第2 地震情報の収集伝達	●			総務班 、 消防本部班
第3 異常現象発見時における措置	●			総務班

第1 通信体制の確保

第3章第2節第1 通信体制の確保を参照。

※ 資料編 2-3 市防災行政無線一覧表

※ 資料編 3-1 災害時の連絡先

第2 地震情報の収集伝達

1 地震関連情報の発表

気象庁は、地震及び津波に関する情報を発表する。

総務班及び消防本部班は、緊急地震速報などにより地震を覚知した場合、速やかに福岡県震度情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ等で、地震・津波情報を確認する。




■地震・津波情報の種類

種類		内容
地震情報	緊急地震速報	○最大震度5弱以上や長周期地震動階級3以上が予想された場合に、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。
	震度速報	○地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）※と地震の揺れの検知時刻を速報
	震源に関する情報	○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ※ なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ※ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

	推計震度分布図	○震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
	長周期地震動に関する観測情報	○高層ビル内での被害の発生可能性等を表す指標である長周期地震動階級1以上を観測した場合に地震発生から10分程度で発表。
	遠地地震に関する情報	○国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生もしくは都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表（日本や国外への津波の影響に関する記述）。
	その他の情報	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
津波情報	「大津波警報、津波警報、津波注意報」もしくは「津波警報等」	○津波の発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、津波注意報もしくは津波警報等を発表
	津波の到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	○各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	○主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	○実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

※ 本市は震度発表地域区分「福岡県筑後」、津波予報区「有明・八代海」の地域に属する。なお、震度速報は、地震発生の第一報であり、各県をいくつか分割した地域ごとの震度をまず発表する。市町村ごとの詳細な震度は、その後の震源・震度に関する情報および各地の震度に関する情報で知らせる。

■津波警報等の種類等

警報等の種類		解 説	発表される津波の高さ	標 識	
				鐘 音	サイレン音
津波警報	大津波	○ 高いところで10m以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m超 10m (5~10m) 5m (3~5m)	(連点) 	(約3秒) (短声連点) (約2秒)
	津波	○ 高いところで3m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	3m (1~3m)	(2点) 	(約5秒) (約6秒)
津波注意報	津波注意	○ 高いところで1m程度の津波が予想されますので、注意してください。	1m (0.2~1m)	(3点と2点の班打) 	(約10秒) (約2秒)

津波警報解除 及び津波注意 報解除		(1点2個と2点の班 打) ● ● ● ●	(約10秒) (約1分) (約3秒)
-------------------------	--	-----------------------------	-----------------------

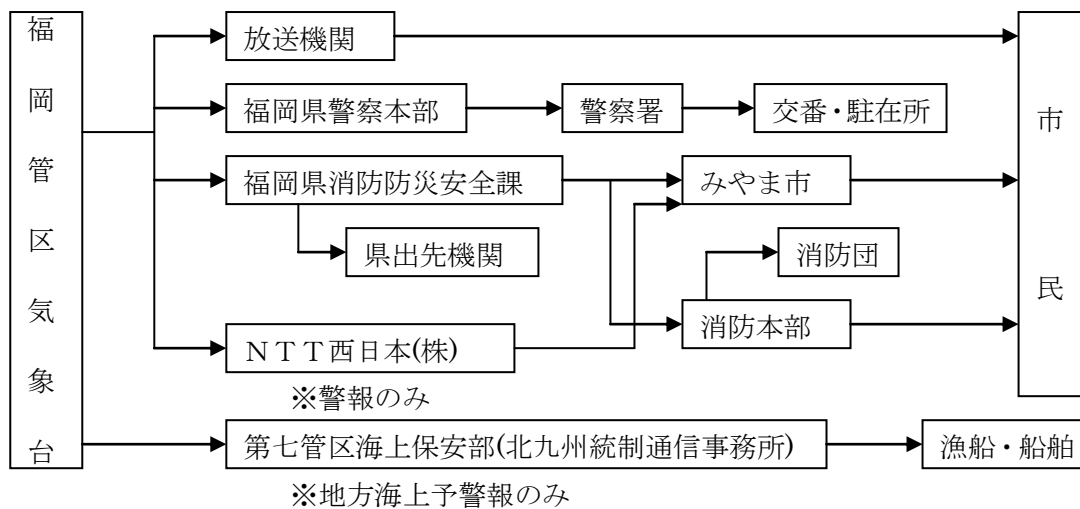
※マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを、「巨大」、「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝える。

※観測された津波の高さを見て、これが最大だと誤解しないように、津波の高さを数値で表さずに「観測中」と発表する場合がある。

2 情報の伝達系統

総務班、消防本部班は、地震及び津波の関連情報の収集、伝達を行い、速やかに市民及び関係機関へ伝達する。

■地震関連情報の伝達系統



3 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

■福岡県震度情報ネットワークシステム

- 防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
- 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。
- ※ みやま市内は、みやま市役所、山川支所、高田支所に計測震度計を設置している。

第3 異常現象発見時における措置

第3章第2節第6 異常現象発見時における措置を参照。

第3節 被害情報等の収集伝達

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 警戒活動	●			関係各班
第2 初期情報の収集	●			総務班 、 関係各班
第3 被害調査	●			関係各班
第4 災害情報のとりまとめ	●			総務班
第5 県、関係機関への報告、通知	●			総務班
第6 国への報告	●			総務班

第1 警戒活動

1 津波災害の警戒活動

総務班、環境経済班及び消防団班は、各々連携し、津波災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 津波情報の収集伝達
- 沿岸、河口部付近の警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への津波情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

第2 初期情報の収集

1 初期情報の収集

各班員、総務班等は、災害の初期情報の収集活動に努める。

総務班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。

■初期情報の収集方法

担当	情報収集の方法	
各職員	勤務時間内	○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 ○ 本部長が特に必要と認めるときは、被災地の現地調査を行う。 	
関係各班	○ 所管区域内の災害情報の収集を行う。	

○ 特に事前指名された地区担当職員は、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、担当地区内の被害状況を速やかに把握し、総務班に報告する。

2 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務班に報告する。

総務班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理する。また、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

なお、災害当初においては、次の項目のうち①～⑩の情報収集に努める。

■収集項目

① 人的被害	⑧ 交通機関、道路の状況
② 建物被害	⑨ 海上交通の運航・被災状況
③ 火災の発生状況	⑩ ライフライン等生活関連施設の状況
④ 土砂災害等の発生状況	⑪ 応急対策の実施状況
⑤ 避難指示等の発令状況、警戒区域の指定状況	⑫ 県への要請事項
⑥ 避難状況	⑬ その他必要な被害報告
⑦ 災害対策（警戒）本部の設置、配備状況	

第3 被害調査

第3章第3節第3 被害調査を参照。

第4 災害情報のとりまとめ

第3章第3節第4 災害情報のとりまとめを参照。

第5 県、関係機関への報告、通知

第3章第3節第5 県、関係機関への報告、通知を参照。

第6 国への報告

総務班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

■直接即報基準

○ 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したとき（被害の有無を問わない）

第4節 災害広報・広聴活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 災害広報	●			<u>総務班</u> 、 <u>消防団班</u>
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	●			<u>総務班</u>
第3 広聴活動	●			<u>総務班</u> 、 <u>関係各班</u>

第1 災害広報

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務班に提供する。

総務班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

■広報の時期、手段、内容

時 期	手 段	内 容
災害発生直後	みやまコミュニティ無線 広報車 消防団 現場による指示等 県防災アプリ 県防災メール 緊急速報メール SNS dボタン広報誌 その他	○ 避難指示 ○ 地震・津波情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとるべき措置 ○ 自主防災活動の要請
応急対策活動時	みやまコミュニティ無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ ホームページ テレビ・ラジオ等 県防災アプリ 県防災メール SNS dボタン広報誌 その他	○ 余震等の情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとるべき防災対策 ○ 食料・飲料水の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

第3章第4節第2 報道機関への協力要請及び報道対応を参照。

第3 広聴活動

第3章第4節第3 広聴活動を参照。

第5節 応援要請

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 自衛隊派遣要請依頼等	●			総務班
第2 広域応援派遣要請	●			総務班 、 消防本部班
第3 要員の確保				総務班 、 救護班 、 環境経済班
第4 ボランティアの受入・支援		●		救護班 、 総務班 、 市民班
第5 海外からの支援の受入れ		●		消防本部班 、 総務班

第1 自衛隊派遣要請依頼等

第3章第5節第1 自衛隊派遣要請依頼等を参照。

第2 広域応援派遣要請

第3章第5節第2 広域応援派遣要請を参照。

第3 要員の確保

第3章第5節第3 要員の確保を参照。

第4 ボランティアの受入・支援

第3章第5節第4 ボランティアの受入・支援を参照。

第5 海外からの支援の受入れ

第3章第5節第5 海外からの支援の受入れを参照。

第6節 災害救助法の適用

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 災害救助法の適用申請	●			総務班
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告			●	総務班 、 関係各班

第1 災害救助法の適用申請

第3章第6節第1 災害救助法の適用申請を参照。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

第3章第6節第2 災害救助費関係資料の作成及び報告を参照。

第7節 救助・救急・消防活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 行方不明者の搜索	●			市民班 、 消防本部班 、 消防団班
第2 救助活動の実施	●			消防本部班 、 消防団班
第3 救急活動の実施	●			消防本部班 、 <i>消防団班</i> 、 <i>救護班</i>
第4 消防活動の実施	●			消防本部班 、 消防団班

※ 救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者の搜索

第3章第7節第1 行方不明者の搜索を参照。

第2 救助活動の実施

第3章第7節第2 救助活動の実施を参照。

第3 救急活動の実施

第3章第7節第3 救急活動の実施を参照。

第4 消防活動の実施

第3章第7節第4 消防活動の実施を参照。

第8節 医療救護活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 医療救護チームの編成	●			救護班
第2 医療救護所の設置	●			救護班
第3 医療救護活動	●			医療救護チーム
第4 後方医療機関の確保と搬送	●			救護班 、 消防本部班
第5 医薬品、医療資機材の確保	●			救護班
第6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		救護班
第7 心のケア対策			●	救護班

地震が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所では対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。なお、本市はヨコクラ病院が災害拠点病院となる。

第1 医療救護チームの編成

第3章第8節第1 医療救護チームの編成を参照。

第2 医療救護所の設置

第3章第8節第2 医療救護所の設置を参照。

第3 医療救護活動

第3章第8節第3 医療救護活動を参照。

第4 後方医療機関の確保と搬送

第3章第8節第4 後方医療機関の確保と搬送を参照。

第5 医薬品、医療資機材の確保

第3章第8節第5 医薬品、医療資機材の確保を参照。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

第3章第8節第6 被災者の健康と衛生状態の管理を参照。

第7 心のケア対策

第3章第8節第7 心のケア対策を参照。

第9節 交通・輸送対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 交通情報の収集、道路規制	●			<u>建設班</u> 、 <u>環境経済班</u>
第2 道路及び海上交通の確保	●			<u>建設班</u> 、 <u>環境経済班</u>
第3 車両等、燃料の、配確保車	●			<u>総務班</u>
第4 緊急通行車両の確認申請	●			<u>総務班</u>
第5 緊急輸送	●			<u>市民班</u>
第6 物資集配拠点の設置		●		<u>市民班</u>
第7 臨時ヘリポートの設置	●			<u>総務班</u> 、 <u>教育班</u>

第1 交通情報の収集、道路規制

第3章第9節第1 交通情報の収集、道路規制を参照。

第2 道路及び海上交通の確保

第3章第9節第2 道路及び海上交通の確保を参照。

第3 車両等、燃料の確保、配車

第3章第9節第3 車両等、燃料の確保、配車を参照。

第4 緊急通行車両の確認申請

第3章第9節第4 緊急通行車両の確認申請を参照。

第5 緊急輸送

第3章第9節第5 緊急輸送を参照。

第6 物資集配拠点の設置

第3章第9節第6 物資集配拠点の設置を参照。

第7 臨時ヘリポートの設置

第3章第9節第7 臨時ヘリポートの設置を参照。

第10節 避難対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 避難指示等	●			<u>総務班</u> 、 <u>関係各班</u> 、 <u>消防団班</u>
第2 警戒区域の設定	●			<u>総務班</u> 、 <u>建設班</u> 、 <u>消防本部班</u> 、 <u>環境経済班</u>
第3 避難誘導	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防団班</u> 、 <u>市民班</u> 、 <u>救護班</u> 、 <u>教育班</u>
第4 避難所の開設	●			<u>総務班</u> 、 <u>避難所派遣職員</u>
第5 避難所の運営		●		<u>避難所派遣職員</u> 、 <u>総務班</u> 、 <u>教育班</u>
第6 旅行者、滞在者の安全確保	●			<u>環境経済班</u>

第1 避難指示等

第3章第10節第1 避難指示等を参照。

第2 警戒区域の設定

第3章第10節第2 警戒区域の設定を参照。

第3 避難誘導

第3章第10節第3 避難誘導を参照。

第4 避難所の開設

第3章第10節第4 避難所の開設を参照。

第5 避難所の運営

第3章第10節第5 避難所の運営を参照。

第6 旅行者、滞在者の安全確保

第3章第10節第6 旅行者、滞在者の安全確保を参照。

第11節 避難行動要支援者対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 安全確保、安否確認	●			救護班
第2 避難所での応急支援		●		救護班
第3 福祉避難所等の確保、移送		●		救護班
第4 避難行動要支援者への各種支援			●	救護班
第5 福祉仮設住宅の供給			●	建設班 、 <i>救護班</i>
第6 福祉仮設住宅での支援			●	救護班
第7 外国人への情報伝達等			●	総務班 、 市民班

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人などの要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な人であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

第1 安全確保、安否確認

第3章第11節第1 安全確保、安否確認を参照。

第2 避難所での応急支援

第3章第11節第2 避難所での応急支援を参照。

第3 福祉避難所等の確保、移送

第3章第11節第3 福祉避難所等の確保、移送を参照。

第4 避難行動要支援者への各種支援

第3章第11節第4 避難行動要支援者への各種支援を参照。

第5 福祉仮設住宅の供給

第3章第11節第5 福祉仮設住宅の供給を参照。

第6 福祉仮設住宅での支援

第3章第11節第6 福祉仮設住宅での支援を参照。

第7 外国人への情報伝達等

第3章第11節第7 外国人への情報伝達等を参照。

第12節 生活救援活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 飲料水の確保、供給	●			上下水道班
第2 食糧の確保、供給	●			総務班
第3 炊き出しの実施、支援		●		市民班 、 教育班
第4 生活物資の確保、供給	●			総務班
第5 救援物資の受入れ等		●		総務班
第6 物資の受入れ、仕分け等		●		市民班

第1 飲料水の確保、供給

第3章第12節第1 飲料水の確保、供給を参照。

第2 食糧の確保、供給

第3章第12節第2 食糧の確保、供給を参照。

第3 炊き出しの実施、支援

第3章第12節第3 炊き出しの実施、支援を参照。

第4 生活物資の確保、供給

第3章第12節第4 生活物資の確保、供給を参照。

第5 救援物資の受入れ等

第3章第12節第5 救援物資の受入れ等を参照。

第6 物資の受入れ、仕分け等

第3章第12節第6 物資の受入れ、仕分け等を参照。

第13節 住宅対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 被災建築物の応急危険度判定		●		建設班
第2 被災宅地の危険度判定		●		建設班
第3 応急仮設住宅の建設等			●	建設班 、 <i>総務班</i> 、 <i>救護班</i>
第4 応急仮設住宅の入居者選定			●	建設班 、 <i>総務班</i> 、 <i>救護班</i>
第5 空屋住宅への対応			●	建設班
第6 被災住宅の応急修理			●	建設班

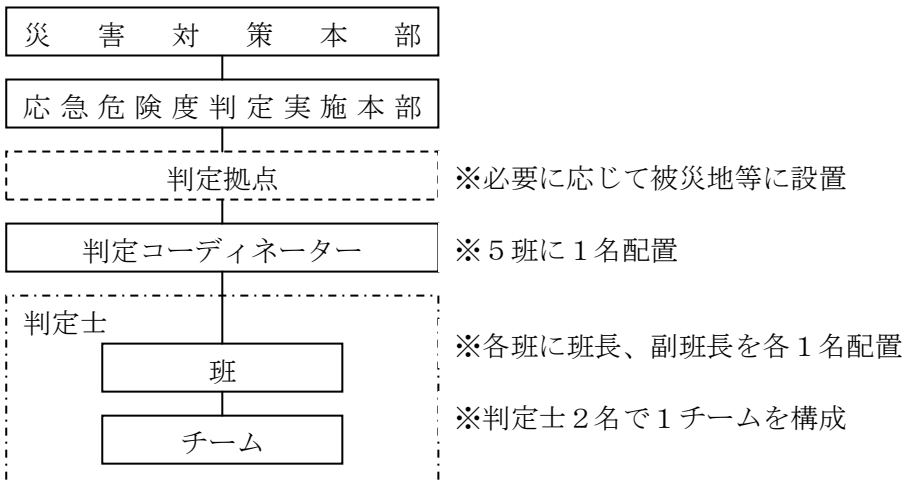
第1 被災建築物の応急危険度判定

1 応急危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置する。

建設班は、被災建築物応急危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

■応急危険度判定実施本部の組織



■応急危険度判定実施本部の業務

- 実施本部、判定拠点の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

2 応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

3 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、事前登録された市職員が担当する。不足するときは、その必要人員を把握し、県に応援を要請する。判定コーディネーターは、マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定コーディネーターの業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼りつける。

■判定内容

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	○ その建築物には立ち入らないこと
要注意	黄色	○ 立ち入りには十分注意すること
調査済	緑色	○ 建築物は使用可能

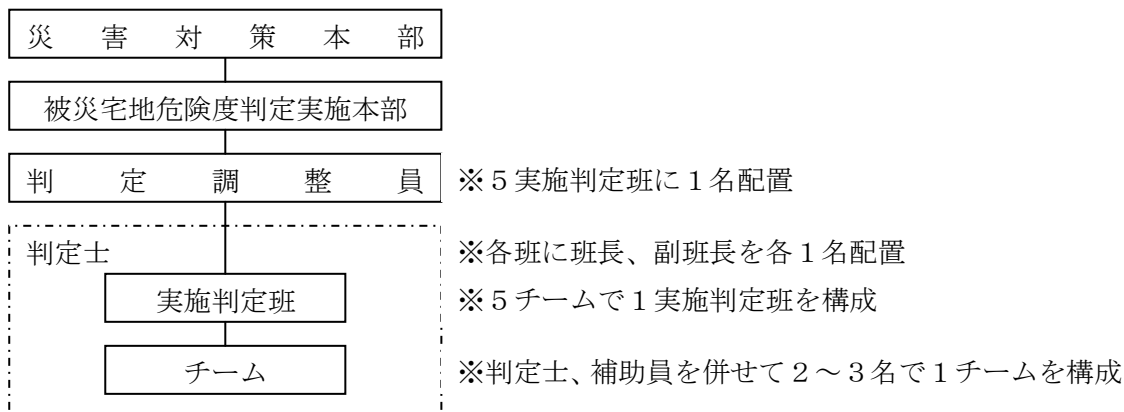
第2 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

建設班は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

■被災宅地危険度判定実施本部の組織



■被災宅地危険度判定実施本部の業務

- 実施本部の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

■判定対象施設

- 擁壁
- 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
- 排水施設
- その他

2 被災宅地危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

3 判定調整員

判定調整員は、事前登録された市職員が担当する。不足するときは、その必要人員を把握し、県に応援を要請する。

判定調整員は、マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定調整員の業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

なお、宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援のもと、別途調査を行う。

第3 応急仮設住宅の建設等

第3章第13節第1 応急仮設住宅の建設等を参照。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

第3章第13節第2 応急仮設住宅の入居者選定を参照。

第5 空屋住宅への対応

第3章第13節第3 空屋住宅への対応を参照。

第6 被災住宅の応急修理

第3章第13節第4 被災住宅の応急修理を参照。

第14節 防疫・清掃活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 食品の衛生対策		●		<u>衛生班</u>
第2 防疫活動		●		<u>衛生班</u> 、 <u>救護班</u>
第3 有害物質の漏洩等防止	●			<u>衛生班</u>
第4 し尿の処理	●			<u>衛生班</u>
第5 清 掃		●		<u>衛生班</u>
第6 障害物の除去	●			<u>建設班</u> 、 <u>環境経済班</u>
第7 動物の保護、収容		●		<u>環境経済班</u> 、 <u>衛生班</u>

第1 食品の衛生対策

第3章第14節第1 食品の衛生対策を参照。

第2 防疫活動

第3章第14節第2 防疫活動を参照。

第3 有害物資の漏洩等防止

第3章第14節第3 有害物資の漏洩等防止を参照。

第4 し尿の処理

第3章第14節第4 し尿の処理を参照。

第5 清 掃

第3章第14節第5 清掃を参照。

第6 障害物の除去

第3章第14節第6 障害物の除去を参照。

第7 動物の保護、収容

第3章第14節第7 動物の保護、収容を参照。

第15節 遺体の処理・埋葬

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 遺体の搜索	●			消防本部班 、 消防団班
第2 遺体の処理、検案	●			救護班
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	●			衛生班
第4 遺体の埋葬		●		市民班 、 衛生班 、

第1 遺体の搜索

第3章第15節第1 遺体の搜索を参照。

第2 遺体の処理、検案

第3章第15節第2 遺体の処理、検案を参照。

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

第3章第15節第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置を参照。

第4 遺体の埋葬

第3章第15節第4 遺体の埋葬を参照。

第16節 文教対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	●			教育班 、 消防本部班 、 消防団班
第2 応急教育			●	教育班
第3 保育所児童の安全確保、安否確認	●			救護班 、 消防本部班 、 消防団班
第4 応急保育			●	救護班
第5 文化財対策		●		教育班 、 施設管理者

第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

第3章第16節第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認を参照。

第2 応急教育

第3章第16節第2 応急教育を参照。

第3 保育所児童の安全確保、安否確認

第3章第16節第3 保育所児童の安全確保、安否確認を参照。

第4 応急保育

第3章第16節第4 応急保育を参照。

第5 文化財対策

第3章第16節第5 文化財対策を参照。

第17節 公共施設等の応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 上水道施設	●			上下水道班
第2 下水道施設	●			建設班
第3 電気施設	●			九州電力
第4 通信施設	●			電話事業各社
第5 道路施設	●			建設班 、 環境経済班 、 関係機関
第6 河川、水路	●			河川管理者 、 建設班 、 関係機関
第7 漁港・港湾・海岸	●			環境経済班 、 関係機関
第8 鉄道施設	●			JR九州 、 西鉄 、 建設班 、 関係機関
第9 その他の公共施設	●			各施設管理者

第1 上水道施設

第3章第17節第1 上水道施設を参照。

第2 下水道施設

第3章第17節第2 下水道施設を参照。

第3 電気施設

第3章第17節第3 電気施設を参照。

第4 通信施設

第3章第17節第5 通信施設を参照。

第5 道路施設

第3章第17節第6 道路施設を参照。

第6 河川、水路

第3章第17節第7 河川、水路を参照。

第7 漁港・港湾・海岸

第3章第17節第7 漁港・港湾・海岸を参照。

第8 鉄道施設

第3章第17節第9 鉄道施設を参照。

第9 その他の公共施設

第3章第17節第10 その他の公共施設を参照。

第18節 災害警備

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 防犯活動への協力			●	関係各班 、 消防本部班 、 消防団班

第1 防犯活動への協力

第3章第18節第1 防犯活動への協力を参照。

第5章 大規模事故等応急対策計画

- 第1節 大規模事故対策
- 第2節 危険物等災害対策
- 第3節 海上災害対策
- 第4節 放射線災害対策

本章は、大規模事故時に市及び防災関係機関が実施する対策について、実施担当者、手順などを定めたものである。

第1節 大規模事故対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 大規模事故の応急対策	●			総務班 、 消防本部班 、 消防団班 、 関係各班

第1 大規模事故の応急対策

1 大規模事故の対象と対応方針

大規模事故として対象となる災害は、次のとおりである。

大規模事故は、風水害及び地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、市全域に甚大な被害が発生することはないといえる。

大規模事故が発生したときは、一刻も早く人命を救助し、二次災害を防止することが基本となる。

■対象となる災害の種類

- 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- 航空機事故
- 大規模な火災
- 土木工事における事故
- その他

2 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

総務班、消防本部班及び消防団班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

4 応急対策活動

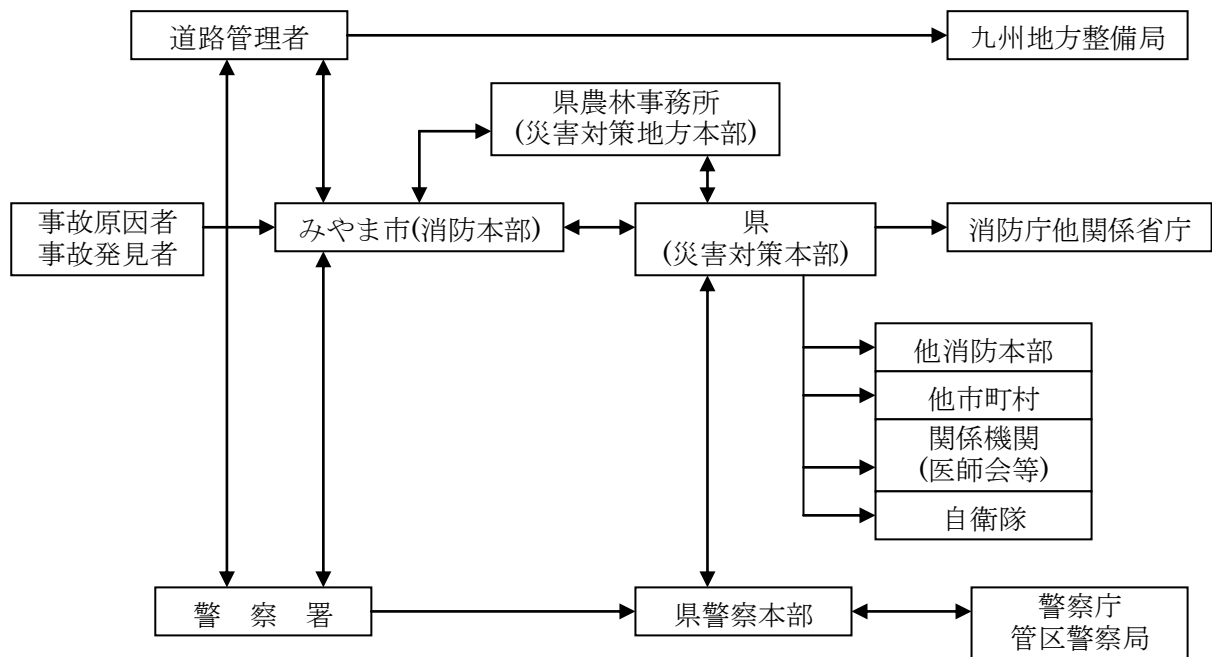
市は、事故発生元関係者と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

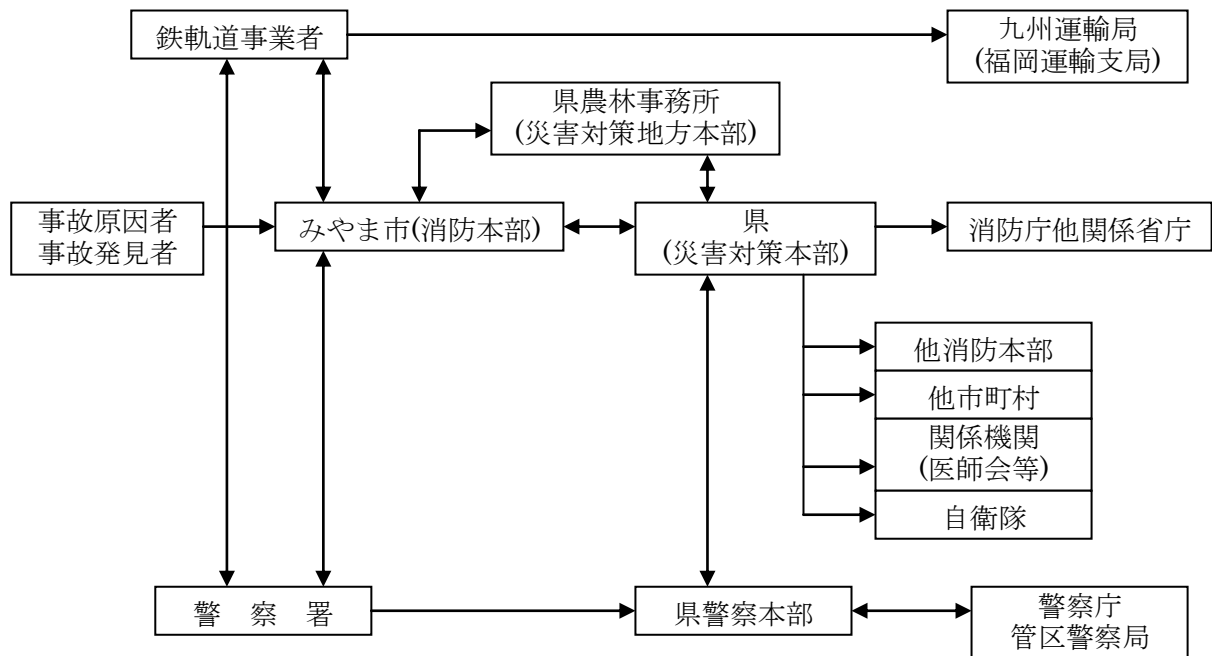
■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 関係防災機関との調整
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 死傷病者の身元確認
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 県又は他の市町村に対する応援要請

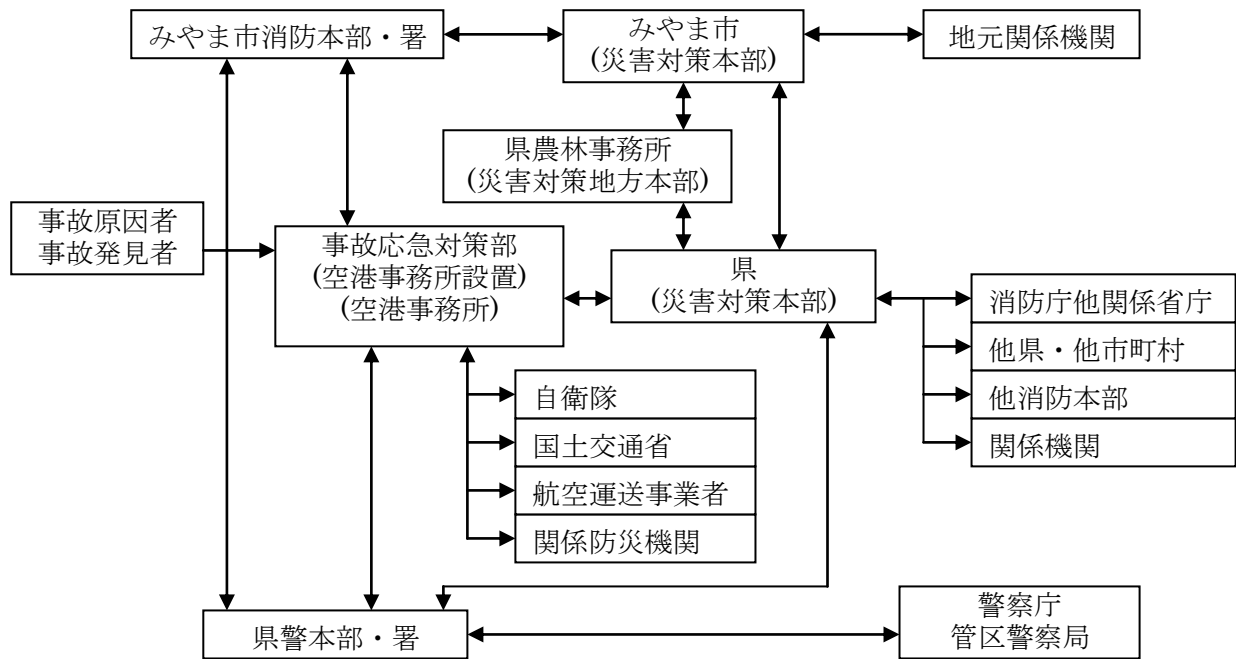
■道路災害情報伝達系統



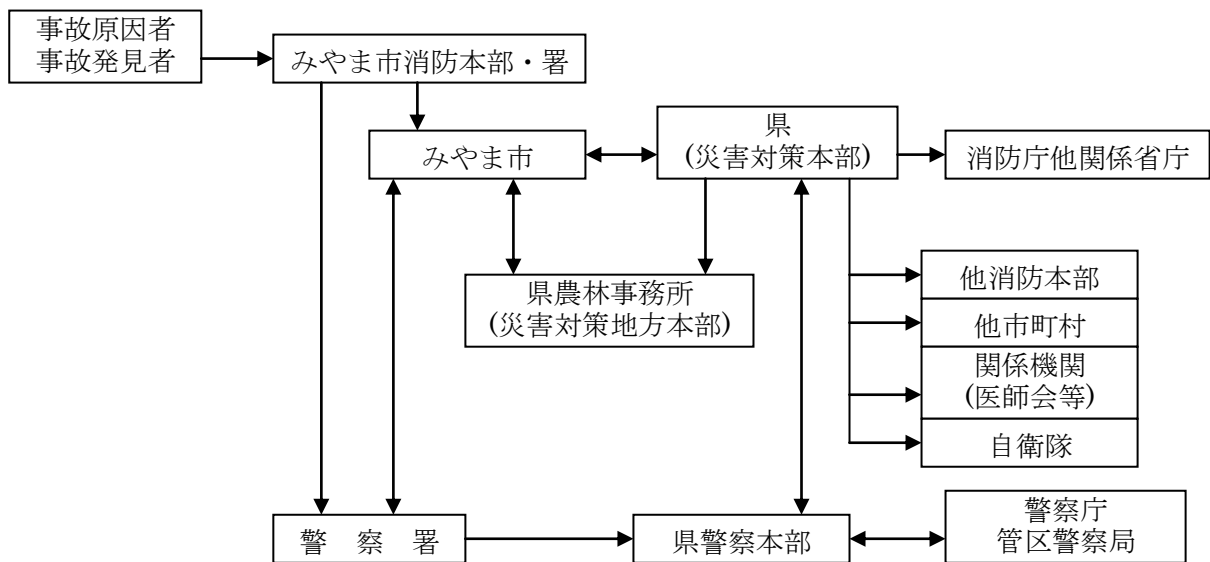
■鉄道災害情報伝達系統



■航空災害情報伝達系統



■大規模な火事災害情報伝達系統



第2節 危険物等災害対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 危険物等災害の応急対策	●			総務班 、 消防本部班 、 消防団班 、 関係各班

第1 危険物等災害の応急対策

1 危険物等の対象と対応方針

本節の危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

危険物等により災害が発生したときは、消防本部班が中心となり、消防団班、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

また、大規模地震等が発生したときは、二次災害の防止のため必要な応急措置を行う。

2 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

総務班、消防本部班及び消防団班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

4 応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請
- 関係防災機関との調整
- 危険物等に関する規制

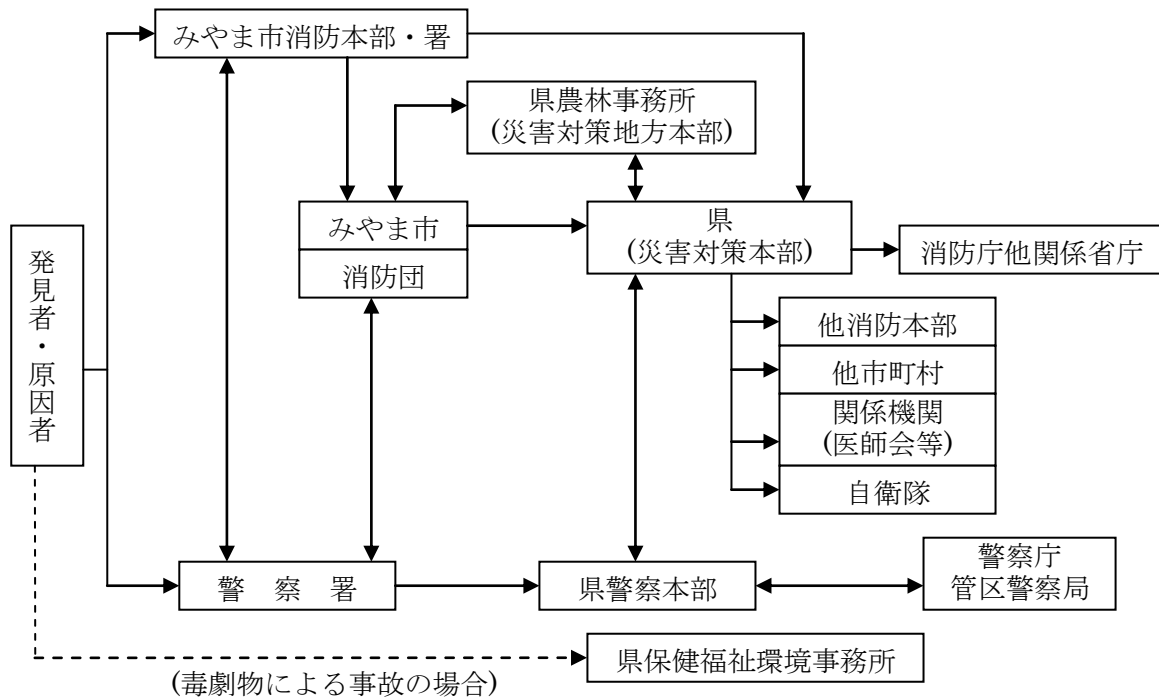
5 二次災害の防止措置

各種危険物を取り扱い、又は保有する施設管理者、保安監督者等は、大規模地震等が発生したときは、火災、爆発、流出、拡散などの二次災害を防止するため、速やかに必要な応急措置を行う。

■二次災害の防止措置

区分	応急対策
危険物施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物取扱作業の緊急停止と安全点検 ○ 危険物施設からの出火、流出の防止措置 ○ 危険物による災害発生時の活動体制の確立 ○ 消防、警察等関係機関への通報 ○ 従業員及び周辺住民に対する人命安全措施
毒物・劇物保有施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の安全確認 ○ 汚染区域の拡大防止措置
高圧ガス施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認 ○ 落下防止、転倒防止等の安全措置 ○ 火気使用禁止の広報や危険なときの警告、通報措置
火薬類貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の安全確認 ○ 火薬類の数量等の確認 ○ 危険なときの警告、通報措置

■危険物等災害情報伝達系統



第3節 海上災害対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 海上災害の応急対策	●			総務班 、 消防本部班 、 関係各班

第1 海上災害の応急対策

1 災害の対象と対応方針

市域沿岸及びその地先海域において、船舶等からの油流出事故及び海難事故が発生、又は発生のおそれがある場合に、迅速かつ確にその拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関と密接な連携を保ち、効果的な災害応急対策を実施する。

■対象となる災害の種類

船舶等による油流出事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災の発生 ※ 有害液体物質（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第3項）の流出事故対策については、第5章第2節 危険物等災害対策による。
海難事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生

2 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

総務班、消防本部班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

4 応急対策活動

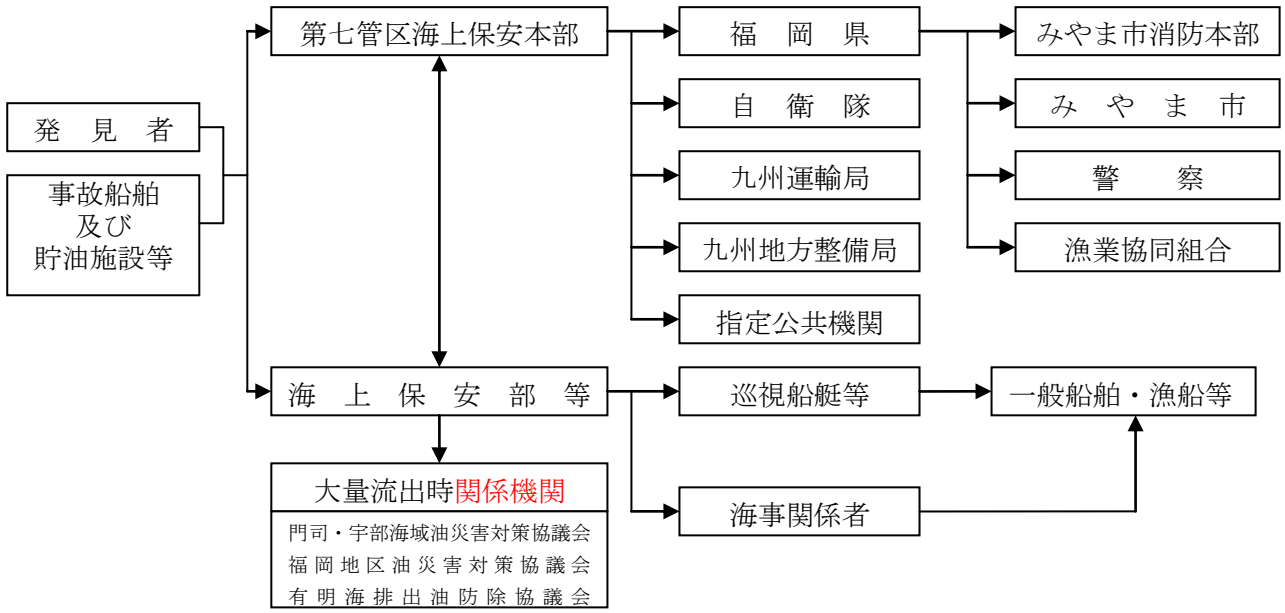
市は、県、漁業協同組合、第七管区海上保安本部等と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■主な活動内容

○ 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報	○ 海上保安部等の行う応急対策への協力
○ 沿岸及び地先海面の警戒	○ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導
○ 沿岸住民に対する避難の指示	○ 防除資機材及び消火資機材の整備
○ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置	○ 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
○ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）	○ 風評被害に関すること
○ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油の防除措置の実施	
○ 消火作業及び延焼防止作業	

■海上災害情報伝達系統



第4節 放射線災害対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 放射線災害の応急対策	●			総務班 、 消防本部班 、 消防団班 、 関係各班

第1 放射線災害の応急対策

1 放射線災害の対象と対応方針

本節の放射線災害とは、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）からの火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生をいう。

放射線災害が発生したときは、消防本部班が中心となり、消防団班、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

2 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

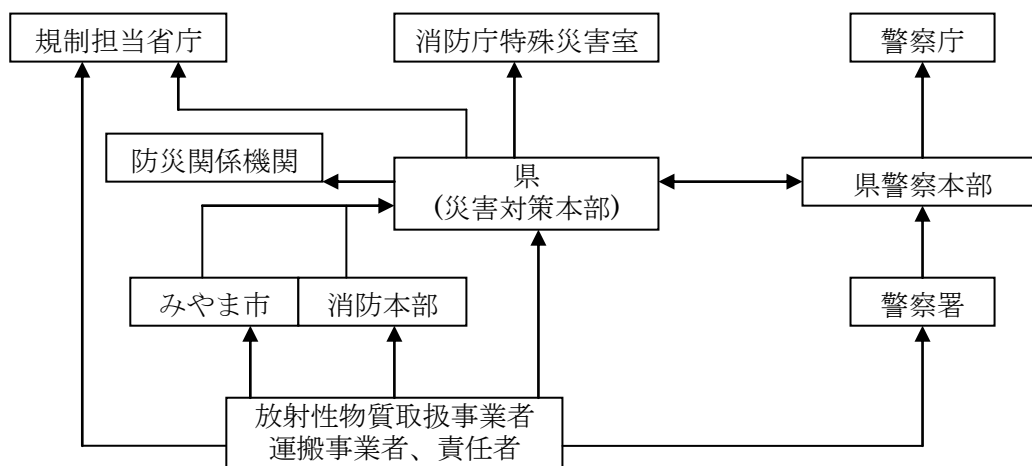
なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

総務班、消防本部班及び消防団班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

■運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等に係る情報連絡系統



4 応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難指示(緊急)等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請

5 屋内待避・避難誘導等の防護活動

(1) 屋内退避等の呼びかけ

市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、必要に応じて、住民に対し屋内退避、コンクリート屋内退避等と呼びかける。

その他放射性物質等により住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとるものとする。

(2) 退避等の方法

市は、昼夜の別、地形、風向等の気象動向を総合的に勘案しながら、必要に応じて、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、住民を退避又は避難させる。

6 放射線測定の実施

市は、環境への影響を把握するため、必要に応じて、国・県等の協力を得ながら事故現場の周辺地域等の放射線量の測定を行うこととする。

7 飲料水、飲食物等の摂取制限

(1) 飲料水、飲食物

市は、放射性物質等による汚染状況の調査結果等により、次表の「飲食物接種制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

（飲食物摂取制限に関する指標）

対 象	放射性ヨウ素	放射性セシウム
飲料水、牛乳、乳製品	$3 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上	$2 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上
野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	$2 \times 10^3 \text{Bq/kg}$ 以上	$5 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上

（参考：福岡県地域防災計画原子力災害対策編）

(2) 農林水産物の摂取及び出荷制限

環境経済部は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の摂取禁止、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

8 災害復旧計画

(1) 関係情報の収集・調査

市及び関係機関は、大気、水質、農林水産資源、水鳥、植生等に対する事故災害による影響の調査並びにそれを踏まえた必要な対策（環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等）について、連携を図りながら実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、必要に応じ、国（環境省等）、県、専門家による指導・助言等の活用を図るものとする。

(2) 健康対策

市は、医師会等と連携し、災害発生地周辺の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

(3) 風評対策

市及び商工観光、農林水産業関係者等の関係機関は、風評による観光客離れ、消費者の農林水産物離れ等を防止するため、連携を図りながら、次に掲げるような風評対策を実施する。

ア 風評による観光、消費への影響調査

イ 風評に対応するための客観資料の収集

ウ 風評被害を受けた事業者等に対する総合的な相談窓口の設置等の支援

エ 報道機関等を通じたキャンペーン活動等

第6章 災害復旧復興計画

第1 節 災害復旧事業

第2 節 被災者等の生活再建等の支援

第3 節 地域復興の支援

第4 節 災害復興計画

本章は、被災した市民・事業者・農林漁業従事者等の再建支援と、社会システム回復のための基本的対策項目について定めたものである。

第1節 災害復旧事業

項 目	担 当
第1 災害復旧事業の推進	関係各部
第2 激甚法による災害復旧事業	関係各部

第1 災害復旧事業の推進

市は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつ、災害の再発防止等の観点から必要に応じて改良復旧を行う。

■災害復旧事業の種類

種 類	項 目	根拠法
公共土木施設 災害復旧事業計画	<input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 海岸 <input type="checkbox"/> 砂防設備 <input type="checkbox"/> 道路、橋梁 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 漁港 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 林地荒廃防止施設 <input type="checkbox"/> 地すべり防止施設 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊防止施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設 災害復旧事業計画	<input type="checkbox"/> 農地、農業用施設 <input type="checkbox"/> 林業用施設 <input type="checkbox"/> 漁業用施設 <input type="checkbox"/> 共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設 災害復旧事業計画	<input type="checkbox"/> 都市計画区域における街路、公園、都市排水施設等 <input type="checkbox"/> 市街地における土砂堆積等	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針
公営住宅 災害復旧事業計画	<input type="checkbox"/> 災害公営住宅の建設 <input type="checkbox"/> 既設公営住宅	公営住宅法
公立文教施設 災害復旧事業計画	<input type="checkbox"/> 公立学校施設 <input type="checkbox"/> 公立社会教育施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
厚生施設等 災害復旧事業	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等	生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法
医療施設 災害復旧事業計画	<input type="checkbox"/> 医療施設	医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
公営企業 災害復旧事業計画	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道事業	医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律水道法
公用財産 災害復旧事業計画		
水道施設災害復旧事業計画	<input type="checkbox"/> 水道施設	水道法
清掃施設等災害復旧事業計画	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
その他の災害復旧事業計画		

第2 激甚法による災害復旧事業

著しく激甚である災害（激甚災害）発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が

制定されている。激甚災害に指定されたときは、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

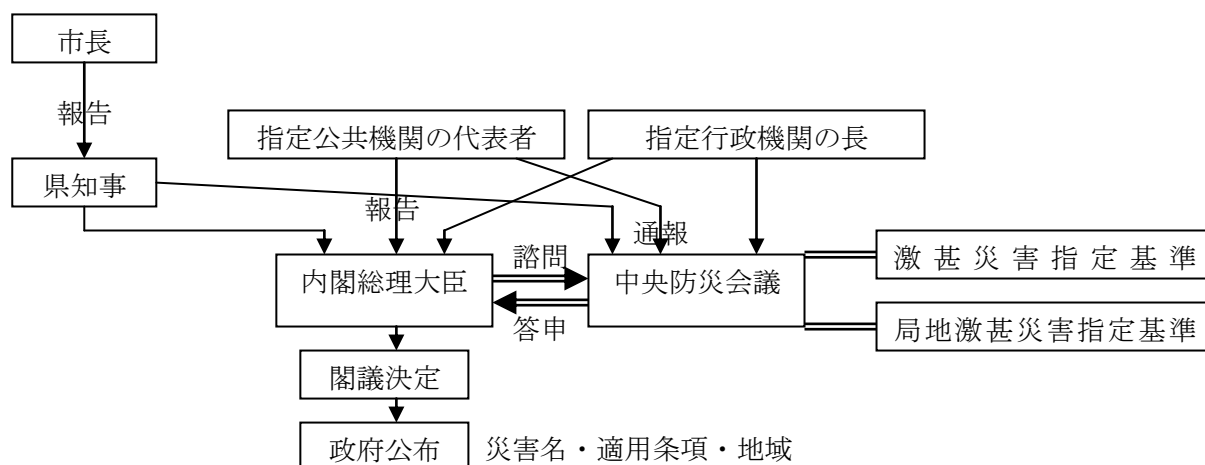
1 激甚災害の指定手順

激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

■激甚災害指定手続きのフロー



■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章 第3条、第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条） ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条） ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助（法第7条） ○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条） ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条） ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条） ○ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第13条） ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） ○ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例（法第13条） ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条） ○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（法第15条）
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条） ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条） ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条） ○ 母子及び寡婦福祉法による国の貸し付けの特例（法第20条） ○ 水防資材費の補助の特例（法第21条） ○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（法第22条） ○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例（法第23条） ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（法第24条） ○ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）

2 激甚災害に関する調査報告

市は、市域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

項 目	担 当
第1 生活相談	市民部、保健福祉部、山川支所、高田支所
第2 リ災証明の発行	市民部、消防本部
第3 雇用機会の確保	環境経済部
第4 義援金品の受入及び配分	会計課、総務部
第5 災害弔慰金等の支給	保健福祉部
第5 生活資金の貸与	総務部、保健福祉部、社会福祉協議会
第7 租税の減免等	市民部、関係各部
第8 住宅復興資金の融資	建設都市部
第9 災害公営住宅の建設等	建設都市部
第10 郵政事業の支援措置	郵便局

第1 生活相談

県は、県民情報センター、保健福祉環境事務所等に災害関連の総合相談窓口を設置する。また、必要に応じて、避難所、庁舎その他適当な場所においても、総合的な情報提供及び相談窓口を設置する。

市民部、保健福祉部、山川支所及び高田支所は、災害時における市民からの問い合わせや要望に対応するため、生活相談を実施する。なお、詳細は、第3章 風水害災害応急計画 第4節「災害広報・広聴活動」による。

保健福祉部は、精神科医療機関等と協力して、被災者や災害時要援護者の精神的な障害を軽減させるため、カウンセリングなどの必要な措置を行う。また、必要な情報資料を作成し、総務部及び市民部へ提供を依頼する。

第2 リ災証明の発行

市民部、消防本部は、り災者のり災証明の発行申請に対し、り災台帳で確認のうえ、り災証明書を発行する。被害調査等により客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行する。

り災証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項である。

■り災証明の担当及び証明の範囲

市民部	家屋の全壊、大半壊、半壊、準半壊、半壊に至らない、床上浸水、床下浸水
消防本部	火災による焼損等（みやま市消防本部火災調査規程に基づく）

第3 雇用機会の確保

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、次の措置を行う。

環境経済部は、被災者に対し、これらの情報を提供する。

■職業安定所の措置

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出向くことが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置

第4 義援金品の受入及び配分

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想される。

会計課及び総務部は、これらの受け入れ体制や配分等について速やかに体制を確立する。

1 義援金品の受け入れ

義援品の受け入れに際して、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう義援品提供者に呼びかける。

また、義援金品の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

2 義援金品の保管

義援金は、り災者に配分するまで指定金融機関の専用口座をつくり保管し、義援品は市所有倉庫等に保管する。

3 義援金品の配分

県の配分基準にしたがって配分する。なお、市単独で決定する場合は、義援金品の配分に関して配分委員会等を設けて配分方法を決定し、り災者に対し適正かつ円滑に配分する。

■県の配分基準

義援金（※床上浸水世帯を1とする）	（配分比）
死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5
重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3
全壊全焼流失世帯	10
半壊半焼世帯	5
一部損壊世帯	1
床上浸水世帯	1

義援品

指定避難所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、指定避難所への配分を決定するにあたっては、緊急性を要すること、また個人へ配分するものではないことから、義援金品配分委員会の決定は不要とすることができる。

第5 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

保健福祉部は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害弔慰金を支給する。

また、みやま市災害見舞金等支給要綱に基づき、被災者及びその遺族に対して見舞金及び弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金等

保健福祉部は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障害見舞金を支給する。

3 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた市民に対し、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、被災者再建支援金を支給する。なお、県内で被災者生活再建支援法が適用されている自然災害において、本市が法の適用要件を満たさない場合にあっては、被災者に対して福岡県被災者生活再建支援金により法と同様の支援が行われる。

保健福祉部は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、とりまとめの上、県に提出する。

■法適用の要件

<p>対象となる 自然災害</p>	<p>適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項又は第2項に該当する被害が発生した市町村</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p> <p>④ 上記①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑤ 上記①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）</p> <p>※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p>
<p>対象世帯</p>	<p>上記の災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯（全壊世帯）</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）</p> <p>③ 被害により危険な状況が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>

■支給金額

（単位：万円）

被災世帯の別		基礎支援金	住宅の再建方法	加算支援金	合計
複数世帯	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
	解体世帯		補修	100	200
	長期避難世帯		賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250

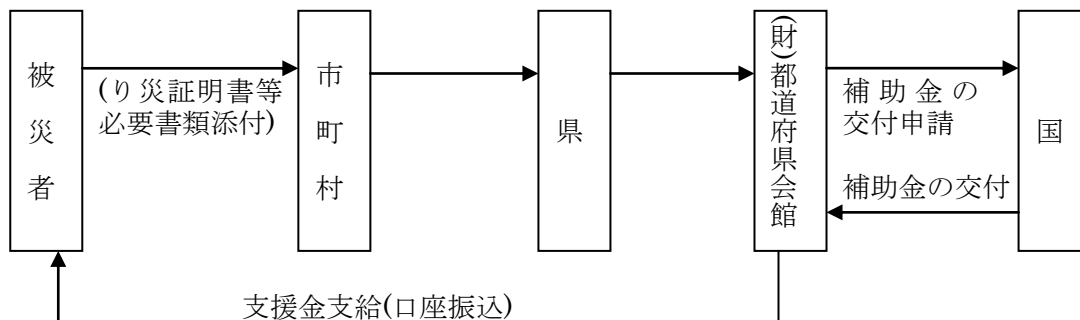
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数世帯 (世帯人数が1人の場合)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

※ 支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の合計額となる。

※ 「住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊の危険があるなどやむを得ない事由でその住宅を解体した世帯」は全壊世帯に該当する。

※ 被災当初、一時的に「賃貸住宅（公営住宅入居者を除く）」に入居した世帯が加算支援金を受け取った後、諸般の事情により申請期間内に住宅を「建設・購入」又は「補修」することになった場合は、再度申請することにより、既に受給した額との差額を受け取ることが可能。（ただし、住宅を「補修」として加算支援金を受け取った場合は、その後申請期間内に住宅を「建設・購入」したとしても、既に受給した額との差額を受け取ることができない。）

■被災者生活再建支援制度のフロー



※県では支援支給に関する事務の全部を(財)都道府県会館に委託している。

第6 生活資金の貸与

1 災害援護資金

保健福祉部は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1 をそれぞれ市に、無利子で貸し付ける。

■災害援護資金の内容

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害	
貸付限度額	1 世帯主の1か月以上の負傷	150万円
	ア 家財の1/3以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊	250万円

	エ 住居の全体が滅失又は流出	350 万円
	ア 1 と 2 のアの重複	250 万円
3 1と2が重複した場合	イ 1 と 2 のイの重複	270 万円
	ウ 1 と 2 のウの重複	350 万円
4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2 のイの場合	250 万円
	イ 2 のウの場合	350 万円
	ウ 3 のイの場合	350 万円
貸付条件	(世帯人員)	(市民税における総所得金額)
	1 人	220 万円
	2 人	430 万円
	3 人	620 万円
	4 人	730 万円
	5 人以上	(1 人増すごとに730 万円に30 万円を加えた額)
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270 万円とする。
利 率	年3% (据置期間は無利子)	
据置期間	3年 (特別の事情がある場合5 年)	
償還期間	10年 (据置期間含む)	
償還方法	年賦又は半年賦	
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48 年法律第82 号)	

2 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、福岡県生活福祉資金貸付規程及び福岡県生活福祉資金貸付規程細則に基づき、資金の種類ごとに、貸付の条件、貸付限度額等に従いそれぞれの用途に応じた生活福祉資金を貸し付ける。

市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■資金の種類

<input type="radio"/> 更生資金	<input type="radio"/> 修学資金	<input type="radio"/> 災害援護資金
<input type="radio"/> 福祉資金	<input type="radio"/> 療養・介護資金	<input type="radio"/> 長期生活支援資金
<input type="radio"/> 住宅資金	<input type="radio"/> 緊急小口資金	<input type="radio"/> 離職者支援資金

3 母子福祉資金・寡婦福祉資金

県保健福祉環境事務所は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

福祉課は、この受付事務を行う。

■資金の要件及び種類

要件	○ 母子家庭の母又は父子家庭の父で、20歳未満の子どもを扶養している人		
	○ かつて母子家庭の母だった人（寡婦）		
	○ 配偶者と死別又は離別した40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人		
種類	○ 事業開始	○ 技能習得	○ 修業
	○ 事業継続	○ 生活	○ 修学支度
	○ 住宅	○ 転宅	○ 医療介護
	○ 就職支度	○ 就学支度	○ 結婚

第7 租税の減免等

市民部は、災害によって被害を受けた市民に対して市民税等の減免等、納税延期及び徴収猶予を行う。

また、市、ライフライン機関等は、被災市民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて可能な限り特例措置を講じる。

■市税等の減免等の種類、内容

納税期限の延長	<p>災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が広範囲にわたる場合、市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。 ○ その他の場合、規則で定める申請書を市長に提出するものとする。 	
徴収猶予	<p>災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、市民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）</p>	
滞納処分の執行の停止等	<p>災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。</p>	
減免免除	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免、免除等を行う。	
	個人の市民税の減免	○ 被災した納税義務者の状況に応じて行う。
	固定資産税の減免	○ 災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について減免を行う。
	国民健康保険税の減免 介護保険料の減免 国民年金保険料の免除 医療費一部負担金の減免 心身障害者扶養共済掛金の減免 軽自動車税等の減免	○ 被災により生活が著しく困難となった場合に行う。

■県、国の減免等の種類

制 度 名	窓 口
更生医療身体補装具および重度身体障がい者日常生活用具の自己負担額の減免	県保健福祉環境事務所、市福祉課
社会福祉施設の入所費用の減免	県保健福祉環境事務所、児童相談所、市(区)町村
精神障害者措置入院費の減免	県保健福祉環境事務所
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免および徴収猶予	県税事務所
国税の減免および納税猶予	税務署

■公共料金等の特別処置

○ り災証明手数料の免除	○ ごみ処理手数料の減免等
○ 保育料の減免等	○ テレビ受信料金の免除等
○ 市営住宅家賃等の減免等	○ 電話料金・電話工事費の減免等
○ 上下水道料金の減免等	○ 電気料金・工事費負担金の免除等
○ し尿くみ取り手数料の免除等	○ ガス料金の納付延長等

第8 住宅復興資金の融資

建設都市部は、被災者に対し、住宅建設等に関する次の融資制度の情報提供等を行う。

1 住宅復興資金

独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

2 個人住宅災害緊急建設資金

県は、福岡県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度に基づき、被災者に対し、個人住宅の新築、改築資金を貸し付ける。

3 災害対策資金融資

市は、災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転及び住宅に付随する危険地の防災工事を促進し、災害を未然に防止するとともに、被害を受けた住宅等の復興を図るため、災害対策資金の融資あっせん及び利子補助を行う。

第9 災害公営住宅の建設等

建設都市部は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設、若しくは買取又は被災者へ転貸するために借り上げる。

また、県の指導のもと、低所得被災世帯のため、国庫から補助を受け災害公営住宅を整備し、入居させる。

第10 郵政事業の支援措置

日本郵政グループ、瀬高・江浦・原町郵便局は、災害が発生したときは、被災地の状況に応じ、次の災害特別業務を行う。

■郵政事業の特別業務

- 被災者に対する通常葉書、郵便葉書の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 被災者救援用寄付金送金のための郵便振替料金免除
- 医療機関による医療救護活動への協力
- 簡易福祉事業団に対する災害救護活動の要請
- 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資

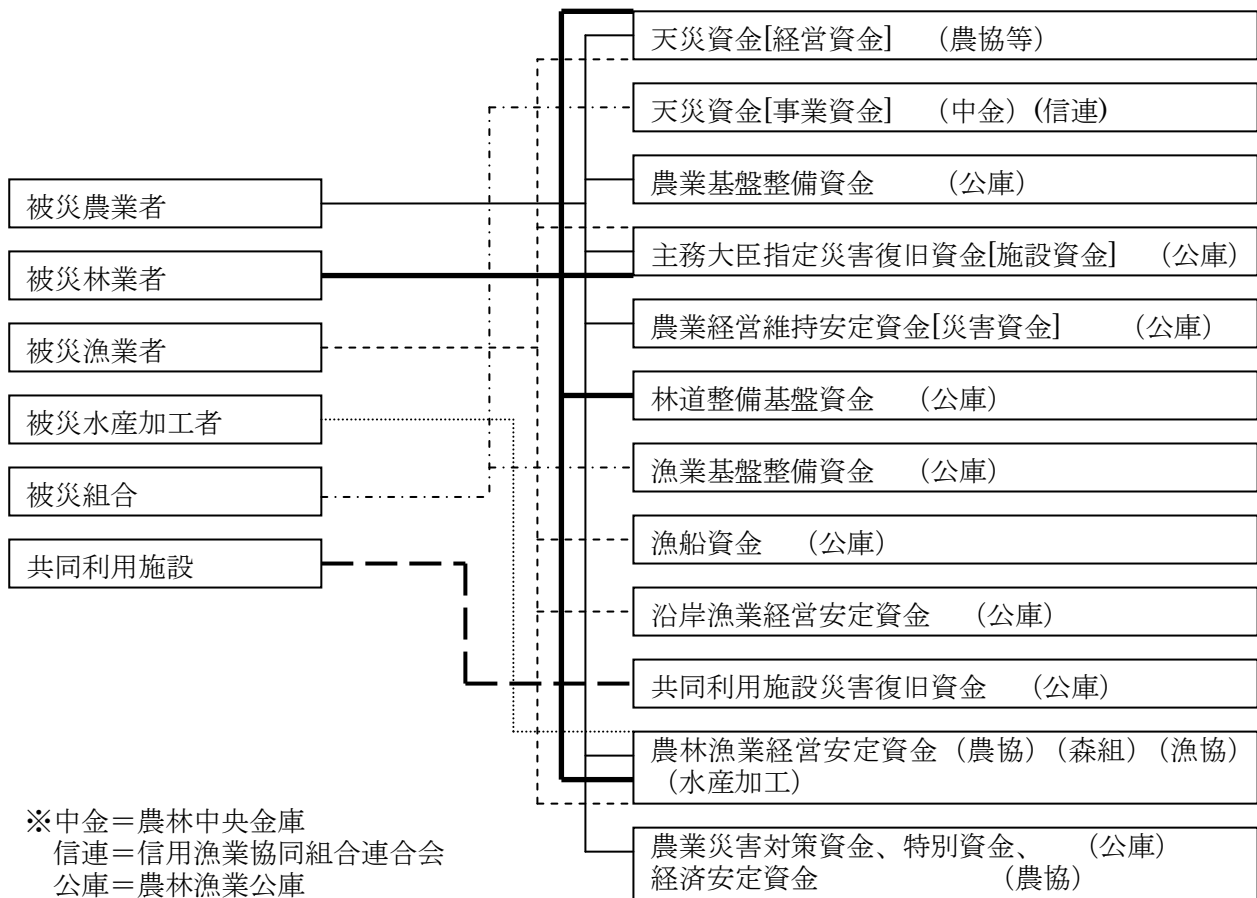
第3節 地域復興の支援

項 目	担 当
第1 農林漁業者への支援	環境経済部
第2 中小企業者への支援	環境経済部

第1 農林漁業者への支援

環境経済部は、県、農業協同組合、及び漁業協同組合等の協力により、被災した農林水産業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■農林漁業関係融資



第2 中小企業者への支援

環境経済部は、県、商工会等の協力により、被災した中小企業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■融資制度の種類

- 福岡県による融資
- 中小企業金融公庫による融資
- 国民生活金融公庫による融資
- 商工組合中央金庫による融資

第4節 災害復興計画

項 目	担 当
第1 復興計画作成の体制づくり	総務部、関係各部
第2 復興に対する合意形成	総務部
第3 復興計画の推進	総務部、関係各部

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

また、住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、市は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第2 復興に対する合意形成

市は、復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、次の取組みに配慮する。

■合意形成のための施策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集○ 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置 |
|---|

第3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

市は、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。

1 復興事業の推進

災害復興事業のうち地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

2 復興計画の策定

計画策定にあたっては、多様な行動主体の参画と協働、将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

■計画構成例

- 基本方針
- 基本理念
- 基本目標
- 施策体系
- 復興事業計画等（想定される事業分野・生活）
 - ▽ 住宅
 - ▽ 保健・医療
 - ▽ 福祉
 - ▽ 教育・文化
 - ▽ 産業・雇用
 - ▽ 環境
 - ▽ 都市及び都市基盤
 - ▽ その他

みやま市地域防災計画

—本 編—